

入札公告に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	入札公告	3	4	2-(1)-ウ	「構成企業以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが」とありますが、具体的にどのような団体の出資を想定されていますでしょうか。	特段想定しているものではありません。
2	入札公告	3	4	2-(1)-ウ	「構成企業以外の者がSPCの出資者となることは可能であるが」とありますが、構成企業以外の会社が出資できるスキームにしている意図をご教示ください。	多様な資金調達を可能とするためです。
3	入札公告	7	17	2-(2)イ(7)	この項に示されている参加資格について、構成企業又は協力企業から再委託する企業についても該当するか。	該当しません。 ただし、再委託に際しては契約書(案)に記載のとおり国の承諾が必要になります。
4	入札公告	8	1	2-(2)イ(7)	「本広告と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であること」とありますが、証明の方法とは具体的にはどのようなものが可となりますでしょうか。(例：同種業務の契約書コピーの提出(但し、契約金額は契約先との情報保持の条項により提示なしを可とする)等。)	任意のもので差し支えありません。 なお、契約金額等の提示ができない場合には、例えば予定価格などの資料を補足していただく可能性があります。
5	入札公告	10	18	3-(2)	入札説明会の時に説明があった、今後配布される予定の図面関係について、図面(建築図、電気図、設備図、構造図等)やメーカーリストは、すべての資料が開示されるのか。	開示可能なものはすべて開示する予定です。 (建築物・建築設備の施工図面、PFI工事区分表の開示を予定しています。) なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。
6	入札公告	12	8	4-(6)	この項に示されている予定価格は開示されるか。	落札者決定後に開示する予定です。

入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
1	入札説明書	1	5		[平成28年1月12日に修正版を公表した「国際法務総合センター維持管理・運営事業実施方針」(添付資料を含む。以下「実施方針」という。)並びに実施方針に関する質問及び意見に対する回答(以下これらを「実施方針等」という。)を反映したものであり、本説明書と実施方針等に相違がある場合には、本説明書の内容が優先することとしとあります。実施方針ならびに実施方針に関する質問及び意見に対する回答は、本公告において効力がないとの理解でよろしいでしょうか。	より後に公表された資料(本件入札説明書等)に反しない限りにおいて有効です。	
2	入札説明書	1	6		実施方針に関する意見及び質問に対する回答は、以前のものに対する平成27年3月20日公表分、修正版に対する平成28年2月29日公表分、いずれも有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	より後に公表された資料(本件入札説明書等)に反しない限りにおいて有効です。	
3	入札説明書	1	34	3-(3)	昭島市は、平成28年4月1日付けで一部の居住地について、住居表示を変更しました。これにより、現在、入札説明書に記載されている「築地町」は、「もくせいの杜」に住居表示が変わっており、今後の書類作成に当たっては、事業場所を「もくせいの杜」としてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
4	入札説明書	2	40	3-(4)-ウ	大規模庁舎等の庁舎管理権を有効適正に機能させるためには、庁舎管理規程を策定しておくことが必須であると思われませんが、国際法務総合センターの庁舎管理規程等の策定は、国において実施されるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
5	入札説明書	4	18	3-(4)-エ-(イ)-a	a 給食業務の対象施設は矯正医療センター(仮称)であり、後段のe 職員食堂運営の対象施設は矯正医療センター(仮称)、矯正研修所及び同東京支所とのことですが、矯正医療センター(仮称)での食事提供業務は、被収容者に対しては給食業務として実施し当該対価はPFI事業費として国から支払われるのに対し、職員に対しては職員食堂運営業務として独立採算で実施するものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、給食業務では職員に対する食事の提供は業務に含まれておりませんので、貴見のとおりです。	
6	入札説明書	4	18	3-エ-(イ)-a	八王子医療刑務所における各食種の基準となる「食事箋」の開示並びに、厨房への指示方法(所定の書式による等)をご教示願います。	提示の予定はありません。 詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。	
7	入札説明書	4	31	3-(4)-エ-(イ)-b	衣料・寝具等の提供業務の対象として矯正研修所及び同東京事務所が示されていますが、矯正研修所及び同東京事務所の業務に関しては、洗濯以外の業務が本項の対象である要求水準業務であり、洗濯は独立採算業務との理解でよろしいでしょうか。 5頁fとの関係から確認します。	要求水準書に記載のとおり、矯正研修所及び同東京支所について、研修員等に係る衣類・寝具カバー等の洗濯は独立採算業務となり、研修員用の寝具の調達、貸与や当直室の寝具の洗濯等は、第5-2.衣類・寝具の提供業務の対象となります。	
8	入札説明書	4	31	3-(4)-エ-(イ)-b	b 衣類・寝具等の提供業務のサービス提供対象者は被収容者及び職員であり、当該業務対価はPFI事業費として国から支払われるのに対し、後段のf 研修員等に係る寝具の洗濯業務のサービス提供対象者は研修員等であり、独立採算で業務を実施するものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、矯正研修所及び同東京支所について、研修員等に係る衣類・寝具カバー等の洗濯は独立採算業務となり、研修員用の寝具の調達、貸与や当直室の寝具の洗濯等は、第5-2.衣類・寝具の提供業務の対象となります。	
9	入札説明書	4	31	3-(4)-エ-(イ)-b	b 衣類・寝具等の提供業務の対象施設に矯正研修所及び同東京支所があり、後段のf 研修員等に係る寝具の洗濯業務の対象施設にも同施設が含まれますが、当該施設の衣類、寝具の洗濯業務はどちらの業務で実施するのでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、衣類・寝具等の提供業務では研修員等に対する洗濯は業務に含まれておりません。なお、衣類・寝具等の提供業務においては、矯正研修所及び同東京支所に係る寝具の調達等が含まれます。	
10	入札説明書	5	5	3-(4)-エ-(イ)-c(a)	院内清掃におけるゾーニング(カラーリング)の基準は国が定めるものとす理解で良いかご教示ください。	ゾーニングについては国が定めますが、建築サインとして明確に区分できるような施工にはなっておりません。	
11	入札説明書	5	5	3-(4)-エ-(イ)-c(a)	入札説明書において、職員宿舎については、居住者の負担となる部分を除くと示されましたが、職員宿舎の居住者の負担となる部分を明示願いたい。	職員宿舎の維持管理については、国家公務員宿舎法第17条の2及び国家公務員宿舎に係る現状回復の取扱いについてにおいて定める「国が費用を負担しない軽微修繕」及び「国が費用を負担しない維持管理」を除き、事業者の業務となります。(この部分は居住者が負担するという趣旨です。)したがって、職員に貸与していない宿舎や職員に貸与中の居室の消防設備は共用部に含まれますので、御留意ください。また、その旨要求水準書を修正します。	
12	入札説明書	5	5	3-(4)-エ-(イ)-c(a)	職員宿舎について、事業者の業務範囲は建築・設備ともに共用部のみであり、居室部分(空調機器、消防設備等)は国の対応範囲という理解でよろしいでしょうか。	職員宿舎の維持管理については、国家公務員宿舎法第17条の2及び国家公務員宿舎に係る現状回復の取扱いについてにおいて定める「国が費用を負担しない軽微修繕」及び「国が費用を負担しない維持管理」を除き、事業者の業務となります。(この部分は居住者が負担するという趣旨です。)したがって、職員に貸与していない宿舎や職員に貸与中の居室の消防設備は共用部に含まれますので、御留意ください。また、その旨要求水準書を修正します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
13	入札説明書	5	23	3-(4)-エ -(イ)-e	職員食堂運営（独立採算業務）と記載しておりますが、事業者が努力しても外的な要因で、損益分岐点が下回った場合は助成金の協議は可能でしょうか？	協議の対象とはなりません。	
14	入札説明書	5	37	3-(4)-エ -(イ)-f	f 研修員等に係る寝具の洗濯業務の対象施設に公安調査庁研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所があり、前段のb衣類・寝具等の提供業務の対象施設には含まれていませんが、当該施設の衣類、寝具の調達、管理は実施しない（国が実施する）と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
15	入札説明書	8	1	3-(6)-イ	本説明書に関する説明会にて、競争的対話を実施するとの説明がありました。具体的な実施日時や方法などは、競争参加資格の確認（第1次審査）結果の通知とともにご教示いただけるのとことよろしいでしょうか。	競争参加資格の確認後、提案書及び第2次審査資料提出までの間、法務省において対面にて実施する予定です。具体的には競争参加資格の確認後、お示しします。	
16	入札説明書	8	1	3-(6)-イ	本説明書に関する説明会にて、競争的対話の内容のうち、入札参加者のノウハウに関するものは非公開にするとの説明がありました。非公開にするか否かの判断に際しては、入札参加者の意見を聞いていただけるとのことよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、合理的な理由がない場合には入札参加者の意見が通らないこともあり得ます。	
17	入札説明書	8	4	3-(6)-イ	医療機器の2次側工事の取り合いの確認のため、第1次審査終了後すぐに図面の開示をしていただける時、図面はCADデータの理解でよろしいでしょうか。	未定です。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書（様式は別途提示します。）を提出していただきます。	
18	入札説明書	8	1	3-(6)-イ	平成28年1月12日公表の実施方針(P14)に「(11)競争的対話の実施」について記載があり、「具体的な実施時期、実施方法及び注意事項等は入札説明書に明示する」とありますが、入札説明書に記載がありません。平成28年4月6日開催の説明会でご説明があったとおり、競争参加資格確認後に競争的対話を実施されるとの理解ですが、具体的な実施時期、実施方法及び注意事項等についてご提示ください。	競争参加資格の確認後、提案書及び第2次審査資料提出までの間、法務省において対面にて実施する予定です。具体的には競争参加資格の確認後、お示しします。	
19	入札説明書	8	1	3-(6)-イ	実施方針（平成28年1月12日公表）に関する質問・意見のP9-No22に、「入札参加確認時に詳細図面を提示する予定です」とありますが、入札説明書には、開示時期・開示内容に関する記載がありません。詳細図面は、建築図面のみではなく、設備図面や設備機器リストなどの事業者が検討に必要な図面及び関連書類が提示されるとの理解で宜しいでしょうか。提示予定の書類のリストをご提示ください。	開示可能なものはすべて開示する予定です。 （建築物・建築設備の施工図面、PFI工事区分表の開示を予定しています。） なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書（様式は別途提示します。）を提出していただきます。	
20	入札説明書	8	1	3-(6)-イ	実施方針（平成28年1月12日公表）に関する質問・意見のP13-No52に、「事業者は職員の入退所管理は実施しなくとも良い。」とありますが、国職員及び事業者職員の入退所管理は国が実施されるのでしょうか。もしくは、職員の入退所管理が必要ではない建築計画（セキュリティ計画）となっているのでしょうか。施設のセキュリティ計画や事業者の業務対象エリアの設定（保安区域等の事業者侵入禁止エリアなどの前提条件を含む）により、配置人員や想定業務内容・業務量が変わります。そのため、競争参加資格確認後に、セキュリティ計画や各業務の業務対象エリアを把握できる詳細図面・業務範囲図等をご提供ください。	前段について、ここで言う「職員」とは国職員を指します。事業者の職員の入退所管理については提案によります。後段については、建築物・建築設備の施工図面を開示する予定です。それを参考にしてください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書（様式は別途提示します。）を提出していただきます。	
21	入札説明書	8	25	4-(1)-ウ	構成企業以外の者がSPCの出資者になる場合、①金融機関からのローン借入②事業会社によるエクイティ投資の2パターンが考えられます。その際のスキーム等に制限はありますか。（ローンの種類、投資元会社の信用クレジット等）	入札説明書に記載のとおり、制限はしていません。	
22	入札説明書	8	32	4-(1)-オ	構成企業及び協力企業は他の応募グループと重複不可とありますが、①ローン借入先の金融機関②事業会社によるエクイティ出資者についても他グループとの重複不可という認識でしょうか。	入札説明書に記載のとおり、制限はしていません。	
23	入札説明書	9	1	4-(1)-キ	この項に示されている構成企業又は協力企業等の変更は認めない部分は、構成企業又は協力企業から再委託する企業にも適用されるか。	適用されません。	
24	入札説明書	9	15	4-(2)-ア -(イ)	「資本面若しくは人事面において関連がある者」の定義において、“（イ）において同じ。”とありますが、“（エ）において同じ。”ではないでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
25	入札説明書	9	22	4-(2)-ア -(イ)	本事業に係るアドバイザー業務に関与した者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこととありますが、融資金融機関に関しては適用除外との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
26	入札説明書	9	40	4-(2)-イ- (7)	施設維持管理・運営業務に携わる構成企業又は協力企業等の参加資格要件として、全省統一資格「C」等級の者は、“本公告と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明すること”を求められていますが、“本公告と同程度の仕様”とは、具体的にどのような仕様が必要でしょうか。	各構成企業・協力企業等が、それぞれの担当する業務について同程度の業務を履行したとする実績があることを求めるものです。	
27	入札説明書	9	40	4-(2)-イ- (7)	本公告と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者であることの同程度の仕様の契約を履行した実績を証明とは、公、民間問わず、締結した契約書の写し等、任意書類の写しの提出でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
28	入札説明書	9	40	4-(2)-イ- (7)	「本公告と同程度の仕様の契約を履行した実績」とありますが、「本公告と同程度の仕様の契約」とは具体的にどのようなものを指すのか、ご教示ください。	各構成企業・協力企業等が、それぞれの担当する業務について同程度の業務を履行したとする実績があることを求めるものです。	
29	入札説明書	10	11	4-(2)-イ- (ウ)	「給食業務、衣類・寝具等の提供業務～に携わる構成企業又は協力企業等は一般財団法人医療関連サービス振興会の認定するサービスマークの認定を受けていること」とございますが、平成27年3月20日に公表された「実施方針に関する御質問に対する回答」NO.52～54ならびに「要求水準書(案)」に関する御質問に対する回答」のNO.134にてあったように、実際に当該業務を実施する企業が持っていれば、構成企業又は協力企業は持っていなくても、当該業務に携わることができる(構成企業又は協力企業としてマネジメント可能)という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、関係法令、事業契約書第40条各項の規定及び要求水準書(特に個別業務責任者の選任)を遵守する必要があります。	
30	入札説明書	10	11	4-(2)-イ- (ウ)	「給食業務、衣類・寝具等の提供業務～に携わる構成企業又は協力企業等は一般財団法人医療関連サービス振興会の認定するサービスマークの認定を受けていること」とございますが、「医療関連サービスマーク制度」における「院内清掃業務」についてサービスマークの認定の必要があると考えた場合、清掃・環境整備業務における矯正医療センター以外の各施設の清掃・環境整備業務においては、サービスマークの認定を受けていなくても業務を実施することが可能かと思えます。また、当該認定を受けた団体のみが矯正医療センター以外の清掃・環境整備業務を実施すると、コストの高止まりも懸念されるため、矯正医療センター以外の清掃・環境整備業務については、サービスマークの認定を保有していなくても、実業務を実施可能として頂けないでしょうか。	御意見のとおりとしますが、各清掃担当企業がどの部分の清掃を実施するか明確にする必要があります。	
31	入札説明書	10	34	6-(1)	(ウ) から (カ) とありますが (オ) までしかありません。	貴見のとおりであり、修正します。	○
32	入札説明書	10	34	6-(1)	「～(ウ) から (カ)」とありますが、「～(ウ) から (オ)」との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
33	入札説明書	12	23	9-(1)-ア	質問の機会が1回とされておりますが、競争参加資格確認後、詳細図面等が提示された場合、それに対する確認事項が発生することが予想されます。入札説明書に関する説明会での説明では、それらに関しては競争的対話で対応するとのことでしたが、細かい確認事項もあると思われるため、詳細図面等の提示後、再度質問の機会を設けていただけないでしょうか。	書面での質問は予定しておりません。	
34	入札説明書	13	10	10-(3)	入札書及び第2次審査資料の提出は、“(2)の場所への持参、郵送又は電子調達システムの利用により行う”とのことですが、電子調達システムを利用する場合の当該システムによる提出物は「入札書」のみであり、「第2次審査資料」の提出は持参又は郵送で提出するものと理解してよろしいでしょうか。	電子調達システムを利用する場合、入札書のみでの提出はできませんので、併せて第2次審査資料(1部分でも可)の提出が必要です。 持参又は郵送する場合は、どのような提出形態でも差し支えありません。	
35	入札説明書	13	37	11-(1)- ウ(ウ)	紙による入札の場合、競争入札参加資格確認通知書の写しを持参しなければならぬとのことですが、電子調達システムの利用による入札の場合は、当該書面の写しを添付する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	必要となりますので、PDFファイル等にて提出をお願いします。	
36	入札説明書	14	25	11-(5)	「契約金額は、入札価格に消費税相当額を加えた金額とする」とありますが、「入札価格」には消費税を含まないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
37	入札説明書	15	7	12-(8)	「定価ベースの価格証明書」の様式はあるか。	様式はありませんので、任意の書式となります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
38	入札説明書	15	7	12-(8)	第2次審査資料とは別途「定価ベースの価格証明書」を1部提出しなければならないとのことですが、様式集に様式がないため、応募者による任意様式で提出するものと理解してよろしいでしょうか。	様式はありませんので、任意の書式となります。	
39	入札説明書	15	7	12-(8)	「定価ベースの価格証明書」には、人件費、物件費、諸経費等の積算内訳を記載するとのことですが、様式1-04-4「損益計算書の算出根拠」とは別に、費目・項目毎の数量・単価を記載し、合計金額を積算した書類と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりであり、必要な業務すべての定価の記載をお願いいたします。	
40	入札説明書	15	7	12-(8)	第2次審査資料として提出が必要な「定価ベースの価格証明書」の対象は、別紙5及び12が対象との理解で間違いはないか。	必要な業務すべての定価の記載をお願いいたします。	
41	入札説明書	15	28	15-(1)	入札公告に示された競争参加資格については、①第1次審査資料提出期限の日（平成28年5月27日）、②第2次審査資料の提出期限の日（平成28年8月15日）、の2つの時点において確認されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格は①の時点で確認しますが、②の時点でも保持している必要があります。	
42	入札説明書	16	25	16-(3)	応募者が1者であった場合でも、入札は有効との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
43	入札説明書	16	34	16-(3)-ア	「第1次審査は、第2次審査資料を提出することができる有資格者を選定するものであり、その結果は、第2次審査に影響を与えるものではない」とありますが、第1次審査時に提出した内容を第2次審査時に変更することが可能との理解でよろしいでしょうか。	変更については、原則として入札説明書に記載のとおりです。ただし、担当業務の変更等があった場合には、合理的な理由がある範囲内において、国と入札参加者での協議によります。	
44	入札説明書	17	39	16-(3)-エ-(x)	開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達するものがない場合の再度の入札回数についてご教示ください。	未定です。	
45	入札説明書	17	39	16-(3)-エ-(x)	“開札の結果、予定価格の制限の範囲に達する者がいないときは、引き続き再度の入札を行うことがある”とのことですが、第2次審査資料の入札価格の根拠資料も修正して、再度の開札時間までに提出しなければならないのでしょうか。	再度の入札については、入札書のみ提出であり、第2次審査資料の修正は不要です。	
46	入札説明書	18	13	17	落札決定後7日以内に基本協定書締結とありますが、構成企業及び協力企業の捺印が間に合わない可能性がありますので、「7日以内」を「遅滞なく」と変更していただくことは可能でしょうか。	「概ね7日以内に遅滞なく」と修正します。	○
47	入札説明書	19	4	19-(2)	落札者決定後45日以内に、事業契約を締結しなければならないとの記載があります。ここでいう「45日」には、土曜日、日曜日及び祝日を含まないものとのことでしょうか。	貴見のとおりです。	
48	入札説明書	19	4	19-(2)	落札者決定後45日以内に、事業契約を締結しなければならないとの記載があります。維持管理及び運営に関する契約書（案）には、別紙を含めて、貴省に作成又は修正していただく必要のある箇所があります。落札者決定後、速やかに上記の作成又は修正された維持管理及び運営に関する契約書（案）が貴省から示されるとのことでしょうか。	貴見のとおりです。	
49	入札説明書	19	8	19-(3)	入札書（様式2-1-3）に記載した金額全額に消費税相当額が課されるのでしょうか。	貴見のとおりです。	
50	入札説明書	19	9	20	手続における交渉は無と示されていますが、ここでいう「手続における交渉」とは、貴省と落札者との間で行われる契約協議を指すのでしょうか。	入札手続における交渉の有無を示しています。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
51	入札説明書	19	10	20	「手続における交渉の有無」が「無」となっている。記載内容はあくまで手続に関するものであり、契約締結に至る過程の契約協議は認められるの理解で間違いないか。	契約締結のための文言調整等を目的とする協議については貴見のとおりです。	
52	入札説明書	20	15	25-(7)	「民間金融機関と同様の条件を前提とすることとし、～」とありますが、「同様の条件」を具体的にご教示ください。	株式会社民間資金等活用事業推進機構の融資を受けた場合でも、その他の金融機関の融資を受けた場合でも、国側は同様に取扱うという趣旨です。	

要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
1	要求水準書	3	15	第1編-第3	用語の定義において、「修繕」とは「機器等の性能・機能を原状又は実用上支障のない状態に回復させること」とあり、また「保守」とは「必要に応じて機能回復又は危険防止のために部品・消耗品交換、注油、塗装、その他これらに類する軽微な作業等を行い」とあります。双方とも「機能回復」が含まれております。機能回復のために必要な「部品交換」など費用の発生する作業について、具体的にどのようなケースが修繕となり、また保守となるのかの違いを教えてください。例えば、作業費用や交換部品の費用の額によるなど。	定義に記載のとおり、「保守」とは「軽微な作業」を想定しており、これに含まれないものを「修繕」としています。	
2	要求水準書	7	3	第2編-第3	児童公園はPFI対象施設に含まれておりますが、児童公園内に設置される施設（遊具や椅子などがあれば）の保守管理は、事業者の業務対象外という認識で宜しいでしょうか。	児童公園内の維持管理は施設維持管理業務に含むため、例えば街灯やベンチ等の保守管理は事業者の業務に含まれます。	
3	要求水準書	7	8	第2編-第3	矯正医療センター（仮称）の病床数445床に対して、収容定員が580人と記載されていますが、収容定員と床数の差について、考え方を教えてください。	医療措置を必要としない受刑者等の収容を想定しています。	
4	要求水準書	7	9	第2編-第3	矯正医療センター（仮称）には、身体的な病状の収容者だけでなく、精神疾患のある収容者、痴呆症や寝たきりの高齢者などの介護が必要な収容者及び経理夫（病気の収容者の世話をする健康な収容者）等、多様な状態の収容者がいると考えます。それぞれの収容者について、想定される人数区分・男女区分を教えてください。	現時点では未定であり、公表の予定はありません。	
5	要求水準書	7	9	第2編-第3	矯正医療センター（仮称）には、身体的な病状の収容者だけでなく、精神疾患のある収容者、痴呆症や寝たきりの高齢者などの介護が必要な収容者及び経理夫（病気の収容者の世話をする健康な収容者）等、多様な状態の収容者がいると考えます。参考資料として現八王子医療刑務所の事例（10年程度の収容者内訳の推移等）をご提示ください。	公表の予定はありません。	
6	要求水準書	9	28	第2編-第5-1-(1)-ウ	「施設維持管理業務及び各運営業務について、（中略）配置すること」とありますが、これは施設維持管理業務として1名、運営業務として1名、それぞれ業務責任者を配置するとの理解でよろしいでしょうか。ご教えてください。	貴見のとおりです。	
7	要求水準書	9	32	第2編-第5-1-(1)-エ	個別業務責任者は、他の個別業務責任者を兼務することは可能でしょうか。例えば、庶務・経理等事務支援業務責任者が清掃・環境整備業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	法令を遵守し、要求水準書を満たすのであれば、貴見のとおりです。	
8	要求水準書	10	6	第2編-第5-1-(2)-ア	「総括業務責任者及び副総括業務責任者は、運営準備期間の開始から本事業に携わること。」とありますが、維持管理業務責任者、運営業務責任者、個別業務責任者はそれぞれの業務が開始する時点で配置すればよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教えてください。	要求水準としては貴見のとおりですが、業務が円滑に実施できるような体制となるような提案を求めます。	
9	要求水準書	10	15	第2編-第5-1-(2)-ウ	「維持管理業務責任者・運営業務責任者は、原則それぞれの責任者を兼務することができないものとする」とありますが、ここで言う「それぞれの責任者」とは個別業務責任者との理解でよろしいでしょうか。ご教えてください。	第2編-第5-1-(1)-ウに示す維持管理業務責任者・運営業務責任者を指します。	
10	要求水準書	12	3	第2編-第7-2	業務提供時間は、業務ごとに業務提供時間帯を設定するとありますが、日常作業については概ね開庁時間（8:30～17:00の間）に実施すると考えてよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。事業者の希望による国との協議の結果、それ以外の時間帯に業務を実施する可能性を排除するものではありません。	
11	要求水準書	16	4	第3編-第1-(3)	移転元施設の医療関係事務支援に要している人員数とありますが、移転元の業務範囲は要求水準書P104記載の業務区分と同等と考えてよろしいでしょうか。	医療関係事務に従事している職員すべてを計上したものであり、厳密に同一ではありません。	
12	要求水準書	18		第3編-第1-(4)	備品等（事務机、椅子、ロッカー等）は国負担とありますが、パソコン、プリンター、事務用品等は、どちらの負担になりますか。	国の負担となりますが、国が想定している以上に事業者が必要とする場合には事業者の負担となります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
13	要求水準書	19	29	第3編-第2-(3)イ	「事業者は、国が従事職員に対し、運営開始日までに実施する各種研修及び訓練について、国に必要な協力をする」とありますが、国が実施を予定している各種研修及び訓練の種類・実施時期・回数などについてご教示ください。	詳細は未定ですが、要求水準書に記載のとおり、全体リハーサルは3回程度を予定しております。また、その他必要な研修等を実施することを想定しております。	
14	要求水準書	20	22	第3編-第2-(3)イ	「業務の詳細については、要求水準書第3編-第4-3. 警備業務を参照すること。」となっておりますが、第3編第4-3警備業務と運営準備器期間における警備は同じでは無いので、どの部分のどのような時間帯が適用になるか具体的にお示し頂けますか。	当該項目前段の「必要な警備」を実施することが要求水準書となります。(例えば、開庁時間以外の時間帯に事業者が物品の搬入等を実施する場合には、その際の警備業務が必要になると思われます。)なお、要求水準としては当直業務は含みません。	
15	要求水準書	20	27	第3編-第2-(3)イ	「運営準備期間の開庁時間において、運営準備を行っている箇所を中心として、運営開始前に必要な清掃・環境整備業務を行う」とありますが、引越期間中も清掃・環境整備業務を行うとの認識で宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
16	要求水準書	20	27	第3編-第2-(3)イ	清掃・環境整備業務を開庁時間中に実施することとありますが、定期清掃も開庁時間内に実施するとの認識で宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。事業者の希望による国との協議の結果、それ以外の時間帯に業務を実施する可能性を排除するものではありません。	
17	要求水準書	20	27	第3編-第2-(3)イ	清掃・環境整備業務を開庁時間中に実施することとありますが、事務室の日常清掃も開庁時間内に実施するとの認識で宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。事業者の希望による国との協議の結果、それ以外の時間帯に業務を実施する可能性を排除するものではありません。	
18	要求水準書	21	4	第3編-第2-(3)イ	国がリハーサルを計画・実施するとありますが、その内容や回数、想定している支援、支援業務の人員想定を御教示願えますでしょうか。	詳細は未定ですが、要求水準書に記載のとおり、全体リハーサルは3回程度を予定しており、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。また、その他必要な研修等を実施することを想定しております。	
19	要求水準書	22	15	第3編-第2-(3)イ	移転若しくは新たに整備するテレビのNHK受信料は国の負担でよろしいですか。	NHK受信料については、国で一括して契約しております。	
20	要求水準書	23	5	第3編-第2-(3)イ	No29でいう「新規購入物品」とは事業者が整備する物品という理解で宜しいでしょうか。国が新規に調達する物品を含むということであれば、「新規購入物品を含めた配置レイアウトの作成」の業務頻度が「運営開始日の5か月前まで」とある一方で、同項目No24「国が新規に調達する物品の検討・決定、調達」は「移転まで」となっております。移転直前まで物品が決定しないとレイアウトの作成及び提出がおこなえず「5か月前まで」という業務頻度を順守できない可能性があります。	新規購入物品は、国が調達する備品等も含みます。国が調達する予定の備品等のリストについては、可能な限り速やかに提供する予定ですが、これが遅れたために「運営開始日の5ヶ月前まで」が達成できない場合は事業者の責ではありません。その場合の対応は国と事業者の間での協議になります。	
21	要求水準書	23	11	第3編-第2-(3)イ	移転が想定されるカルテ、フィルムについて、参考として、八王子医療刑務所における現時点における件数をご教示ください。	次のとおりです。 カルテ：高さ180cm*幅150cm(棚6段使用)4台分 高さ220cm*幅150cm(棚7段使用)2台分 高さ140cm*幅75cm(棚3段使用)6台分 高さ180cm*幅80cmロッカー(棚5段使用)16台分 フィルム：高さ180cm*幅80cm(棚5段使用)12台分	
22	要求水準書	23	13	第3編-第2-(3)イ	各種書類の移転について、「国が別途実施する移転時には、センターを構成する各施設内において移転に協力すること」との記載がありますが、移転施設元から移転先である矯正医療センター(仮称)への2点間搬送は、国が別途契約する移転業者により行われるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
23	要求水準書	23	14	第3編-第2-(3)イ	実際の引越し作業、カルテ、フィルム棚への整頓は行わないと考えて宜しいでしょうか。	搬送は国の負担において行いますが、カルテ等の整頓については、事業者の策定したレイアウトに沿って配置していただきます。	
24	要求水準書	25	12	第3編-第2-(3)イ	「矯正医療センター(仮称)の指定する病棟(病室)や手術室等について、使用前の清掃・消毒を実施すること」とありますが、清掃・消毒の仕様をご提示いただきたい。	院内感染マニュアル、手術医療の実践ガイドライン(日本手術医学会)等に基づいて所定の清掃・消毒を実施することになりますが、詳細は事業者決定後、国との協議により決定します。	
25	要求水準書	26	4	第3編-第2-(4)	「物件移転費用は国負担」とありますが、移転に係る一切の費用(引越業務委託費用等を含む)は国負担という認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、要求水準書に記載のとおり、移転計画の策定支援やレイアウトの作成は事業者の業務に含まれますので、御留意ください。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
26	要求水準書	34	5	第3編-第3-3-(1)	本事業対象施設において、施設維持管理業務における従事職員に必要な保有資格・選任資格（防火管理者、防災管理者、エネルギー管理員を含む）を対象施設ごとにご教示ください。	要求水準に定められた者以外は、関係法令を遵守した上で提案によります。詳細は競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書（様式は別途提示します。）を提出していただきます。	
27	要求水準書	34	5	第3編-第3-3-(1)	本事業対象施設において、施設維持管理業務における従事職員に必要な保有資格・選任資格について、国にて保有・選任する資格と事業者にて保有・選任する資格を対象施設ごとにご教示ください。	要求水準に定められた者以外は、関係法令を遵守した上で提案によります。詳細は競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書（様式は別途提示します。）を提出していただきます。	
28	要求水準書	34	5	第3編-第3-3-(1)	本事業対象施設において、維持管理業務における従事職員に必要な保有資格・選任資格について、兼任の可否について資格ごとにご教示ください。	要求水準に定められた者以外は、関係法令を遵守した上で提案によります。詳細は競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書（様式は別途提示します。）を提出していただきます。	
29	要求水準書	27	6	第3編-第3-1-(1)	「国が関係法令に基づき行うことになっている点検、検査、測定、記録」とございますが、当該「点検、検査、測定、記録」の詳細内容をご教示ください。	関係法令に基づいて必要となる点検、検査、測定、記録を想定してください。なお、詳細内容は事業者決定後の協議によります。	
30	要求水準書	27	6	第3編-第3-1-(1)	「国が関係法令に基づき行うことになっている点検、検査、測定、記録」とございますが、電気事業法に基づく電気設備の保安管理業務は国が実施と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。	
31	要求水準書	27	8	第3編-第3-1-(1)	「保安区域のうち一般立入が規制される場所」とありますが、具体的に図面にてお示しいただけますでしょうか。	具体的な箇所は事業契約締結後にお伝えします。	
32	要求水準書	28	8	第3編-第3-1-(3)-ア	「防火管理者又は防災管理者の選任」について、対象施設ごとに防火管理をするのか、矯正医療センター等で一元管理をするのか、権原数を含めてご教示ください。	建物毎に防火責任者をさだめることが必要になります。（兼務可） なお、権原数は5となる見込みです。	
33	要求水準書	28	8	第3編-第3-1-(3)-ア	火災予防条例で定められた資格等、事業者の役割をご教示下さい。（防火管理者、防管理技能者、統括管理者、防災センター要員、自衛消防中核要員など）	それらの者は、原則として施設維持管理業務に含まれますが、自衛消防組織については、国職員の参加もあり得ると考えています。なお、要求水準に定められた者以外は、関係法令を遵守した上で提案によります。なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書（様式は別途提示します。）を提出していただきます。	
34	要求水準書	28	9	第3編-第3-1-(3)-ア	「当該防火対象物」の消防法上の用途をご教示下さい。	主たる部分（庁舎・研修棟・職員宿舎）の用途は、防火対象物の用途区分表(16)-イ、(16)-ロ、(5)-ロですが、自転車置場やごみ置場等もございます。	
35	要求水準書	28	9	第3編-第3-1-(3)-ア	「当該防火対象物」における自衛消防組織の体制と事業者側の役割をご教示下さい。	事業者は防火管理者であり、主体的に自衛消防組織の設置を行います。なお、その体制については国との協議になります。	
36	要求水準書	28	13	第3編-第3-1-(3)-ア	消火器の詰替え、噴射試験、取替については、修繕と考え国の負担と考えてよいのか。	消火器については備品及び薬剤等の消耗品に含まれるため、初度整備のみ国負担、更新等については事業者の負担となります。	
37	要求水準書	28	15	第3編-第3-1-(3)-ア	「防災センターとしての機能の保持」とのことですが、防災センターにて監視業務を行う人数（の算出方法）を定めた法令等は無く、最終的には、東京防災設備保守協会様にて評価して、その人数を決定されるものと認識しております。従いまして、事業者側で人数の想定を行うのは困難です。また、想定する人数1人の差で、大きく維持管理費が異なってきます。設計の時点である程度の人数を想定された上で、防災センターの広さなどを決定されているものと思われまますので、現在の時点で想定されている人数をお知らせください。	開示する予定はありません。競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。なお、関係法令（火災予防条例等）の遵守を求めます。	
38	要求水準書	28	15	第3編-第3-1-(3)-ア	「防災センターとしての機能の保持」とのことですが、防災センターにて監視業務を行う人数（の算出方法）を定めた法令等は無く、最終的には、東京防災設備保守協会様にて評価して、人数を決定されるものと認識しております。従って、事業者側で想定し提案した人数と、実際に必要となった人数とに差が生じた場合には、別途に費用を国で負担としていただけますでしょうか。	事業者の負担となります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
39	要求水準書	28	15	第3編-第3-1-(3)-ア	「防災センターとしての機能の保持」とのことですが、仮に防災センターにて常時、監視業務を行う最少人数が3名となった場合、夜間も3名による監視体制（監視状態）が必要という認識で宜しいでしょうか。例えば、3名の内1名が仮眠や休憩をとるような場合には、別の者が代わりに勤務し、常に3名が勤務（監視）している状況が必要という認識で宜しいでしょうか。	提案によります。	
40	要求水準書	28	15	第3編-第3-1-(3)-ア	「防災センターとしての機能の保持」とのことですが、防災センターの夜間の監視のために宿直する者の施設（ベッド）は、何名分用意していただける予定でしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、防災センター勤務職員用のベッドやマットレス、寝具等を国で整備する予定はありません。	
41	要求水準書	29	17	第3編-第3-2-(3)	「建築物の不具合（例：仕上げ材のひび割れ等）を発見し、修繕を要する場合は、修繕が行われるまでの一時対応を行い」とありますが、緊急な対応が必要な修繕（被収容者の逃走のおそれのある事象等）の対応を事業者で負担した場合、当該費用の負担区分は国という認識で宜しいでしょうか。	修繕については原則として国の負担となります。 御質問のような事例の場合、あらかじめ国の同意を得て修繕していただいた場合は国の負担になると思われま	
42	要求水準書	29	17	第3編-第3-2-(3)	「建築物の不具合（例：仕上げ材のひび割れ等）を発見し、修繕を要する場合は、修繕が行われるまでの一時対応を行い」とありますが、一時対応は常駐スタッフが駆けつけてその場で対応できる範囲に限定されるという認識で宜しいでしょうか。具体例があれば教えてください。	概ね貴見のとおりです。 例えば、窓のひび割れをガムテープで補強するなど、常駐スタッフがセンター内に常備している備品等で実施することのできるものを想定しています。	
43	要求水準書	30	19	第3編-第3-2-(3)	大規模修繕及び修繕は、国が実施すると記載があるが、材工共に国の負担と考えてよいか。	貴見のとおりです。	
44	要求水準書	30	23	第3編-第3-2-(3)	事業終了に先立つ性能・機能状態の調査・報告において「ただし、具体的な修繕の実施時期については国と協議すること」との記載がありますが、修繕は国が実施すると理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
45	要求水準書	31	12	第3編-第3-2-(3)	個別業務に関する要求水準の外構の維持管理、清掃について、植栽管理の業務が記載されているが、清掃・環境整備業務内の植栽管理との違いをご教示ください。	外構の維持管理については、機能維持を目的としたものです。 清掃・環境整備業務については、美観の維持等を目的としているため、別に記載しております。	
46	要求水準書	31	14	第3編-第3-2-(3)	事業者の業務範囲は共用部ということですが、居住者間のトラブル（騒音、異臭など）や居室内の設備不具合（空調の不具合など）などに対応する管理者を、国にて配置する予定はございますか。	居住者間のトラブルは原則として国において対応します。 職員宿舎の維持管理業務については、国家公務員宿舎法第17条の2及び国家公務員宿舎に係る現状回復の取扱いについてにおいて定める「国が費用を負担しない軽微修繕」及び「国が費用を負担しない維持管理」を除き、事業者の業務となります。（この部分は居住者が負担するという趣旨です。） したがって、職員に貸与していない宿舎や職員に貸与中の居室の消防設備は共用部に含まれますので、御留意ください。 なお、本回答の趣旨を明確にするため、要求水準書の該当部分を修正します。	○
47	要求水準書	31	14	第3編-第3-2-(3)	事業者の業務範囲は共用部ということですが、居住者間のトラブル（騒音、異臭など）や居室内の設備不具合（空調の不具合など）などについては、国にて受付して対応するという認識で宜しいでしょうか。	居住者間のトラブルは原則として国において対応します。 職員宿舎の維持管理業務については、国家公務員宿舎法第17条の2及び国家公務員宿舎に係る現状回復の取扱いについてにおいて定める「国が費用を負担しない軽微修繕」及び「国が費用を負担しない維持管理」を除き、事業者の業務となります。（この部分は居住者が負担するという趣旨です。） したがって、職員に貸与していない宿舎や職員に貸与中の居室の消防設備は共用部に含まれますので、御留意ください。 なお、本回答の趣旨を明確にするため、要求水準書の該当部分を修正します。	○
48	要求水準書	31	14	第3編-第3-2-(3)	事業者の業務範囲は共用部ということですが、居住者の方が共用部に放置した私物や廃棄物などの撤去、違法駐車・駐輪等の対応については、国にて受付して対応していただけるという認識で宜しいでしょうか。	一時対応（国への通報、邪魔にならない場所への移動等）は事業者の負担になりますが、それ以外の部分（廃棄物の最終的な処理等）は国の負担となります。	
49	要求水準書	31	14	第3編-第3-2-(3)	職員宿舎の維持管理の中に、職員宿舎の入居者の管理とあるが、水道光熱費の検診、徴収の分担も国と考えてよいか。	貴見のとおりです。	
50	要求水準書	31	14	第3編-第3-2-(3)	職員宿舎の維持管理の中に、職員宿舎の入居者の管理とあるが、宅配便の受渡分担も国と考えてよいか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
64	要求水準書	39	5	第3編-第3-3-(3)-イ①	LED照明の場合は、交換必要時には型式も変わっていて、器具交換は修繕工事に類し、運転監視の業務範囲外ではないか。	原案のとおりとします。	
65	要求水準書	41	10	第3編-第3-3-(4)	フィルターの初期調達は消耗品として国が準備するとあるが、当初準備する予備品の比率は100%か。	予備が1セットずつ整備される予定となっております。	
66	要求水準書	41	12	第3編-第3-3-(4)	蛍光灯・フィルター・管球の備品及び薬剤の消耗品以外については、国負担と考えてよいか。	要求水準書に記載のとおり、それに限られるものではありません。 当該業務に必要なすべての備品等及び薬剤等を想定しています。	
67	要求水準書	41	12	第3編-第3-3-(4)	「蛍光灯、フィルター、管球（LED照明の器具を含む。）等の備品及び薬剤等の消耗品（初期調達以降の交換に要する費用）」とありますが、当該物品の移管元各施設（八王子医療刑務所・矯正研修所東京支所等）における使用量（過去5年間）を御開示ください。また、「等」の範囲をご教示ください。	当該業務に必要なすべての備品等及び薬剤等を想定しています。 また、既存施設における使用量は参考になるとは思われないため、提示しません。 詳細は競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
68	要求水準書	42	1	第3編-第3-4	維持管理運営開始後、トップレベル事業所の申請を行うという方向になった場合、施設整備としてトップレベル事業所と認定される要件は満たされていると考えてよいか。また、トップレベル事業所の申請時に基準が変わっていた場合、それを満たす工事は国が実施するという考えでよいか。申請に関わる費用も別途と考えてよいか。	現時点では想定しておりません。 仮に施設設備に追加工事が必要になった場合は、国の負担となります。	
69	要求水準書	42	1	第3編-第3-4	「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）及び「国民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）についての支援は不要か。	エネルギーマネジメント業務の実施にあたっては、関係法令の趣旨に沿った運用を求めます。 また、国の業務に際し、例えばエネルギーセンターのデータが必要な場合にはその提供を求めるなど、必要な協力を求めることはあり得ます。	
70	要求水準書	42	4	第3編-第3-4-(1)	事業者は運用面から省エネルギー提案を求め、国がエネルギー施設等ハード面の整備を行う想定とあり、平成28年2月28日の質問回答No.65にもボイラー等の整備があると回答されています。図面が無く立地不明ですが、当該施設（保安エリア内外）で重油・ガスタンク等の燃料補給は国職員が立会う理解で宜しいでしょうか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
71	要求水準書	42	16	第3編-第3-4-(3)	エネルギー管理員とエネルギーマネジメント業務責任者は兼務可能との理解でよろしいでしょうか。	関係法令を満たす限り、貴見のとおりです。	
72	要求水準書	47	6	第3編-第4-(3)	宿日直業務については、警備業務の実施に支障を来さないような人員配置であれば、警備業務を担当する警備員による対応でもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
73	要求水準書	49	18	第3編-第4-(3)	「物品（消耗品を除く。）については、年1回以上全品突合検査を行うこと」とありますが、ここでいう「物品」には、要求水準書の別紙2や別紙12に記載されている備品も含まれますか。	別紙2及び別紙12に記載されている備品のうち、所有権が国にあるものは含まれます。	
74	要求水準書	49	19	第3編-第4-(3)	備品の保守管理・更新業務は庶務・経理等事務支援業務に属すると認識しておりますが、施設維持管理業務として施設維持管理業務責任者が備品管理の責任者となり、当該業務を実施しても宜しいでしょうか。	貴見のとおりですが、業務分担については適切に国に御報告願います。	
75	要求水準書	53	3	第3編-第4-2-(3)	4/6の説明会のなかで、マイクロバス（26人乗り）の緊急自動車トイレ付きかつ車いす対応の車両は、26人乗りでなくて構わないとの話でありましたが、何人乗りのマイクロバスでの対応でよろしいですか。	改修が必要になるかと思われませんが、改修前の定員が26人以上であれば差し支えない、という趣旨であり、改修後の定員については提案によります。	
76	要求水準書	53	23	第3編-第4-2-(3)	国の職員による運転を認め、国の職員が運転中に事故を起こした場合については、国家賠償での対応との認識で宜しいでしょうか。	国の負担となります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
77	要求水準書	53	3	第3編-第4-2-(3)	競争参加資格の確認（1次審査）後の図面開示で車庫の平面図、立面図等も開示されますか。	詳細は競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
78	要求水準書	53	10	第3編-第4-2-(3)	安全運転管理者及び整備管理者は、常駐の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、業務内容に応じた体制を確保して下さい。	
79	要求水準書	54	14	第3編-第4-2-(4)	ガソリン代については、「当該業務に係る光熱水費」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
80	要求水準書	55	11	第3編-第4-3-(3)	責任者の実務経験5年以上とありますが、施設警備業務を5年以上なのか、責任者経験が5年以上なのかご教示ください。	責任者として、5年以上の実務経験を求めるものです。	
81	要求水準書	55	13	第3編-第4-3-(3)	配置警備員の年齢については、業務内容及び要求水準を満たせると事業者側で判断した者に業務を担当させるため、不問でよろしいでしょうか。	要求水準を満たすことが可能な範囲で、提案によります。なお、要求水準を満たしているか否かの判断は、最終的には国のモニタリングにより決定します。	
82	要求水準書	55	14	第3編-第4-3-(3)	「必要な資格」とは具体的に何の資格であるか、ご教示ください。	警備員指導教育責任者(1号)又は警備業務検定(1級又は2級)等を想定しています。	
83	要求水準書	56	21	第3編-第4-3-(3)	薬物等を所持していないかの検査を行なうための「薬物検査装置」は、別紙2 想定調達備品の参考リストに記載がありませんが、必要となりますか。また、必ず設置を求めますか。	通常の刑事施設と同等以上の検査体制を求めるものであり、必ずしも必要なものではありません。	
84	要求水準書	56	24	第3編-第4-3-(3)	薬物等を所持していないかの検査を行なうための「薬物検査装置」は、別紙2 想定調達備品の参考リストに記載がありませんが、必要となりますか。また、必ず設置を求めますか。	通常の刑事施設と同等以上の検査体制を求めるものであり、必ずしも必要なものではありません。	
85	要求水準書	57	5	第3編-第4-3-(3)	通行証等（来訪者、運転者）の整備は国の負担でよろしいですか。	来訪者の入退所管理及び車両検査に付随するものとして事業者負担となります。	
86	要求水準書	57	20	第3編-第4-3-(3)	「巡回警備に必要な備品(巡回用自転車、懐中電灯等)を整備すること。」とあるが、巡回範囲が広く自転車では機動力に欠けるため、原付自転車又は車両に変更願います。	提案によります。巡回用自転車に限るものではありません。	
87	要求水準書	58	4	第3編-第4-3-(3)	処遇本部との連絡手段として構内 P H S や無線機等の貸与はありますか。	ありません。	
88	要求水準書	58	6	第3編-第4-3-(3)	本業務実施においては、基本的に「構内外巡回警備」の巡回径路に含めた形式で、かつ同等の対応措置でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
89	要求水準書	61	16	第3編-第5-1-(3)-3	八王子医療刑務所における身体障害を有する被収容者に配慮した食器（自助食器）の利用状況（種類・数量）をご教示願います。	先割れスプーン(15本)、シリコンスプーン(32本)を保有しています。なお、健常者に対しては、プラスチックスプーンを貸与しています。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
90	要求水準書	62	7	第3編-第5-1-(3)-4	「厨房設備・機器，食器類については，経年及び衛生状態等を考慮しつつ適宜，更新すること」とありますが，事業者による想定がばらつくことが想定されます。国として想定している更新時期についてご教示いただくとともに，要求水準として明記すべきかと思慮します。	原案のとおりとします。 ただし，例えば食器類について，国が要求水準を満たさなくなったと判断した場合は更新を求めることとなります。	
91	要求水準書	62	23	第3編-第5-1-(3)-10	八王子医療刑務所における宗教食等の対応内容をご教示願います。	別紙7のとおりですが，あくまで参考であり，矯正医療センター(仮称)の被収容者によって別の対応となる可能性があります。	
92	要求水準書	63	1	第3編-第5-1-(3)-10	食事の種類ごとに毎食3食分，国に提出すること。と記載していますが治療食の食種が増えればかなりの検食の数になれますが，それでも宜しいでしょうか？提出した分ご請求をしても宜しいのでしょうか？	原則として全ての種類を想定しています。 ただし，治療食の検食についての詳細は事業者決定後，協議の上で決定します。 なお，これに必要な費用は事業費に含まれますので，御留意ください。	
93	要求水準書	63	1	第3編-第5-1-(3)-10	・業者が整備すると記載されていますが食事箋管理ソフトの指定はあるのでしょうか？	ありません。提案によります。	
94	要求水準書	63	3	第3編-第5-1-(3)-10	給食業務は矯正医療センターのみでの実施と理解しています。「【医療セのみ】」との記載がありますが，記載の趣旨についてご教示ください。	誤記であり，修正します。	○
95	要求水準書	63	3	第3編-第5-1-(3)-10	現時点で想定しているオーダー締切時間，あるいは八王子医療刑務所のオーダー締切時間をご教示願います。	詳細な事務手続きについては事業者決定後，協議の上で決定します。 なお，八王子医療刑務所においては，原則として前日の14:00を締め切りとしています。	
96	要求水準書	63	6	第3編-第5-1-(3)-10	「治療食」について，開所当初の移送日の提供について，事前に食事箋が提供されるという理解で良いでしょうか？	概ね貴見のとおりですが，詳細な事務手続きについては事業者決定後，協議の上で決定します。	
97	要求水準書	63	9	第3編-第5-1-(3)-10	矯正医療センター(仮称)側管理栄養士の予定配置人数および担当業務区分をご教示願います。	管理栄養士の配置予定はありますが，詳細は未定です。	
98	要求水準書	63	10	第3編-第5-1-(3)-12	当該要求水準の文中に記載されております「国の規定」とは，具体的に国が定めるどのような規定(法令，法規等)を指しますか。ご教示下さい。	矯正施設収容者食料給与事務規程を始めとする関係法令に基づく報告となります。	
99	要求水準書	63	9	第3編-第5-1-(3)-11	検食の内訳(種類)をご教示願います。	原則として全ての種類を想定しています。 ただし，治療食の検食についての詳細は事業者決定後，協議の上で決定します。	
100	要求水準書	63	14	第3編-第5-1-(3)-14	給食業務は矯正医療センターのみでの実施と理解しています。「【医療セのみ】」との記載がありますが，記載の趣旨についてご教示ください。	誤記であり，修正します。	○
101	要求水準書	63	22	第3編-第5-1-(3)-16	提供食数は提示された資料を基に推計する旨記載ありますが，事業費積算の前提条件が各社で大きく異なることが予想されます。矯正医療センター(仮称)の収容定員数による積算など，前提条件を統一しては如何でしょうか。	御意見を踏まえ，検討します。	
102	要求水準書	64	20	第3編-第5-1-(3)-20	病棟内の配下膳は収容者が行う。と記載していますが収容者が配下膳する場所まで受託業者が食事を運搬するのでしょうか？	詳細な事務手続きについては事業者決定後，協議の上で決定しますが，各収容棟の受け渡し場所まで事業者が運搬することを想定しています。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
103	要求水準書	64	16	第3編-第5-1-(3)-20	毎食事及び休憩時に病棟等内へ適温でのお茶（夏期には冷たいお茶、収容者へ貸与するポットへの給与を含む）を提供すること。と記載していますが、配膳前に指定された場所に持って行くのでしょうか？また1日何回のお茶を持っていかなければならないのでしょうか？	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。 なお、八王子医療刑務所においては、原則として朝食、昼食及び夕食時並びに午後3時の4回、1回につき一人当たり300ミリリットルを給与しています。 その方法は、炊場から各病棟階及び各工場に対してまとめて搬送し、これを経理係受刑者がお玉を使用して各居室に備え付けられているポット等の容器に移し替えています。	
104	要求水準書	64	7	第3編-第5-1-(3)-19	当該要求水準の文中に「ニュークックチル方式等、効果的な食事の提供を行う調理方式を採用すること」とございますが、効果的と考えられる調理方式であれば、必ずしも「ニュークックチル方式」を採用しなくてもよいという解釈で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
105	要求水準書	64	16	第3編-第5-1-(3)-20	食事の配送について、病棟内の配下膳は被収容者が行うとありますが、被収容者が行えない場合は国側の職員が行うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
106	要求水準書	64	16	第3編-第5-1-(3)-20	開所当初の移送日の食事は、弁当での提供も可能でしょうか？	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定しますが、概ね貴見のとおりです。ただし、治療食等要求水準を満たす必要があります。	
107	要求水準書	64	16	第3編-第5-1-(3)-20	八王子医療刑務所における配茶の方法・給与量・頻度（時間）をご教示願います。	原則として朝食、昼食及び夕食時並びに午後3時の4回、1回につき一人当たり300ミリリットルを給与しています。 その方法は、炊場から各病棟階及び各工場に対してまとめて搬送し、これを経理係受刑者がお玉を使用して各居室に備え付けられているポット等の容器に移し替えています。	
108	要求水準書	64	16	第3編-第5-1-(3)-20	当該要求水準の文中に「夏季の対象期間は国が毎年定めるものとする」と記載がございますが、例年国が定めておられる標準的な期間（日数）について、ご教示下さい。	概ね6月から10月の期間ですが、年によって変更もあり得ます。	
109	要求水準書	66	1	第3編-第5-1-(3)-30	非常食の内容の指定があるのでしょうか？	原則として通常の給食と同様の栄養価であることを求めます。また、矯正施設・医療施設であることを念頭において整備していただく必要があります。 ただし、毎食同じ献立になるなど、喫食者が不快となることのないよう留意してください。	
110	要求水準書	66	5	第3編-第5-1-(3)-30	非常食の内容の指定があるのでしょうか？	ありません。 ただし、毎食同じ献立になるなど、喫食者が不快となることのないよう留意してください。	
111	要求水準書	66	5	第3編-第5-1-(3)-30	災害等の発生時における非常食及び非常飲料の確保に関し、センター内において備蓄倉庫としての利用を想定しているスペースの平米数、また、どの施設の建物に設置する予定であるのかご教示ください。（例：矯正医療センター（仮称）施設内）	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、非常食及び非常飲料については炊場や防災倉庫等に保管することを想定していますが、提案によります。	
112	要求水準書	67	6	第3編-第5-1-(4)	厨房機器等のつなぎ込みは建築側（国側）との解釈で宜しいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、つなぎ込みは事業者負担となります。	
113	要求水準書	67	14	第3編-第5-1-(4)	八王子医療刑務所における1日の食材費をご教示願います。	御提示の予定はありません。	
114	要求水準書	67	15	第3編-第5-1-(4)	経管栄養の費用負担区分は国側との解釈で宜しいでしょうか。	経鼻経管栄養や胃ろうに限らず、診療報酬上で医薬品に該当するものについては国の負担となり、それ以外のものは事業者負担となります。	
115	要求水準書	67	23	第3編-第5-1-(4)	公共交通機関が利用できない早番勤務者用などに駐車場および駐輪場の利用を想定しております。国際法務総合センター内に、同従業員用の駐車場・駐輪場スペースは何台分あるのでしょうか。また、同スペース利用に費用がかかるのであれば幾らでしょうか。	原則として国職員・民間職員出勤のために駐車場を使用することは想定しておりません。 特別な事情がある場合には、国と事業者の協議により決定します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
116	要求水準書	68	10	第3編-第5-2-(2)	矯正医療センター（仮称）には、身体的な病状の収容者だけでなく、精神疾患のある収容者、痴呆症や寝たきりの高齢者などの介護が必要な収容者及び経理夫（病気の収容者の世話をする健康な収容者）等、多様な状態の収容者がいると考えます。 そのため、「別紙8 給貸与物品一覧」の衣類は全ての収容者に同一の衣類を提供する必要はないとの理解です。対象者ごとの給貸与物品が分かる資料をご提供ください。（例：別紙8の各貸与物品の品名ごとの摘要の欄に対象者を記載した資料のご提供等）	概ねすべての被収容者に貸与することを想定しています。 既存施設における貸与数については、競争参加資格確認後に開示する予定です。	
117	要求水準書	68	16	第3編-第5-2-(3)	「医療セのみ」として本業務の責任者に係わる実務経験の規定があります。これは医療セで1名、矯正研で1名と2名の責任者を配置しなければいけないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	医療センターを担当する者には記載の要件を求める趣旨です。 その上で、どのような体制を採るかは提案によります。	
118	要求水準書	69	1	第3編-第5-2-(3)	洗濯工場機器の整備に関して、衣類・寝具の提供業務を受託する個別企業の院外洗濯工場を利用（もしくは一部取扱iriネンのみ院外にて対応）して、洗濯・乾燥・畳みを行い納品する運用とすることは可能でしょうか。	本業務における洗濯については、原則としてセンター内で実施することを求めます。	
119	要求水準書	69	3	第3編-第5-2-(3)	要求水準に「国が提示した条件に従って洗濯工場機器をレイアウトした…」とあるが、当該条件は競争参加資格確認者に提示されると理解してよいか。	競争参加資格が確認された者に対しては設計図面等を示します。 それ以外の条件については、現時点では未定ですが、事業者からの提案を尊重する予定です。	
120	要求水準書	69	5	第3編-第5-2-(3)	洗濯工場機器の整備に関して、一次側工事は国側にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
121	要求水準書	69	5	第3編-第5-2-(3)	平成27年3月20日の質問回答No.350に「…。なお、詳細については、事業者決定後速やかに、施工業者と打合せの機会を設ける予定です。」とあり、運用側とも調整を行った内容でPFI事業以外の施工業者による洗濯工場機器を設置する為の必要な設備工事予定であったと推察します。しかし入札公告が遅くなったことで、事業者決定後の施工業者との打合せ時には既に実施設計も完了し、施工上の調整は困難と推察します。洗濯工場機器を設置するうえで、施工された設備では不足や設置が出来ない場合の改修も本業務で実施することとなるのか。 また、事業期間終了時に行う原状回復の状態とは、改修をしなかった状態にまでを範囲とし、費用積算するのか。	競争参加資格確認時に施工図面や取り合いの考え方を提示しますが、それを所与としていただく必要があります。 また、原状回復はPFI事業者による施工前の状態までの回復を原則としますが、詳細は協議によります。	
122	要求水準書	69	11	第3編-第5-2-(3)	業務細目の内、洗濯工場機器の保守管理・修理、更新と衣類、寝具（当直～含む。）の調達、貸与と衣類・寝具の在庫管理（出納管理）について業務頻度が毎日と記載がありますが、例えば夜間における対応内容や頻度について教えて頂けますでしょうか。	原則として開庁時間に実施することを想定しています。 事業者の希望による国との協議の結果、それ以外の時間帯に業務を実施する可能性を排除するものではありません。	
123	要求水準書	69	13	第3編-第5-2-(3)	衣類・寝具の商品は「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」に従えば、事業者のリース商品での対応も可能でしょうか。	現時点ではリースによることを想定しておりませんが、提案によります。	
124	要求水準書	69	13	第3編-第5-2-(3)	平成27年3月20日の質問回答No.326にて、衣類・寝具の提供業務における衣類・寝具の調達、管理業務の範囲確認に対して、「宿日直業務を行う事業者の従事職員分も含みます。」とある。別紙2の「○その他」に記載のある「当直用寝具25組」とは別に、必要となる宿日直業務を行う民間事業者分の寝具の調達及び洗濯費用も、衣類・寝具の提供業務の積算に含んでよとの理解で間違いはないか。 併せて、民間事業者が当直及び宿日直用に使用するベット・マットレスも、机等同様に国調達との理解で間違いはないか。	前段について、民間職員が使用する布団等を国で整備することはありませんので、貴見のとおりです。 後段についても、国で整備することはありませんので、必要であれば事業者の負担で整備することになります。	
125	要求水準書	69	17	第3編-第5-2-(3)	業務細目の衣類、寝具（当直～含む。）の調達、貸与について衣類は被収容者のみで研修員等の衣類は事業者側で調達、貸与はしない想定でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
126	要求水準書	69	17	第3編-第5-2-(3)	透析ベッドで使用する寝具の調達・洗濯も衣類・寝具提供業務の業務範囲となるでしょうか。	貴見のとおりです。	
127	要求水準書	69	21	第3編-第5-2-(3)	受刑者で紙おむつが必要な場合は、消耗品なので国側の負担でよろしいでしょうか。	医療・診療材料等に係る消耗品として、国が負担します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
128	要求水準書	70	6	第3編-第5-2-(3)	寝具類は、洗濯・乾燥又は交換により衛生を保持とありますが、物干場は整備されますか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
129	要求水準書	70	10	第3編-第5-2-(3)	下着類の洗濯は週3回以上、シーツ・枕カバーは週1回以上洗濯を実施することとの記載ですが、マットレスの消毒・乾燥頻度、布団の洗濯頻度について、ご教示ください。	要求水準を満たす限り事業者からの提案によりますが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
130	要求水準書	70	10	第3編-第5-2-(3)	洗濯量及び業務量の参考とする為、参考2に記載されている衣類・寝具・日用品(タオル・座布団)について、品目毎の既存施設における大凡の洗濯枚数をご教示頂きたい(洗濯枚数がわからなければ、既存施設において設置している洗濯機器のキロ数と台数、其々の洗濯設備の稼働回数)。	八王子医療刑務所における洗濯機の台数等は以下のとおりです。 (1)洗濯工場の洗濯機等の台数は次のとおりであり、洗濯機の稼働回数は、1日につき概ね10回程度となっています。 ① 全自動洗濯機2台(30Kg/回) ② 洗濯機1台(30Kg/回) ③ 家庭用全自動洗濯機(5.5Kg/回) ④ 脱水機1台(30Kg/回) ⑤ 乾燥機3台(30Kg/回) (2)女区の洗濯機等の台数は次のとおりであり、洗濯機の稼働回数は、1日につき概ね3回程度となっています。 ① 全自動洗濯機1台(9Kg/回) ② 2槽式洗濯機1台(6Kg/回) ③ 乾燥機2台(4Kg/回, 5Kg/回)	
131	要求水準書	70	10	第3編-第5-2-(3)	既存施設及び今後の予定において、ドライクリーニングが必要な衣類等(自弁も含む)はないとの理解でよいか。万が一ある場合は専用の洗濯設備の必要があることから、現在の対象品目と各品目の大凡の洗濯数量をご教示頂きたい。	貴見のとおりです。	
132	要求水準書	70	11	第3編-第5-2-(3)	要求水準に下着類は週3回以上、シーツ・枕カバーは週1回以上洗濯を実施すること。と記載がありますが、上記以外の商品の衣類・寝具・座布団等の洗濯実施回数の目安については事業者の判断による適切な頻度で想定してよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り事業者からの提案によりますが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
133	要求水準書	70	12	第3編-第5-2-(3)	業務量の参考とする為、既存施設におけるマットレス・布団の大凡の消毒・乾燥頻度及び方法をご教示頂きたい(被収容者及び国職員分)。	開示の予定はありません。 要求水準を満たす限り事業者からの提案によりますが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
134	要求水準書	70	18	第3編-第5-2-(3)	「医療業務に従事する職員に係る白衣等」については、平成27年3月20日の問回答No.329に「白衣等を含め、国の業務上必要な職員制服については、国の負担で準備いたします。」とある。実情に即した無駄のない洗濯設備の費用積算と調達をする為、医療従事者の職種毎に現在若しくは今後予定する支給品目と支給枚数をご教示頂きたい。 分かるのであれば、既存施設における品目毎の大凡の洗濯枚数もご教示頂きたい。	現時点では未定です。	
135	要求水準書	70	18	第3編-第5-2-(3)	「医療業務に従事する職員に係る白衣等」について、洗濯後の納品形態(「たたみ」若しくは「ハンガー仕上げ」)は提案に委ねられるとの理解でよいか。 ※導入する洗濯工場設備及び費用積算に係る為、事業者決定後の協議ではなく明確な回答を頂きたい。	貴見のとおり、提案によりますが、具体的な手法を記載するようお願いします。	
136	要求水準書	70	18	第3編-第5-2-(3)	「医療上必要な洗濯」とは何をさすのか。現在の品目と各品目の大凡の洗濯数量をご教示頂きたい。	前段については血液等が付着した感染の可能性があるものおよび衛生上問題があるものを想定していますが、数量は未定です。	
137	要求水準書	71	4	第3編-第5-2-(3)	別紙8給貸与物品一覧について衣類・寝具の提供業務が用意する商品のサイズ展開や仕様等を教えて頂きたいです。もしくは他の刑務所等で上記の実績があれば教えて頂きたいです。	開示の予定はありません。 調達していただくサイズについては、事業者決定後、協議の上で決定します。	
138	要求水準書	73	1	第3編-第5-3	矯正医療センター(医療施設)の日常清掃業務を、担当する構成企業等から、地元の清掃会社などに再委託しても宜しいでしょうか。	病院清掃に係る部分の再委託については、法令による規制により、SPCからの再委託を認める余地はありますが、SPCから委託を受けた企業が更に再委託を行うことはできないと認識しております。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
139	要求水準書	73	21	第3編-第5-3-(3)	清掃・環境整備業務を担当する構成企業等が、その業務の一部を地元の協力会社などに再委託するような場合、清掃・環境整備業務の責任者をその再委託先の協力会社などから選任しても宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりです。ただし、病院清掃に係る部分の再委託については、法令による規制があるため（SPCからの再委託を認める余地はありますが、SPCから委託を受けた企業が更に再委託を行うことはできないと認識しております。）、再委託先から清掃・環境業務の責任者を選任した場合、要求水準書第2編-第5-1-(1)-エを満たしているか否か検討する必要があると考えます。	
140	要求水準書	74	11	第3編-第5-3-(3)	日常清掃の業務頻度が毎開庁日のところ、N03の機器・用具・消耗品の調達・点検・保守管理・修理の業務頻度が毎日となっています。毎開庁日に変更しただけではないでしょうか。	御意見のとおりとします。	○
141	要求水準書	74	18	第3編-第5-3-(3)	業務頻度が「毎開庁日」となっておりますが、矯正医療センター診療室等の診療エリア、研修所の寮室・研修室等、児童公園なども含め、各施設すべてが開庁日（行政機関の休日に関する法律の休日以外）に業務提供するものと理解してよろしいでしょうか。	原則として貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。事業者の希望による国との協議の結果、それ以外の時間帯に業務を実施する可能性を排除するものではありません。	
142	要求水準書	74	18	第3編-第5-3-(3)	矯正医療センターのクリーンエリアでは、ガウンテクニックを行う必要がありますか。	国が定める院内感染マニュアル及び院内清掃業務に関する医療関連サービスマーク制度実施要項に基づきます。	
143	要求水準書	74	18	第3編-第5-3-(3)	矯正医療センターの病室清掃では、ベッドのシーツ・ピロー交換等は業務に含まないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
144	要求水準書	74	18	第3編-第5-3-(3)	各施設の事務室ゴミ回収とは、室ごとのゴミ一時保管場所からの回収・運搬であり、個人所有のゴミ箱からの回収までは、含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
145	要求水準書	74	19	第3編-第5-3-(3)	各種清掃における作業基準（場所・方法・回数等）は、落札者が適当と考えるいずれかの方式で提案するという理解で良いかご教示ください。	要求水準書を満たす限り概ね貴見のとおりですが、事業者から提案された仕様書・マニュアルを承諾するのは国の業務となりますので、詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。	
146	要求水準書	75	4	第3編-第5-3-(3)	国連アジア極東犯罪防止研究所の寮室に関しまして、要求水準第3事業対象の研修定員の人数分のベットメイクが必要といった解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
147	要求水準書	75	5	第3編-第5-3-(3)	「【アジ研のみ】寮室については、日常清掃の際にベッドメイキングを行うこと」とありますが、作業としては、シーツのかけ直しなどは行わず、枕の位置を直したり、めくれた掛布団を戻す程度との認識で宜しいでしょうか。	シーツのかけ直し等も業務に含まれます。基本的に、一般のビジネスホテルと同程度の対応を想定しています。	
148	要求水準書	75	5	第3編-第5-3-(3)	「【アジ研のみ】寮室については、日常清掃の際にベッドメイキングを行うこと」とありますが、研修中等、寮生の方が寮室にいない時間などを利用して、日常清掃作業も併せて行うとの認識で宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細は事業者決定後、協議により決定します。	
149	要求水準書	75	5	第3編-第5-3-(3)	「【アジ研のみ】寮室については、日常清掃の際にベッドメイキングを行うこと」とありますが、連日使用（連泊）の場合の日常清掃とは、私物等に触れずに行う清掃との認識で宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細は事業者決定後、協議により決定します。	
150	要求水準書	75	5	第3編-第5-3-(3)	アジ研の寮室のみベッドメイクの実施とありますが、シーツ・ピロー等を保管するリネン庫が各所（各階）にあると想定しておりますが、これらの整理・管理は事業者の業務には含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	リネン庫内のシーツ等の管理は国において行いますが、ベッドメイキングを行うに当たってリネン庫からシーツ等を運び出すことや、取り替えたシーツ等をクリーニングに出す前までの作業は事業者の業務となります。詳細は事業者決定後、協議により決定します。	
151	要求水準書	75	5	第3編-第5-3-(3)	アジ研の寮室のみベッドメイクの実施とありますが、研修初日に国にて（もしくは寮生の方が）シーツ・ピローをベッドへセットし、連日使用（連泊）の場合には、事業者はシーツ・ピローの交換はせず手直し程度を行えば良いとの認識でよろしいでしょうか。	基本的に、一般のビジネスホテルと同程度の対応を想定しており、詳細は事業者決定後、協議により決定します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
152	要求水準書	75	5	第3編-第5-3-(3)	アジ研の寮室のみベッドメイクの実施とありますが、寮室内のUBや洗面のアメニティ類のセット補充は行うのでしょうか。	一般のビジネスホテルと同程度が必要であることから、タオル、バスマット、トイレトーパー、石鹸等のセット・補充も含まれます。	
153	要求水準書	75	7	第3編-第5-3-(3)	業務頻度は毎月となっているが、これは別紙9「対象施設と清掃・環境整備業務の環境一覧」で示されている定期清掃実施箇所全てを毎月1回・年12回実施するという理解でよいのか、それとも要求水準書P73(3)業務内容及び要求水準において「清掃方法や頻度は、各室の仕様・特性に応じて適切に設定すること。」とあるため、頻度についても適切に設定してあれば毎月実施しなくてもよいのか、ご教示ください。	概ね貴見のとおりですが、事業者から提案された仕様書・マニュアルを承諾するのは国の業務となりますので、詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。ただし、当該業務を実施の結果、国が不十分であると判断した場合には、毎月1回までの範囲内で回数を増加させたり、臨時の清掃を実施する等の対応を求めることはあり得ると考えます。	
154	要求水準書	75	7	第3編-第5-3-(3)	定期清掃における方法の例として、硬質床材は「ウエット」または「ドライ」方式、その他繊維材のカーペット等の洗浄も含め、落札者が適当と考えるいずれかの方式で良いかご教示ください。	概ね貴見のとおりですが、事業者から提案された仕様書・マニュアルを承諾するのは国の業務となりますので、詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。	
155	要求水準書	75	7	第3編-第5-3-(3)	No.7 定期清掃（洗浄、ワックス塗布・研磨等）の業務頻度が「毎月」となっておりますが、P73-3-(3)-18行目に記載の「清掃方法や頻度は、各室の仕様・特性に応じて適切に設定すること」とあるため、毎月に捉われず事業者にて適切な頻度を設定するという理解でよろしいでしょうか（特別清掃・植栽剪定・病害虫防除も同様の考え方）。	概ね貴見のとおりですが、事業者から提案された仕様書・マニュアルを承諾するのは国の業務となりますので、詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。ただし、当該業務を実施の結果、国が不十分であると判断した場合には、毎月1回までの範囲内で回数を増加させたり、臨時の清掃を実施する等の対応を求めることはあり得ると考えます。	
156	要求水準書	75	11	第3編-第5-3-(3)	【医療セのみ】「クリーンエリア(手術室、ICU・HCU、無菌室)については、半年に1回の表面付着検査、風速・風量・換気回数測定、フィルターリーク測定、浮遊塵埃測定を実施すること」とありますが、各室のポイント数、測定方法仕様をご提示いただきたい。	提案によるものであり、競争参加資格確認後に提示する資料を御確認の上、御提案ください。なお、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
157	要求水準書	75	24	第3編-第5-3-(3)	施設全体に灌水装置の設置はありますでしょうか。	灌水装置を整備する予定はありません。必要に応じて水栓を設置しております。	
158	要求水準書	75	24	第3編-第5-3-(3)	業務頻度は「毎開庁日」となっているが、要求水準書P73(3)業務内容及び要求水準において「清掃方法や頻度は、各室の仕様・特性に応じて適切に設定すること。」とあるため、別紙10「植栽管理業務の要求水準」を満たすよう維持管理されれば、毎開庁日業務を実施する必要はないとの理解で良いでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、事業者から提案された仕様書・マニュアルを承諾するのは国の業務となりますので、詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。	
159	要求水準書	76	5	第3編-第5-3-(3)	「鼠、ゴキブリ、蜂の巣等の駆除を行うこと。」とありますが、鼠の完全な駆除は、侵入経路の封鎖など建築的な作業を要するなど、困難なケースが多々あると考えます。業務細目に記載のあるよう「防虫・防鼠駆除剤等の散布、効果の確認」までが要求水準であるとの認識で宜しいでしょうか。	完全な駆除が困難な場合があることは理解します。「防虫・防鼠駆除剤等の散布、効果の確認」のほか、効果が不十分な場合にはより良い手法の提案・実施を含みます。	
160	要求水準書	76	5	第3編-第5-3-(3)	「鼠、ゴキブリ、蜂の巣等の駆除を行うこと。」とありますが、公園など屋外については、鼠、ゴキブリの駆除は困難であると考えます。屋外については、蜂の巣の駆除など、利用者に直接的に危険が及ぶ病害虫の駆除のみとして宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
161	要求水準書	76	5	第3編-第5-3-(3)	「鼠、ゴキブリ、蜂の巣等の駆除を行うこと」とありますが、蜂の巣「等」とは、ビル管理法上での衛生害虫及び蜂の巣と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
162	要求水準書	76	5	第3編-第5-3-(3)	業務頻度は「毎開庁日」となっているが、要求水準書P73(3)業務内容及び要求水準において「清掃方法や頻度は、各室の仕様・特性に応じて適切に設定すること。」との記載がある他、防虫・防鼠駆除剤等を散布した後は数時間立ち入る事が出来ない場合もあるため、基本的には開庁日での作業が望ましいので、実施回数については事業者の提案・実施日については国と協議のうえ決定してよろしいか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。事業者の希望による国との協議の結果、それ以外の時間帯に業務を実施する可能性を排除するものではありません。	
163	要求水準書	76	7	第3編-第5-3-(3)	「人体に有害な薬品等は厳重に管理するとともに、保安区域には保管しないこと」とありますが、防虫・防鼠駆除剤、備品、消耗品等の持込・持帰りをしても宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
164	要求水準書	76	7	第3編-第5-3-(3)	環境測定には労働安全衛生法に基づく特定化学物質障害予防規則等の改正で、病理解剖室や手術室で切り出した臓器をホルマリンで固定するとき発生するホルムアルデヒドに対して濃度が0.1PPM以下で管理するための環境測定も含まれるのでしょうか。また行った場合、改善が必要になれば、対処にかかる費用を国側で負担するでよろしいでしょうか。	法令遵守のために必要な環境測定を事業者の費用にて実施することとなるため、ホルムアルデヒドの環境測定も事業に含まれます。なお、解剖関係装置の整備は事業者において実施するため、整備当初の仕様と変更が必要な場合は、対処費用も事業者の負担となります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
165	要求水準書	76	13	第3編-第5-3-(3)	放射線環境や電磁波環境を測定する際には、該当する医療機器の操作を国で行っていただけるとの認識で宜しいでしょうか。	事業者により実施することを想定しています。	
166	要求水準書	76	13	第3編-第5-3-(3)	「矯正医療センター（仮称）における環境測定の項目は一般環境、清浄環境、微生物環境、放射線環境、麻酔ガス、排水環境、電磁波環境、水質、臭気、空気環境とすること。」とありますが、測定する機器（精度）や測定方法（仕様・回数・測定ポイント数）について、指定等はありませんか。	各種法令等を満たしていれば、その他は提案によります。	
167	要求水準書	76	22	第3編-第5-3-(3)	「回収中の感染性廃棄物は分別を徹底し」とありますが、清掃員は分別された状態の感染性廃棄物を回収し、他のゴミと混在しないよう、そのまま集積場内の指定の場所へ運搬するという認識で宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
168	要求水準書	78	4	第3編-第5-3-(4)	「居室に設置するゴミ箱」とありますが、居室に設置するゴミ箱とはどのエリアが対象となりますでしょうか。	被収容者の居室、研修員の宿泊室、職員の当直室等を指します。	
169	要求水準書	78	8	第3編-第5-3-(4)	廃棄物置場の棚、コンテナ等は国が負担・調達するものと理解してよろしいでしょうか。	廃棄物置場のスペースは確保していますが、棚・コンテナ等は事業者負担となります。	
170	要求水準書	78	10	第3編-第5-3-(4)	職員、被収容者が使用する消耗品（トイレットペーパー、石鹸等）は国が負担すると思いますが、共用部にあるトイレ等で使用する消耗品は事業者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	原則として国が負担します。	
171	要求水準書	79	4	第3編-第5-4-(1)	理容器具の管理については、現地にて倉庫などの室を用意していただけるという認識で宜しいでしょうか。	要求水準書別紙2-その他に記載している理容器具については、センター内で保管することを想定していますが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。 なお、施設外で管理することを妨げるものではありません。	
172	要求水準書	79	4	第3編-第5-4-(1)	理容器具の管理については、現地ではなく、当該施設の敷地外で管理しても宜しいでしょうか。	要求水準書別紙2-その他に記載している理容器具については、センター内で保管することを想定していますが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。 なお、施設外で管理することを妨げるものではありません。	
173	要求水準書	79	5	第3編-第5-4-(1)	「爪切り及び電気かみそりの整備・管理(滅菌消毒を含む)・貸与を行う」とありますが、別紙2に記載のある種類と数量の爪切り及び電気かみそりを調達し、被収容者に貸与するという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、事業者が直接受刑者に貸与することは想定していません。	
174	要求水準書	79	5	第3編-第5-4-(1)	「爪切り及び電気かみそりの整備・管理(滅菌消毒を含む)・貸与を行う」とありますが、貸与する際には、別紙2に記載のある種類及び数量の理容器具を、一度に国へ貸与し、また使用後にも全数を国から返却されるという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、事業者が直接受刑者に貸与することは想定していません。	
175	要求水準書	79	5	第3編-第5-4-(1)	「爪切り及び電気かみそりの整備・管理(滅菌消毒を含む)・貸与を行う」とありますが、貸与する際には、別紙2に記載のある種類及び数量の理容器具を、一度に国へ貸与し、また使用後にも全数を国から返却されるという認識で宜しいでしょうか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定しますが、別紙2に記載のある数量すべてを一度に貸与することは想定していません。	
176	要求水準書	80	10	第3編-第5-4-(3)	「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」に従って、調髪を実施することとあり、仮釈放審査のための地方更生保護委員会委員による面接が終了している者について、仮釈放の準備のため必要があると認められる場合、外部通動作業を行わせる場合、外出又は外泊を許す場合で女子の受刑者の自弁の調髪の髪型については、パーマメント・ウェーブをかけ、又はセットさせても差し支えないこととあります。別紙2のリストにはパーマメント・ウェーブの促進器、プロセッサ等の器具の記載はありませんので、国で購入していただくという認識でよろしいでしょうか。	国が必要と認めた場合は国の負担又は受刑者の自弁により準備します。	
177	要求水準書	80	10	第3編-第5-4-(3)	1日の調髪人数、時間割など調髪実施の月間のスケジュールは、事業者で組むことは可能でしょうか。そうではない場合は、国で予定している調髪実施のスケジュールをご教示ください。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
178	要求水準書	80	10	第3編-第5-4-(3)	「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」では、女性受刑者の髪型が曖昧な表現ですが、スタイルのオーダーは受刑者より細かく確認できるのでしょうか。受刑者との会話が出来ない場合は、こちらが提示する髪型（3パターン）から選んでもらうことは可能でしょうか。髪型のパターン例 ①ベリーショート（全体5センチ程度耳完全出し）・②ショート（全体10センチ程度耳半分出し・襟足3センチ程度）③ミディアムショート（全体15センチ程度・耳下数センチ・襟足5センチ程度）	関係法令に規定するとおりであり、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
179	要求水準書	80	10	第3編-第5-4-(3)	洗髪後の処理はタオルドライ程度でよいのでしょうか。若しくはドライヤーで乾かすのでしょうか。ドライヤーで乾かす場合、別紙2のリストにドライヤーの記載がありませんので国で用意していただくと理解してよろしいでしょうか。	ドライヤーを使用することは想定していません。事業者がドライヤーを使用する場合には、事業者の負担において整備や持ち込み等が必要です。	
180	要求水準書	80	10	第3編-第5-4-(3)	受刑者で歩行困難者を調髪する場合、理容椅子まで連れてきていただき調髪をするのでしょうか。その時の理容椅子への移乗は国の職員が行っていただくことでよろしいのでしょうか。また、移乗が困難な場合は車椅子での調髪も可能でしょうか。	概ね貴見のとおりであり、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
181	要求水準書	80	10	第3編-第5-4-(3)	調髪の実施後、シャンプーによる洗髪は全員行うのでしょうか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
182	要求水準書	80	10	第3編-第5-4-(3)	男性受刑者には男性理容師、女性受刑者には女性理容師が調髪を実施するのでしょうか。	性別の指定はありません。	
183	要求水準書	80	13	第3編-第5-4-(3)	調髪に必要な理容消耗品について、自らの費用負担において調達し、適切に保管、管理することとありますが、理容消耗品に調髪に使用するフォーム（ブラシ）、髪を払う毛払い、床に落ちた髪を清掃するための用具も含めるのでしょうか。また、調髪時に用具を置くワゴンやトレーが必要になりますが、事業者で用意する認識でよろしいのでしょうか。	貴見のとおりです。	
184	要求水準書	81	12	第3編-第5-4-(4)	その他経費に被服費がありませんが、理容師の服装は任意の服装でよろしいのでしょうか。	貴見のとおりです。	
185	要求水準書	82	1	第3編-第5-5-(1)	各職員食堂の面積と席数についてご教示ください。	面積については、競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。席数は矯正研修所が300席、矯正医療センター（仮称）が70席となっております。	
186	要求水準書	82	1	第3編-第5-5-(1)	厨房機器の整備に関して、一次側工事は国側にて行うとの理解でよろしいのでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
187	要求水準書	82	1	第3編-第5-5-(1)	矯正医療センター内食堂は1日あたりの利用予測を教えてください。	現在、移転元施設である八王子医療刑務所では職員食堂を運営していないため、お示しすることはできません。	
188	要求水準書	82	4	第3編-第5-5-(1)	競争参加資格の確認（1次審査）後の図面開示で職員食堂の図面（CAD図含む）も提示されますか。また開示の場合はどのような図面が開示されますか。	前段について、職員食堂も含まれますが、その形式は未定です。後段について、建築物・建築設備の施工図面、PFI工事区分表の開示を予定しています。	
189	要求水準書	82	4	第3編-第5-5-(1)	職員食堂運営は独立採算業務となっておりますが、建物が新築であることから、建物価値から出される国有財産使用料が高くなると思われ、集客対象が施設内のみということもあって、採算が相当に厳しくなることが予想されます。独立採算対象施設において、①国有財産使用料がどのような基準で算出されるのか、また、②国有財産使用料の減免等の措置は期待できないのか、についてご教示願います。	国有財産使用料について具体的な金額をお示しできるのは、使用者からの申請に基づき実際に使用許可書を発行した際となります。なお、算定は、財務省所管通達「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管1号）に基づいて行いますので、参考としてください。	
190	要求水準書	82	4	第3編-第5-5-(1)	社員食堂運営業務については独立採算かと存じますが、収益性算定にあたり、想定年間収支、想定年間利用人数等の想定がありましたらご教示いただきたく存じます。	現在、移転元施設である八王子医療刑務所では職員食堂を運営していないため、お示しすることはできません。矯正研修所及び同東京支所については、要求水準書参考2及び参考3を御覧の上、想定願います。（参考3を修正の上、公表します。）	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
191	要求水準書	82	14	第3編-第5-5-(2)	職員食堂内に売店を併設することは可能でしょうか。	職員食堂運営のために国有財産の使用を認めるものであり、目的外の使用は認められませんが、その趣旨に反しない範囲での物販(弁当やパンの販売等)は可能です。	
192	要求水準書	82	14	第3編-第5-5-(2)	職員食堂内厨房を利用したセンター外への外販は可能でしょうか。	可能です。	
193	要求水準書	82	32	第3編-第5-5-(3)	センター内で調理することとあるが、このセンターは国際法務総合センター・矯正医療センター(仮称)のいずれを指しているのかご教示願います。	営業時間中の食堂の厨房を指しますが、片方の職員食堂についてリヒート対応のみにする等の合理化の可能性については排除するものではありません。	
194	要求水準書	84	1	第3編-第5-5-(3)	料金の徴収は券売機などで徴収するのか？また税込価格表示するのでしょうか？	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
195	要求水準書	84	3	第3編-第5-5-(3)	職員食堂の運営開始日は平成29年9月1日からのとの解釈で宜しいでしょうか？	矯正医療センター(仮称)又は矯正研修所及び同東京支所の運営開始日を想定しています。	
196	要求水準書	84	8	第3編-第5-5-(3)	残飯等の廃棄物については、センター全体にて発生する他の廃棄物処理と同様に、廃棄物処理費用は国側の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。	
197	要求水準書	84	16	第3編-第5-5-(3)	当該要求水準の文中に「利用しやすい料金とすること。」と記載がありますが、料金設定する際の参考と致しまして、当該施設の職員様に対して食事代の補助はございますでしょうか。またお有りになる場合は、具体的な補助金額(割合)などについてご教示下さい。	ありません。	
198	要求水準書	85	1	第3編-第5-5-(3)	弁当の配達については指定の場所に何か所配達すれば良いのでしょうか？	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
199	要求水準書	85	8	第3編-第5-5-(3)	「国が別途提示する場所に設置すること」と記載がありますが、自動販売機の種類、台数などの想定はございますか。また、自動販売機に関わる収入については、事業者収入に見込むという解釈で宜しいのでしょうか。	現段階で想定はなく、事業者決定後、協議の上で決定します。収入については貴見のとおりです。	
200	要求水準書	86	2	第3編-第5-5-(4)	費用を負担するメーターの設置箇所をご教示願います。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
201	要求水準書	86	3	第3編-第5-5-(4)	「当該業務のために使用する国有財産について、事業者は有償にて使用の許可を受けるものとする」とありますが、使用料について具体的にご教示ください。	国有財産使用料について具体的な金額をお示しできるのは、使用者からの申請に基づき実際に使用許可書を発行した際となります。なお、算定は、財務省所管通達「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日蔵管1号)に基づいて行いますので、参考としてください。	
202	要求水準書	86	3	第3編-第5-5-(4)	国有財産として有償対象となる範囲(面積)を、図面にてご教示願います。	事業者が使用するスペースのみ(原則として調理スペースのみを想定していますが、炊場用倉庫の一部を区画して職員食堂用に用いる場合はそのスペースを含みます。)となり、詳細は競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
203	要求水準書	86	5	第3編-第5-5-(4)	各職員食堂の規模(座席数)をご教示願います。	席数は矯正研修所が300席、矯正医療センター(仮称)が72席となっております。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
204	要求水準書	87	4	第3編-第5-6-(1)	研修員等に係る寝具の洗濯業務については独立採算かと存じますが、収益性算定にあたり、想定年間収支、想定年間利用人数等の想定がありましたらご教示いただきたく存じます。	要求水準書参考2を御覧の上、想定願います。	
205	要求水準書	87	5	第3編-第5-6-(1)	当直及び宿日直に国職員が使用する寝具の洗濯は衣類・寝具の提供業務の範囲であり、研修員等に係る寝具の洗濯業務の要求水準にある「寝具の洗濯はセンター外で行い、センター内洗濯機は用いないこととする」には該当しないとの理解で間違いはないか。	貴見のとおりです。	
206	要求水準書	87	5	第3編-第5-6-(1)	要求水準に従えば、矯正研修所においては、同一建物内で使用される寝具にも拘らず、国職員の当直・宿日直用と研修員用で洗濯実施場所が異なることとなる。何れかの洗濯場所に統一することは認められないか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
207	要求水準書	87	5	第3編-第5-6-(1)	本業務は独立採算業務ではあるものの、要求水準に「寝具の洗濯はセンター外で行い、センター内洗濯機は用いないこととする」とあることから、要求水準を満たした業務を行う限りにおいて光熱水費はかからず、他に使用国有財産使用料もかからないとの理解で間違いはないか。	貴見のとおりです。	
208	要求水準書	87	7	第3編-第5-6-(1)	「研修員等に係る衣類・寝具カバー類、その他の寝具等」の各施設指定場所への搬送及び指定場所からの回収は、国にて実施するという認識で宜しいでしょうか。	矯正研・公安研については各指定場所への搬送及び各指定場所からの回収は事業者の業務となり、アジ研については各居室からの回収及び各居室への搬送が民間事業者の業務となることを想定していますが、詳細については事業者決定後、協議により決定します。	
209	要求水準書	88	3	第3編-第5-6-(3)	研修員等に係る衣類・寝具カバー類の洗濯等を行うこと。と記載がありますが、リース対応を想定した場合、事業者が用意しなくてはならない衣類・寝具の商品内訳と貸与数の想定を教えてください。	研修員の想定については、要求水準書参考2を御参照の上、想定願います。また、研修員に対する衣類の調達業務は業務に含まれておらず、寝具については要求水準書別紙8のとおりです。	
210	要求水準書	88	5	第3編-第5-6-(3)	利用料金の徴収方法についてあらかじめ国と協議し、円滑な方法とすること。と記載がありますが、移転元の矯正研修所及び矯正研修所東京支社では単価×枚数での請求となっている。(別紙参考15)例えば、単価(寝具一式)×利用人数×該当日数での請求方法は想定範囲内でしょうか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
211	要求水準書	88	7	第3編-第5-6-(3)	「研修員等に係る衣類・寝具カバー類の洗濯」と「その他の衣類・寝具の洗濯」に、要求水準書の業務項目が書き分けられている。研修員等以外の「その他」とは何を示すのかご教示頂きたい。	アジア太平洋極東犯罪防止研修所については、「衣類・寝具等の提供業務」の対象ではなく、また研修員でもない者が宿泊する可能性があるためです。	
212	要求水準書	89	14	第3編-第6-1-(3)	9Pにおいて「個別業務について、業務ごとにその責任を負い、調整を行う責任者及び監督者としての能力を有する者を配置すること」とありますが、医療情報システム業務では「医療情報システムの導入」責任者ならびに「医療情報システムの運用・保守」責任者と2名の責任者を配置しなければいけないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	導入の際の責任者、運用・保守の際の責任者に求める要件をそれぞれ記載しているものですが、具体的な体制は提案によります。	
213	要求水準書	89	17	第3編-第6-1-(3)	「医療情報システムの導入」業務の責任者は、一般病床を含む400床以上の病院で医療情報システム導入業務の責任者として5年以上の経験を求められていますが、複数の病院の経験も加味してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
214	要求水準書	89	17	第3編-第6-1-(3)	本業務における「医療情報システム導入」業務の責任者の業務経験とは、病床数を問わず業務経験が5年以上で、その中に400床以上の病院における経験があればよいとの理解でよろしいでしょうか。例えば100床の病院3年、200床の病院1年、400床の病院1年の合わせて経験年数が5年以上の実績があれば要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	400床以上の病院における5年以上の業務経験を有することが必要です。	
215	要求水準書	89	17	第3編-第6-1-(3)	事業者(SPC)が「医療機器等の整備、維持管理及び更新業務」を国から受託し、それを専門企業に再委託することは、法的に問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	医療法第15条の2では、政令8業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない、とされています。ただし、PFI事業のように外形上再委託と見える場合であっても、その趣旨に反しない場合においては可能と解するものであり、他の病院PFI事業と同様の考え方です。	
216	要求水準書	89	22	第3編-第6-1-(3)	「医療情報システムの運用・保守」業務の責任者は、一般病床を含む400床以上の病院で医療情報システム運用・保守の責任者として5年以上の経験を求められていますが、複数の病院の経験も加味してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。ただし、400床以上の病院における5年以上の業務経験を有することが必要です。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
217	要求水準書	90	1	第3編-第6-1-(4)	医療業務支援の費用区分について、備品等（事務机・椅子・ロッカー等）の費用負担が示されていない。医療業務支援の全般（医療情報システム・医療機器等の整備、維持管理及び更新業務、医療器具の滅菌及び消毒業務・医薬品・診療材料等の管理・搬送業務、医療・医療関係事務支援業務）において備品等々の費用区分は国であるとの理解で間違いはないか。	原則として貴見のとおりです。事業者が、国の想定以上の備品等を必要とした場合については事業者の負担となります。	
218	要求水準書	90	16	第3編-第6-1-(4)	通信費（固定電話の電話料金除く）に関しては、医療情報システムの運用に当たり事業者が業務上電話連絡する場合の固定回線のうちの通話料金は国負担とし、各システムの保守・メンテナンスを目的としたデータ通信用の固定回線（光・ISDNなど）の工事や設置、通信費は事業者負担という認識で良いか？	固定電話以外の通信費についてはすべて事業者負担となります。また、各システムと外部ネットワークを接続することは想定しておりませんので、御留意ください。	
219	要求水準書	91	1	第3編-第6-2	事業者（SPC）が「医療機器等の整備、維持管理及び更新業務」を国から受託し、それを専門企業に再委託することを想定しておりますが、SPCは「高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可」の資格を取得している必要はないとの理解でよろしいでしょうか。（専門企業は資格有）	貴見のとおりです。	
220	要求水準書	91	3	第3編-第6-2-(1)	高度管理医療機器（ペースメーカー、人工透析器、レーザー手術装置等）や特定保守管理医療機器（X線撮影装置、MRI装置、超音波診断装置等）をはじめとする医療機器については、実際に医療機器を納入する企業が、高度医療機器等の販売業・賃貸業の許可を取得しております。この場合、直接医療機器調達業務を実施しないSPC自体は、高度医療機器等の販売業・賃貸業の許可を新たに取得する必要はない、との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
221	要求水準書	91	24	第3編-第6-2-(3)	「保守管理の対象は国が移転・調達した指定医療機器」と記載されていますが、当該事業の業務量を把握した上で人件費・人工等の御提案申し上げる必要がございます。そのため移転・調達した指定医療機器の想定リストで結構ですので御提供頂けませんでしょうか。	競争参加資格確認後の時点では未定だと思われるため、公表することはできません。	
222	要求水準書	92	13	第3編-第6-2-(3)	医療機器等の整備 業務区分No.6医療機器等の設置において、医療機器の搬入・据付・調整作業を行うこととありますが、この対象は事業者が別紙12に基づいて調達する医療機器であり、国が調達する医療機器は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
223	要求水準書	92	13	第3編-第6-2-(3)	医療機器等の整備 業務区分No.6医療機器等の設置において、医療機器の搬入・据付・調整作業を行うこととあります。競争参加資格確認後、搬入据付の検証に必要となる、工事区分・搬入計画・設備図面等の情報は可能な限り提供いただけることとありますが（実施方針に対する質疑回答平成28年2月29日付けNo.111）、提供頂いた内容通りに施工されているか、竣工引渡し前に現地を確認させていただくことは可能でしょうか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定しますが、可能な限り配慮します。	
224	要求水準書	22 92	23 27	第3編-第6-2-(3)	「事業者が整備する物品に係る操作方法等の国への説明及び試運転の実施」に於いて、医療機器の操作オリエンテーションの開催に関する記載があり、その業務頻度が「運用開始日」迄となっております。一方92ページ-医療機器の整備-No7では「運営リハーサル、国の職員への説明」の業務頻度が「運営開始3か月前まで」となっており、同内容と思われる業務の実施期限に違いがあると感じられます。どのように認識をすれば宜しいでしょうか？	「事業者が整備する物品に係る操作方法等の国への説明及び試運転の実施」の業務頻度を「運営開始3か月前まで」に修正します。なお、第1回目の説明・オリエンテーションがこの期日までに終了すれば足り、それ以降も習熟のための研修等を実施することを妨げるものではありません。	○
225	要求水準書	93	2	第3編-第6-2-(3)	医療機器等の維持管理の医療機器の保守管理・修理において業務頻度が毎日になっております。土、日、祝祭日に関しては、緊急連絡網等の準備によるオンコールでの対応と考えてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
226	要求水準書	93	2	第3編-第6-2-(3)	業務区分No8医療機器の保守管理・修理に、（指定医療機器を含む。ただし、指定医療機器の交換部品に係る費用は含まない。）という文言が追加されましたが、指定医療機器のソフトウェアを定期的に最新版に更新する費用についても、事業者の費用には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	当該ソフトウェアが有償である場合には、国の負担となります。	
227	要求水準書	93	2	第3編-第6-2-(3)	業務区分No8医療機器の保守管理・修理に、（指定医療機器を含む。ただし、指定医療機器の交換部品に係る費用は含まない。）という文言が追加されております。質疑回答（平成28年2月29日付けNo.115）では、指定医療機器の詳細は「事業契約後、可能な限り速やかにお伝えします」とのことでしたが、入札にあたり費用算出する必要があるため、参加資格確認後、速やかに公表いただけませんかでしょうか。	競争参加資格確認後の時点では未定だと思われるため、公表することはできません。	
228	要求水準書	93	3	第3編-第6-2-(3)	「医療機器等のフルメンテナンス（指定医療機器を含む。ただし、指定医療機器の交換部品に係る費用は含まない。）を行い、ソフトウェアは定期的に最新版に更新すること。」とありますが、指定医療機器の保守点検・修理作業費およびソフトウェア更新費用は国側の負担との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、指定医療機器の保守点検は事業者の業務となるため、事業者負担となります。修繕や有料ソフトウェアの更新費用は国側の負担となります。	
229	要求水準書	93	4	第3編-第6-2-(3)	「指定医療機器」の具体的な内容を明示ください。	競争参加資格確認後の時点では未定だと思われるため、公表することはできません。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
230	要求水準書	93	4	第3編-第6-2-(3)	前回の質疑No.121で、ソフトウェアの最新版への更新は必須ではあるが、「定期的」であり都度の対応ではないとの御回答でしたが、事業者の知見を活かし且つライフサイクルコストも考慮した最適なタイミングでの更新との理解で宜しいでしょうか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。 協議の際には、事業者のノウハウに基づいた御提案がいただけることを期待します。	
231	要求水準書	93	7	第3編-第6-2-(3)	前回の質疑No.123で、医療機器の消耗品が事業者負担との回答でしたが、部品ではない消耗品（電池、電球等）は一般的に医薬品・診療材料等の管理・搬送業務において消耗品登録されております。施設運用上の効率を考慮すると国側職員の承認を得たうえで消耗品発注を行い、在庫管理を事業者で行う事が医療機器の不稼働時間（ダウンタイム）の低減につながると考えます。よって御回答の理解としては医療機器の部品は事業者負担、医薬品・診療材料等の管理・搬送業務において消耗品登録がある場合は国側負担との理解で宜しいでしょうか。	「医薬品・診療材料等の管理・搬送業務」に記載している「消耗品」とは、診療等に用いるガーゼ等の消耗品を想定しており、医療機器の保守管理に必要な部品・消耗品は事業者負担となります。	
232	要求水準書	94	24	第3編-第6-2-(3)	「国が決定した更新計画書に基づき、医療機器等の更新・保守管理を行うこと」とあるが、更新価格を織り込んで10年間の一括提案をする場合、更新迄の間の物価上昇・製品機能向上に伴う調達価格変動リスクが発生する。更新の際、調達価格が現状比変動している場合、何らかの調整措置がとられるのか、あるいは、別途納入価格について協議の機会を頂けるのか、御教示願いたい。	事業契約書第46条第9項に記載のとおりです。	
233	要求水準書	94	24	第3編-第6-2-(3)	事業期間中に、「別紙12 医療機器 参考リスト」に示す回数の更新を実施することとあるが、各機器が対応年数を満了した場合には、その機器の状態に関わらず、回数に応じた更新を必ず行うと考えて良いか。	原則として貴見のとおりであり、それを前提とした御提案をお願いします。 なお、国と事業者で協議の上、購入回数の変更や代替品の購入等の対応をすることはあり得ると考えます。	
234	要求水準書	95	1	第3編-第6-2-(4)	初期調達における医療機器等の購入・更新、指定医療機器の購入・更新に伴う機器等の廃棄費用は国負担との理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
235	要求水準書	97	3	第3編-第6-3-(3)	開庁時間外に発生した手術器材の処理は、翌日開庁時間に事業者が処理を行う想定でよいか。	貴見のとおりです。 ただし、国側で行うべき作業（薬液浸等）について調整と思われるため、詳細は事業者決定後、協議によります。	
236	要求水準書	97	5	第3編-第6-3-(3)	使用器材の回収時、国側と対面による申し送りは可能か。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
237	要求水準書	97	7	第3編-第6-3-(3)	矯正医療センター内の全器材（クリティカル、セミクリティカル含む）に対し、一括して中央材料室で処理を行う想定でよいか。	貴見のとおりです。	
238	要求水準書	97	7	第3編-第6-3-(3)	内視鏡の洗浄消毒業務は、内視鏡洗浄室で実施する理解でよいか。	貴見のとおりです。	
239	要求水準書	97	9	第3編-第6-3-(3)	エチレンオキシドガス滅菌指定の医療器具を移設もしくは購入するご予定があるかについて、ご方針をご教示ください。	現時点で矯正医療センター（仮称）における運用は未定ですが、八王子医療刑務所においては使用しております。	
240	要求水準書	97	15	第3編-第6-3-(3)	「空調設備等の保管環境の確保」とは、へパフィルターの漏れがないかを確認する業務との理解でよいか。	例示のもの以外にも室内環境を整えるために必要な業務を指します。	
241	要求水準書	97	18	第3編-第6-3-(3)	中央材料室以外に、滅菌物を保管する想定をされているか。	想定しておりません。	
242	要求水準書	97	20	第3編-第6-3-(3)	医療器具の修理費用は、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務の要求水準にある費用区分通りとの理解でよいか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
243	要求水準書	97	21	第3編-第6-3-(3)	依頼を受けた廃棄医療器具（高額医療機器は除く）に対して、定められた手順に則り手続連絡を行うだけとの理解でよいか。	概ね貴見のとおりですが、適正に廃棄手続きを実施したことを示す報告も含まれます。	
244	要求水準書	97	26	第3編-第6-3-(3)	セミクリティカル器材の使用量と種類をご教示頂きたい。	矯正医療センター（仮称）におけるものは未定です。八王子医療刑務所においては、麻酔器具、喉頭鏡、気管内挿管チューブ、軟性及び硬性内視鏡、直腸肛門検圧力テール等を使用しておりますが、使用量についてはお示しできません。	
245	要求水準書	97	26	第3編-第6-3-(3)	中央材料室で処理を行う器材類は、各器材類の添付文書に則る処理でよいか。	貴見のとおりです。	
246	要求水準書	97	26	第3編-第6-3-(3)	年間点検に該当する滅菌器材類を所有されているかご教示頂きたい。	八王子医療刑務所においては、所有しています。	
247	要求水準書	100	8	第3編-第6-4-(3)	医薬品払出準備での、医薬品の使用期限管理について。使用期限の管理とは、入荷した医薬品の倉庫内での使用期限管理を行い、出荷時に使用期限切れのものが出荷されないように品質管理を行う、という理解でよいか。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
248	要求水準書	100	9	第3編-第6-4-(3)	質疑回答（平成27年3月20日付けNo. 476）に医薬品には体外診断用医薬品（検査試薬）も含むという回答がありましたが、新たに追加された医薬品の発注・購入支援業務においても、体外診断用医薬品（検査試薬）はその範疇に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
249	要求水準書	101	4	第3編-第6-4-(3)	医療材料のデリバリー業務などを行うスタッフに、男女の制限は有りますか。	性別の指定はありません。	
250	要求水準書	102	4	第3編-第6-4-(4)	医薬品・診療材料を管理するために倉庫及び各部署に設置される棚は国の負担で調達されると理解してよいか。	別紙2及び別紙12に記載しているものを除いて、国が必要としている備品等は国で整備する予定ですが、事業者の負担による整備を妨げるものではないので、詳細は協議によります。	
251	要求水準書	104	17	第3編-第6-5-(3)	平成28年2月29日の質問回答No. 185において、医事会計システム削除により歯科以外は検算もなく、データの取込不要かとの質問に対し、概ね貴見のとおり、日常の診療内容等カルテに診療記録として保存しなければならないものでなければ取込不要との回答であった。ほぼ電子カルテに診療記録として保存が必要と想定され、それらについては、データの取込が必要との理解で宜しいか。	貴見のとおりです。	
252	要求水準書	104	19	第3編-第6-5-(3)	医療事務支援8、「医務課におけるその他事務支援」にある「医師事務作業補助としての事務支援」とは具体的にどのような業務を想定されているかご教示ください。	概ね通常の病院における医療事務のうち、1～7に該当しないものを想定しています。	
253	要求水準書	104	19	第3編-第6-5-(3)	医療事務支援8、「医務課におけるその他事務支援」の「医師事務作業補助としての事務支援」については、あくまでも医師・看護師等の指揮命令が発生しない範疇の業務との認識でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
254	要求水準書	108	1	第3編-第6-6-(3)	人工透析機器等の整備、管理について分担が医療スタッフ以外となっておりますが、臨床工学技士など医療スタッフも業務を担うこととしてよいでしょうか。	貴見のとおりです。	
255	要求水準書	108	1	第3編-第6-6-(3)	別紙12のリストに記載されています人工透析に関連する医療機器以外で、人工透析業務に必須である医療機器は、指定医療機器若しくは国側で購入していただくと理解してよろしいでしょうか。	国としては、別紙12に記載している医療機器等で足りるものと認識しています。また、矯正医療センター（仮称）で所有している医療機器を貸し出すことも可能です。その他の医療機器等が必要な場合には、事業者の負担で整備していただくことになります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
256	要求水準書	108	2	第3編-第6-6-(3)	業務区分No1人工透析機器等の調達・設置に、(その他の人工透析機器等の整備・更新については、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務に準じること)という文言が追加されましたが、「その他の人工透析機器等」とは具体的に何を指すのかご教示ください。	その他の「人工透析機器等」ではなく、その他の「人工透析機器等の整備・更新」です。本項に記載のない部分については、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務に準じるという趣旨です。	
257	要求水準書	108	2	第3編-第6-6-(3)	業務区分No1人工透析機器等の調達・設置に、(その他の人工透析機器等の整備・更新については、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務に準じること)という文言が追加されましたが、人工透析機器等の調達・設置については(運営開始日の1か月前まで)との記載があることから、医療機器等の整備、維持管理及び更新業務の業務頻度欄に記載されている期限にはよらないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり、108ページの記載が優先します。	
258	要求水準書	109	1	第3編-第6-6-(3)	検体の搬送を行うこと。また、この際に文書類の搬送を行うこととあるが、透析業務に係る搬送は検体と文書類のみという理解で良いか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。なお、その他の搬送については医薬品・診療材料等の管理・搬送業務に含まれることもあり得ます。	
259	要求水準書	110	16	第3編-第6-6-(3)	検体検査、エックス線検査等のうち、人工透析室の機器等及び医療スタッフで対応可能なものに超音波診断装置によるシャントエコー検査も含まれる認識でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
260	要求水準書	113	4	第3編-第6-6-(4)	薬品・消耗品費については実施人員に応じて支払う実績払いとするとありますが、薬品は薬価、消耗品のうち償還価格がある医療材料は償還価格で請求してよろしいでしょうか。また、償還価格がある医療材料のうち、償還価格よりも高く定価設定されている医療材料を使用したときは、償還価格より高い価格での請求でよろしいでしょうか。	購入金額によるものですが、原則として、提案書類様式1-01-1に記載の1人あたり単価になると考えています。	
261	要求水準書	113	4	第3編-第6-6-(4)	薬品・消耗品費については実施人員に応じて支払う実績払いとするとありますが、例えば事業者が作成した使用実績資料をもとに請求するなど具体的な請求方法をご教示ください。	原則として、提案書類様式1-01-1に記載の1人あたり単価により、詳細は事業者決定後、協議により決定します。	
262	要求水準書				透析排水などを排出する際の中和槽は国側で準備されておりますでしょうか。	透析排水を処理する設備は施設整備において整備する予定です。	
263	要求水準書 (別紙2)			想定調達 備品参考 リスト	事業者が事業契約に基づいて調達する別紙2記載の備品リストについて、収容関連サービス業務にて使用するもの(事業者所有)に該当するのはどれになるか、各項番ごとに具体的に明示いただけますでしょうか。	概ね炊事機器等・洗濯機器等・その他でお示している備品等になります。	
264	要求水準書 (別紙2)			No.8	診察室を卓上半切3枚掛1段、その他を移動式半切3枚掛1段と想定しておりますが宜しいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
265	要求水準書 (別紙2)			No.157	参考機種はアルミ製、チューブタイプですが同等タイプのスチール製、ノーパンクタイヤでも宜しいでしょうか。	詳細は不明ですが、一般的にアルミ製とスチール製では取り回しに大きな差があり、同等品とは考えにくいと考えております。なお、ノーパンクタイヤでも差し支えありません。	
266	要求水準書 (別紙2)			No.176	実験台に必要な給排水、は国側で想定されているでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
267	要求水準書 (別紙2)			No.176	実験台に必要な電源は国側の負担で設置場所まで配線されているでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
268	要求水準書 (別紙2)			No.168	救急カート内に入れて使用する消耗品は国側負担で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
269	要求水準書 (別紙2)			No.187	排気ダクト及びダクト内のファンは国側の工事としてキャビネット設置場所の真上までであるという認識で宜しいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
270	要求水準書 (別紙2)			想定調達 備品参考 リスト	「矯正医療センター(仮称)」「炊事機器等」「洗濯機器等」「その他」の4項目に分類されていますが、区分の理由をご教示ください。例えば、「炊事機器等」「洗濯機器等」「その他」に記載されている物品は、全て収容関連サービス業務の備品の設定であり、事業者が所有し、かつ原状回復(事業者の責任と費用負担により取去)が必要との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
271	要求水準書 (別紙2)	31	18- 22	No.1906～ 1910	開庁日以降に当該備品の更新回数が規定数を超過した場合、コスト負担については事後協議可能でしょうか。	事業契約書案第46条各項及び要求水準書別紙4-3に記載のとおりです。	
272	要求水準書 (別紙2)			想定調達 備品参考 リスト	「洗濯機器等」には、机(経理係用)、いす(経理係用)、配膳台、食堂用机、食堂用いすなどが含まれており、刑務所の自営工場(収容者が洗濯を実施)を想定した備品リストと見受けられます。事業者が実施する収容関連サービス(衣類・寝具の提供)の提案内容により、要求水準を満たし、かつ、事業者が業務に必要なと判断した備品はリストから削除することも可能との理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、リスト(第2次審査資料の別添資料(価格提案フォーム))から削除することはせず、備考欄に「不要」などと御記載ください。	
273	要求水準書 (別紙2)			想定調達 備品参考 リスト	「洗濯機器等」には、机(経理係用)、いす(経理係用)、配膳台、食堂用机、食堂用いすなどが含まれており、刑務所の自営工場(収容者が洗濯を実施)を想定した備品リストと見受けられます。将来、収容者が洗濯業務を実施する自営工場として、法務省にて整備・更新が必要と想定されているのであれば、当該物品は収容関連サービス業務での備品から除外し、国の所有とし、原状回復(事業者の責任と費用負担により取去)の必要はない条件としていただけないでしょうか。	国がそれらの備品等を整備することはありません。事業者の整備についてはNO272のとおりであり、原則として取去が必要となります。	
274	要求水準書 (別紙2)			想定調達 備品参考 リスト	別紙2「洗濯機器等」に記載された品目のうち、配膳台、監視卓、机(経理係用)、いす(経理係用)、私物管理箱、食堂用机、いす、配膳車、工場用食器保管庫、モニター台、本棚、モニターなど、要求水準を満たした業務を行ううえでも明らかに不要な品目がある。業務上不要な品目については、別添資料③-1想定調達納入品目及び価格提案フォーム上、提案事項の欄を記入しないまま空欄とし積算しないことで良いか。	リスト(第2次審査資料の別添資料(価格提案フォーム))から削除することはせず、備考欄に「不要」などと御記載ください。なお、代替品を整備する予定の場合は、当該行を書き換えるようお願いいたします。	
275	要求水準書 (別紙2)			No.371	構成内容は、ベット本体、マット、差込式ベット柵1組の構成でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
276	要求水準書 (別紙3)	6	19	人工透析 の未実施 又は遅延	この場合の遅延とはどのようなことを指すのでしょうか？	定められた時間に人工透析が実施できなかったことを指します。	
277	要求水準書 (別紙4)	1	9		運営準備支援業務のボリュームを検討する上で必要となりますので、「移転元施設等から移設」「国が事業契約とは別に調達」する機器、備品及び医療機器等について、リストをご提示ください。	競争参加資格確認後の時点では未定だと思われるため、公表することはできません。	
278	要求水準書 (別紙4)	1	9	1	国が調達する備品には、事業期間開始時までに調達した備品だけでなく、事業期間中に国が調達する備品も含まれますか。	含みます。	
279	要求水準書 (別紙4)	1	9	1	移設元施設等から移設される備品及び国が事業契約とは別に調達する備品について、移設時・調達時の管理台帳の作成は、国にて実施し、以降の保守管理を事業者が担当するものと考えて宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりであり、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。ただし、国で管理台帳を作成する場合も、その管理台帳を事業者に引き渡す際は、事業者による確認作業が必要になると思われます。	
280	要求水準書 (別紙5)			官用車参 考リスト	護送用マイクロバス(通常仕様)の乗車人数について、要求水準では26人乗り仕様となっておりますが、ほぼその基準を満たしていればよろしいでしょうか？マイクロバスについて各メーカーと仕様の確認をしておりますが、各メーカーで取り扱っているマイクロバスを護送用の仕様・装備に変更した場合、最大で25人乗りまでが限界のようです。(これ以上の座席確保をしますと、窓の50cm以上の開口が法令上要求されます。)	概ね貴見のとおりであり、仕様変更前に26人乗り以上であれば差し支えありません。	
281	要求水準書 (別紙5)			官用車参 考リスト	トイレ付マイクロバスのトイレは客席と衝立やカーテンで区切られた個室である必要がありますか。	座席とは区切られていることに加え、緊急時には外側から解錠できることが必要です。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
282	要求水準書 (別紙7)	52	41	移転元施設における給食内容別内訳の実績	透析食の提供方法(場所・時間)をご教示願います。	詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。	
283	要求水準書 (別紙8)			給貸与物品一覧	別紙8 給貸与物品一覧の中でタオルは国調達となっている。自弁の衣類等でもないことから、衣類・寝具の提供業務での行う洗濯の範囲には含まれていないとの理解で間違いはないか。	タオルについても選択の範囲に含まれます。	
284	要求水準書 (別紙8)			給貸与物品一覧	平成28年2月29日の質疑No. 68「既存施設において別紙8に記載されている被収容者用の衣類・タオル(日用品)について、使用用途(日常着衣や作業時の着衣等の区分)・品目毎の使用状況(夏・冬での衣替えの有無と使用期間、同様品目との選択性の有無)・サイズ展開をご教示頂きたい。」に対して、競争参加資格の確認後に回答する旨あります。回答時に併せて、貸与する品目其々について、男女のみでなく使用対象者(経理夫のみ、寝たきりの被収容者のみ、等)も明らかにして頂きたい。	使用対象者については開示の予定はありません。既存施設の貸与数については、競争参加資格確認後にお伝えする予定です。	
285	要求水準書 (別紙9)			対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	各施設の清掃時間の制約はございますでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、詳細な事務手続きについては事業者決定後、協議の上で決定します。事業者の希望による国との協議の結果、それ以外の時間帯に業務を実施する可能性を排除するものではありません。	
286	要求水準書 (別紙9)			対象施設と清掃・環境整備業務の関係一覧	収容居室エリアに付随する通路は対象外といった解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
287	要求水準書 (別紙10)	1	3	高木せん定	「高木は、適時にせん定を行うものとする・・・」とあるが、どの程度(頻度)となるのか回数をご提示いただきたい。	「保安面・季節面にも配慮しつつ、来訪者等にも好感を持たれるよう」、「清掃方法や頻度は、各室の仕様・特性に応じて適切に設定すること」としていますので、これを満たす必要があります。なお、事業者から提案された仕様書・マニュアルを承諾するのは国の業務となりますので、詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。	
288	要求水準書 (別紙10)	1	11	灌木刈り込み	「密生したふところ枝をすかし・・・」とあるが、高木せん定と同様「樹姿及び樹形の仕立ては、原則として自然形仕立とする。」としたいが、よろしいでしょうか。	保安上必要な要求水準であり、原案のとおりとします。	
289	要求水準書 (別紙10)	1	29	除草及び清掃	「除草に際しては雑草の根を残さぬよう根ごと取り除き・・・」とあるが、肩掛け式人力除草にて実施したいが、よろしいでしょうか。	左記の方法を採った場合、除草の頻度を増やす等の対応が必要になるかと思われます。それを踏まえた上であれば、提案によります。また、「低木、草花等に損傷を与えぬよう注意する」という要件も確保する必要があります。	
290	要求水準書 (別紙10)	1	32	除草及び清掃	「雑草の目立つ6月から10月の間は、特に重点的に除草を行う」とあるが、頻度はどの程度か回数をご提示いただきたい。	「保安面・季節面にも配慮しつつ、来訪者等にも好感を持たれるよう」、「清掃方法や頻度は、各室の仕様・特性に応じて適切に設定すること」としていますので、これを満たす必要があります。なお、事業者から提案された仕様書・マニュアルを承諾するのは国の業務となりますので、詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。	
291	要求水準書 (別紙10)	1	34	根切り	根切り作業は、樹木を動かす際(移植)に必要なと考えますが、移植となる樹木はあるのでしょうか。	記載のとおりです。なお、移植作業を事業者の負担で実施することはありません。	
292	要求水準書 (別紙10)	1	37	芝生目土	「芝生に対し、冬期、葉の隠れる程度の目土を行い、芝生が枯れるのを防ぐ」とありますが、目土作業は芝の生育のための作業で、枯れるのを防ぐ効果は期待が薄いと思われます。芝生の管理については、事業者による提案で行って宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、事業者から提案された仕様書・マニュアルを承諾するのは国の業務となりますので、詳細は事業者決定後、協議の上で決定します。	
293	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	1	10	1-2	事業者が業務上使用する、インターネット回線(E-Mail回線含む)の回線・プロバイダー費用については、事業者の負担で行うと想定しているが、実際に事業者で利用するパソコンなどに接続するネットワーク回線は、国で設置するLANモジュラージャックを使って接続する想定で良いか?	国の回線・モジュラージャック等は使用できません。	
294	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	2	24	1-3	事業者が業務上使用する、インターネット回線(E-Mail回線含む)のルーター設置や保守回線が必要となるONU(光・OCN)の設置などに必要な回線の設置場所はサーバ室の想定で良いか?	提案によりますが、各システムと外部ネットワークを接続することは想定しておりませんので、御留意ください。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
295	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	2	24	1-3-(5)	「サーバ室から各諸室までの基幹配線は整備済み」とありますが、基幹配線とは何を指すのかご教示ください。	サーバ室から各室までのネットワーク配線を指しています。	
296	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	2	24	1-3-(5)	「サーバ室から各諸室までの基幹配線は整備済み」とありますが、別紙11-別紙(1-1)「医療情報システム配置一覧」にある部屋名ごとの端末・プリンタそれぞれの台数分について必要な配線数、LANコンセント数及び設置場所は確保されているとの理解でよろしいでしょうか。また、万一不足する場合は、国の負担で必要なLANコンセント及び設置場所を準備して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	諸室内の配線(ハブの設置を含む。)については、事業者の負担になります。	
297	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	4	26	1-4-2-(1)	「施設内高速ネットワーク」とありますが、高速とはどの程度の通信速度を示すのか、ご教示ください。	1Gbps(カテゴリ6)を想定しています。	
298	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	4	26	1-4-2-(1)	「診療に係る機能について原則3秒以内のレスポンスタイムを達成すること。レスポンスタイムに係る機能毎の詳細な要件については、事業者決定後に国と別途協議する」とありますが、レスポンスタイムに係る条件はネットワークとシステムのレスポンスという2つの原因が考えられます。国と別途協議する際にはネットワークの改善も含めた協議を実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
299	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	6		2	部門システムに関しまして、検体検査、病理、血液、生理検査、調剤支援、放射線科に関してLANモジュールは連携機器の設置予定場所に設置されておりますでしょうか。	連携機器の想定設置場所付近にモジュージャックを整備しておりますので、必要に応じて事業者の負担で接続することになります。	
300	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	8	2	3-1-1	「施設内高速ネットワーク」とありますが、高速とはどの程度の通信速度を示すのか、ご教示ください。	1Gbps(カテゴリ6)を想定しています。	
301	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	9	1	4-4-2	「クライアント端末についてはセキュリティワイヤー等で物理的に固定すること」について、対象はノート端末のみと解釈しておりますが、デスクトップ端末も対象となりますでしょうか。	貴見のとおりです。	
302	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	9	21	5-1	「国指定のICカードによるアクセス管理ができること。」とあるが、指定するICカードの規格をご教示ください。	国指定のICカードはフェリカ仕様のものを整備する予定です。	
303	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	9	44	5-1 (1-1-3-8)	国独自の項目はどのような項目を想定しているか、ご教示ください。	被收容者の称呼番号や入所日、刑期終了日等が想定されますが、詳細は事業者決定後、協議により決定します。	
304	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	11	43	5-1 (1-1-13-7)	「入院受付」とは、入院確定と同じ意味合いと考えてよいでしょうか。どのようなタイミングでの処理を想定されているか、ご教示ください。	貴見のとおりです。	
305	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	11	44	5-1 (1-1-13-8)	独自の転帰理由はどのような内容を想定しているか、ご教示ください。	病状、刑期等による他の刑事施設への移送・出所などが考えられますが、詳細は事業者決定後、協議により決定します。	
306	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	11	53	5-1 (1-1-14-8)	独自の移動項目はどのような内容を想定しているか、ご教示ください。	処遇上の居室の変更等が考えられますが、詳細は事業者決定後、協議により決定します。	
307	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	12	32	5-1 (1-1-20-2)	国が指定するフォーマット(案)を提示ください。	現段階では提示できません。国の定めた印刷様式及びファイル形式での出力を想定していますが、詳細は事業者決定後、協議により決定します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
308	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	26		5-20	医療情報システムとの接続が行われる、各部門システムもインターネットによるリモートメンテナンスの接続は不可との認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
309	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	28	28	5-22 (3-3-6-1)	外部への委託は、検体検査・細菌検査とも各1社のみの想定でよろしいでしょうか。	複数社に委託することもあり得ます。	
310	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	31	30	5-27 (3-8-1-4)	「既設システム」のベンダー名、パッケージ名についてご教示ください。	京セラ丸善システムインテグレーション株式会社様のMEDIC DIETを改修の上、使用する予定です。	
311	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	31	30	5-27 (3-8-1-4)	献立及び食材管理については、既設システムと新給食システムで重複する可能性もあるため、新給食システムのみでのご提案あるいは既設システムのパッケージ強化（バージョンアップ）でのご提案をさせて頂くことは可能でしょうか。	国の給食システム(既設システム。NO310を参照)を改修することは想定していません。	
312	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	35	33	6. 導入要件 6.4. マニュアルの作成及び教育	「本システム稼働後業務に支障がでないよう必要な回数のシステム操作研修を実施すること。」とありますが、「本システム稼働後」とはいつのことを指すのでしょうか。矯正医療センター（仮称）の運営開始（平成29年9月運営開始）後との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 したがって、研修の実施は運営開始前に実施する必要があるという趣旨です。	
313	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	36	20	6-7	「システム稼働後から平成29年10月30日までは保守移行期間とし、導入責任者及び主要な担当者は引き続き本業務に専従すること。」とありますが、「システム稼働後」とはいつのことを指すのでしょうか。矯正医療センター（仮称）の運営開始（平成29年9月運営開始）後との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
314	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	36	26	7-1	「システム稼働後から事業期間終了までのシステム運用作業を行うこと。」とありますが、「システム稼働後」とはいつのことを指すのでしょうか。矯正医療センター（仮称）の運営開始（平成29年9月運営開始）後との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
315	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	38	30	7-5	事業者が業務上必要とされるインターネット・Email環境について、法務省情報セキュリティポリシーに準じるためには、国で整備するインターネット・Email環境と同じ環境の上で使用することがセキュリティ上望ましいと考えるが、国で整備するインターネット環境を事業者の費用負担により使用することは可能か？	国で整備するインターネット環境を事業者が利用することは想定していません。	
316	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	38	32	7-5	「法務省の情報セキュリティポリシーに準ずるものとする」とありますが、具体的な内容をご提示下さい。または、参考となる法令・ガイドライン等がありましたらご教示ください。	競争参加資格確認後に閲覧の機会を設ける予定です。	
317	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	39	10	7-5	サーバ室の入退室に関するセキュリティシステム（カードキーや指紋認証キーなど）は国の負担で設置・整備されるという認識で良いか？	貴見のとおりです。	
318	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	40	27	8-4	「次期医療情報システム導入範囲（案）」との記載がありますが、「図表2-1 本システム導入範囲（案）」の事でしょうか。	貴見のとおりです。	
319	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	41	23	9-1	「サービスレベル項目（案）」については、現状は案であり事業者決定後、国と協議の上決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、大幅に変更される可能性は低いと考えます。	
320	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	42	12	9-1	「本業務により定められた情報セキュリティポリシー」とありますが、本業務に関する情報セキュリティポリシーを事業者で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	国と事業者で協議の上、国において作成します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
321	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	44		医療情報システム配置一覧表	医療情報システム配置一覧表に記載の各部屋に配置する端末、プリンタの台数分の電源コンセントが適正に設置されているとの理解でよろしいでしょうか。また、万一不足する場合は国の負担で必要な電源コンセント及び設置場所を準備して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。	
322	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	44		医療情報システム配置一覧表	医薬品・診療材料等の管理・搬送業務で使用する、物品管理に関わる医療情報システムは医薬品倉庫と中央材料室に配置を予定されている。医薬品・診療材料を一元的に管理するにあたり、医薬品については地下1F医薬品倉庫、診療材料については中央材料室での管理を想定していると考えて良いか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
323	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	38	16	7-4	システム運用委員会の主催で、院内要望・意見の報告について、システム要件変更する場合の追加費用は国側の負担でよろしいでしょうか。	事業契約書案第49条各項及び要求水準書によるものです。	
324	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	40	13	8-3	医療情報システムの保守対応時間で平日開庁日午前9時から午後6時となっておりますが、開庁時間の午前8時30分から午後5時に合わせる必要はありませんでしょうか。	午前8時30分から午後5時までに修正いたします。 なお、トラブルが発生した場合にはこの限りではありません。	○
325	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	9		5-1 (1-1-3-7)	守秘機能とは具体的にどのような配慮がされていけば良いのでしょうか。	限られた操作者にしか閲覧できないことなどを想定していますが、提案及び事業者決定後、国と事業者との協議により決定します。	
326	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	17	11	5-5 (2-1-7-2)	当該オーダーの入力時間とは、各オーダーの締め切り時間を示しているのでしょうか。	貴見のとおりです。	
327	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	21	27	5-10 (2-6-5-3)	実施制限チェックとは具体的に何を示しているのかお教えてください。	被收容者によっては実施できない検査もあり得るため、実施できない検査オーダーが入力できないようにすることで	
328	要求水準書 (別紙11) 医療情報システム要求水準書	26	8	5-19 (2-15-5-1)	必要に応じて警告を表示できること、という記載がありますが、具体的にどのような時に表示が必要でしょうか(以下のようなイメージで問題ありませんでしょうか。) 例: 病名入力漏れがあった場合、病名登録を促す警告文が表示される	貴見のとおりです。	
329	要求水準書 (別紙12)			医療機器参考リスト	地下水膜ろ過システムの概要(設置場所や想定機種)をお教えてください。	建築物・建築設備の施工図面から御判断ください。 なお、システム構成としては、原水槽、薬品タンク、砂ろ過塔、WUF膜ろ過ユニット、処理水槽、コンプレッサー、制御盤、原水ポンプ、逆洗ポンプ、処理水ポンプ等を想定しております。	
330	要求水準書 (別紙12)			医療機器参考リスト	別紙12に記載がない医療機器が必要と思われる医療機器は、指定医療機器若しくは国の負担により整備するものと考えて宜しいでしょうか。	事業者により整備が必要な医療機器等の参考リストは別紙12のとおりです。	
331	要求水準書 (別紙12)			医療機器参考リスト (137)	ボイラー設備は有するとの回答がありましたが、使用各装置までの配管も装置設置場所までできていると考えて宜しいでしょうか。(ウォッシャー・ディスインフェクター、超音波洗浄装置、オートクレーブ等)	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
332	要求水準書 (別紙12)			医療機器参考リスト (59)	放射線機器メーカーや、躯体に関わる工事を必要とするメーカーとの工事負担の取合いは確定していると考えて宜しいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。 契約終了後、直ちにSPCとして建物施工業者と調整を進めていただきます。なお、放射線機器メーカーとの調整はSPC側の業務です。	
333	要求水準書 (別紙12)			医療機器参考リスト (144)	中央材料室に設置するオートクレーブ、EOGガス滅菌器、過酸化水素滅菌器(ステラッド)がいずれもダブルドア(パススルー)になっておりますが、ステラッドに関して周りの機器の発熱による影響を受けるため、壁の仕切りが必要となります。この壁の工事負担は国側でよろしいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
334	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (29)	内視鏡検査室にて機器（ビデオスコープ）の互換性が無いと思われませんが、どのような運用方法でしょうか。	No.29の胆道ビデオスコープは、No.31「鼻咽喉ビデオスコープ」のVISERA-ELITE、又はNo.32「膀胱腎盂ビデオスコープ」のVISERA-ELITEに接続して使用します。したがって互換性の問題はありません。 なお、別紙12については後継機種に修正しておりますが、今後、後継機種が販売開始された場合にはそれに倣う形になります。	
335	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (38)	内視鏡検査室1に記載あるが、検査室2には無いのは、どのような想定ですか。	使用頻度を踏まえた想定としております。	
336	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (31)	内視鏡検査室1に記載ありますが重複しておりますか、別々に必要になりますでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。	
337	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (25)	内視鏡検査室1,2には酸素、吸引、CO2等の設備配管はございますでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
338	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (58)	給排水等の設備設置要件は国側で想定されておりますでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
339	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (59)	天井内アンカー、床ピットは各メーカーに対応できるものでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
340	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (68)	天井内アンカー、床ピットは各メーカーに対応できるものでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
341	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (69)	床ピットは各メーカーに対応できるものでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
342	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (3)	医療用冷蔵庫に関しまして設置場所または使用用途に応じて電源の種類（一般、非常用、UPS)に分かれておりましたでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
343	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (9)	機器の排水の区分けは感染性排水になっておりましたでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
344	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (870)	機器リストの設置場所には全ての機器の電源、電源ブレーカー、医ガス、給湯給水、排水が備わっておりますでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。	
345	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (24)	地下水ろ過装置に関しまして参考メーカー及び規格を教えてください。	建築物・建築設備の施工図面から御判断ください。 なお、システム構成としては、原水槽、薬品タンク、砂ろ過塔、WUF膜ろ過ユニット、処理水槽、コンプレッサー、制御盤、原水ポンプ、逆洗ポンプ、処理水ポンプを想定しております。	
346	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (24)	地下水ろ過装置に関しまして設置場所が透析機械室となっておりますが、貯水タンク等は設置するのでしょうか。 又、上水は全く使用しないのでしょうか。	庁舎地下ピット内での整備を想定しています。なお、通常は上水を使用します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
347	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (386)	歯科エコーとコンプレッサ、バキューム間の配管工事は国側の工事として認識しておりますが宜しいでしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。 また、御質問の工事区分については事業者の負担になります。	
348	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (68)	機器のメンテナンスに関して、リモートメンテナンスを必要とする装置についてのLAN引込みの費用は国側、事業者側のどちらの準備になるのでしょうか。	外部ネットワークを接続することは想定しておりませんので、御留意ください。	
349	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (827)	庁舎 サーバー室 電子カルテシステム(富士通)の項目があります。これは医療情報システム業務で整備されるものを記載しているとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
350	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト	内視鏡洗浄室に洗浄消毒装置が2台設置されると思うが、内視鏡検査の年間件数をご教示頂きたい。	未定です。 なお、移転元施設である八王子医療刑務所においては、平成27年度は73件実施しています。	
351	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (848)	ハイキャビネット(診療材料用)は中央材料室で医薬品・診療材料等管理・搬送業務の要求水準にある『診療材料を一元管理する』ための棚であるという認識で良いか。	No.848は既滅菌室に設置です。単品包装された既滅菌物の保管に使用します。	
352	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (851)	滅菌機材搬送カートは既滅菌機材を病棟外来に配布するためのカートであるという認識で良いか。	貴見のとおりです。	
353	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (857)	コンテナ回収カートは病棟外来の不潔機材を回収するためのカートであるという認識で良いか。	貴見のとおりです。	
354	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト (852)	材料搬送カートの用途は病棟外来に診療材料を搬送するためのカートであるという認識で良いか。	貴見のとおりです。	
355	要求水準書 (別紙12)			医療機器 参考リスト	別紙12のリストに分娩に関する医療機器が含まれていませんが、帝王切開手術など分娩については行わない認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 原則として出産は外部医療機関において行われることを想定しています。	
356	要求水準書 (別紙12)	1	24	医療機器 参考リスト (2~24)	人工透析機械室に地下水膜ろ過システムについて、災害時での人工透析実施するため、水の確保を井水で賄うことを検討されていると思いますが、システムの概要や運用が分からないと他に準備するものがあるのかどうか分からないので、メーカーとシステム概要をご教示いただけませんか。	建築物・建築設備の施工図面から御判断ください。 なお、システム構成としては、原水槽、薬品タンク、砂ろ過塔、WUF膜ろ過ユニット、処理水槽、コンプレッサー、制御盤、原水ポンプ、逆洗ポンプ、処理水ポンプ等を想定しております。	
357	要求水準書 (参考2)			研修施設 の稼働実績	アジ研の稼働実績(平成25年度)について移転後の定員は55名と記載がありますが、移転前の定員は何名なのか教えて頂きたいです。	35名です。	
358	要求水準書 (参考2)			研修施設 の稼働実績	「参考2 研修施設の稼働実績」に記載された人数は、当該研修参加者数との理解でよいか(参加者数×研修日数ではないか)。正確な稼働実績を把握する為、矯正研修所稼働実績の「研修期間」について他2施設同様に研修日数もご教示願いたい。	前段について、貴見のとおりです。 後段について、参考2を修正しましたので、御確認ください。	
359	要求水準書 (参考2)			研修施設 の稼働実績	「参考3 研修施設の稼働実績」について、稼働月を把握する為、公安庁・アジ研における各研修の研修月をご教示願いたい。	要求水準書参考2を修正しましたので、御確認ください。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
360	要求水準書 (参考2)			平成25年 矯正研修 所東京支 仕出し弁 当注文実 績一覧	こちらの価格は税込価格か？もしくは税別価格でしょうか？	税込価格です。	
361	要求水準書 (参考13)			移転元施 設の献立 案	提示された各食種（12種類）の1ヶ月の加重平均が、当該食種の栄養基準との解釈で宜しいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、既存施設での運用であり、本事業に係るものについては提案によります。	
362	要求水準書 (参考13)			移転元施 設の献立 案	提示された献立表から、献立のサイクルは1ヶ月間との解釈で宜しいでしょうか。	提案によります。	
363	要求水準書 (参考15)			移転元施 設におけ る独立採 算の洗濯 業務の単 価	現行施設における品目毎の大凡の洗濯枚数をご教示頂きたい。	開示の予定はありません。 既存施設の稼働日数等から想定してください。	
364	要求水準書 (参考15)			移転元施 設におけ る独立採 算の洗濯 業務の単 価	公安調査庁研集所・アジア極東犯罪防止研修所分の記載がない。現時点での実績及び今後の想定はないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。	
365	要求水準書 (参考16)			平成26年 度 移転 元施設に おける医 薬品・資 材の購入 数	(参考16)「平成26年度 移転元施設における医薬品・資材の購入数」において年間購入数が示されていますが、この数字は年間使用実績とほぼイコールと考えてよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりです。	
366	要求水準書 (参考16)			平成26年 度 移転 元施設に おける医 薬品・資 材の購入 数	(参考16)「平成26年度 移転元施設における医薬品・資材の購入数」のエクセルデータの公表は可能でしょうか。	公表します。	○
367	要求水準書 (参考16)			平成26年 度 移転 元施設に おける医 薬品・資 材の購入 数	移設元施設における医薬品・資材の購入数は示して頂いたが、当該質疑に記載されていた通り診療材料の購入数も開示頂きたい。	公表の予定はありません。	

基本協定書(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
1	基本協定書(案)	2	4	第4条-第2	SPCを用いるのは、スポンサーがSPCの出資以上に法的な責任を国に対して負わないことにありますが、本項の規定はこの趣旨に反しますので、再考願います。	原案のとおりとします。	
2	基本協定書(案)	2	12	第5条-第4	本規定は、本事業又は本事業に係る入札手続きに関して一～三号のいずれかの事項が生じたときが対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
3	基本協定書(案)	3	12	第5条-第4	“乙等に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は事業契約を締結しない。”とのことですが、本項各号の対象は、本事業に係るのみであり、他の事業等に係る措置は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
4	基本協定書(案)	3	29	第6条	S P C の設立場所については、特段制約はないとのことよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
5	基本協定書(案)	3	29	第6条	本施設所在地を S P C 本店所在地として登記してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
6	基本協定書(案)	3	15	第6条	監査役及び会計監査人を設置しなければならないとありますが、会計監査人の設置は任意としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
7	基本協定書(案)	3	15	第6条	金融機関のためにSPC発行の株式を担保に入れる場合、定款で譲渡制限を付けることは適切でなく、再考願います。	原案のとおりとします。	
8	基本協定書(案)	4	24	第7条-第3	“株主は、・・・、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行わないこと。”とありますが、株主が合併・会社分割等により S P C の株式を合併先・分割承継会社等に包括的に承継する場合は、事前に甲に書面により承諾願を提出した場合には、承諾されるものと理解してよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合には、拒否することはありません。	
9	基本協定書(案)	4	20	第7条-第3	誓約書で規定されれば十分で、株主間協定で規定する必要はないと思われまますので、再考願います。	原案のとおりとします。	
10	基本協定書(案)	5	4	第7条-第3-2	「…、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分(合併・会社分割等による包括承継を含む。)を行わないこと」とあるが、構成員間の譲渡(出資割合の変更)については、承諾いただくと理解してよろしいですか。	構成員間の譲渡もここで言う処分に含まれます。なお、第7条第3項第1号の要件を譲渡後も引き続き満たしたうえで、合理的な理由について事業者から疎明があった場合には、拒否することはありません。	
11	基本協定書(案)	5	4	第7条-第3-2	「…、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を行なってはならない。」とあるが、合理的な非承諾の理由がある場合を除いては承諾いただくと理解してよろしいですか。	第7条第3項第1号の要件を譲渡後も引き続き満たしたうえで、合理的な理由について事業者から疎明があった場合には、拒否することはありません。	
12	基本協定書(案)	5	15	第9条	事業契約の成立について「甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由」の場合が規定されていますが、「甲の責めに帰す場合」及び「乙の責めに帰す場合」はそれぞれどのような取扱いになるのでしょうか。	両者の帰責性にもよりますが、帰責性の配分に応じて様々な場合が想定されるため、第14条に基づいて協議することになると思われまます。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
13	基本協定書 (案)	5	17	第9条	国の責により、国とSPCが事業契約の締結に至らなかった場合の費用に関しては、国の負担との理解でよろしいでしょうか。	両者の帰責性にもよりますが、帰責性の配分に応じて様々な場合が想定されるため、第14条に基づいて協議することになると思われます。	
14	基本協定書 (案)	5	18	第9条-第2	返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を甲に提出することになっていますが、公開資料は対象外で宜しいでしょうか	貴見のとおりです。	
15	基本協定書 (案)	5	25	第10条	「本契約に関し」との記載より本規定の対象となるのは、本事業又は本事業に係る入札手続きに関して各号に該当するときに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
16	基本協定書 (案)	5	25	第10条	「本契約」の定義をご教示ください。	ここでいう「本契約」は「本事業」の誤りであり、修正します。	○
17	基本協定書 (案)	5	25	第10条	第10条1項及び2項に規定する違約金は、事業契約書別紙8第1条、第2条及び事業契約書別紙10第5条における違約金と重複して請求されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙8第1条及び第2条とは重複しません。事業契約書別紙10第5条については、事業契約の解除に関するものではないため、重複します。	
18	基本協定書 (案)	5	25	第10条	第10条（違約金）は、独占禁止法に抵触した場合、事業者の連帯責任により、全体の入札金額の10%を国に支払うといった解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
19	基本協定書 (案)	6	7	第10条	本事業の入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を違約金とするとありますが、あまりにも入札参加者の負担が大きいに感じます。本事業参画を検討する上でも違約金条項の負担の緩和をご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。	
20	基本協定書 (案)	6	21	第10条	当該入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する額を違約金とするとありますが、あまりにも入札参加者の負担が大きいに感じます。本事業参画を検討する上でも、100分の5に相当する額の違約金に関しては、削除する方向でご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。	
21	基本協定書 (案)	6	7	第10条-第2	第10条第1項で示されている「消費税及び地方消費税」の率は、事業契約締結時の消費税及び地方消費税の率とのことでよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
22	基本協定書 (案)	6	5	第10条-第2	第10条第2項で示されている「消費税及び地方消費税」の率は、事業契約締結時の消費税及び地方消費税の率とのことでよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
23	基本協定書 (案)	6	5	第10条-第2	乙のうち、第10条における違約金支払い事由に該当した企業が、個別に国に対して違約金支払債務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	コンソーシアム全体として、連帯して債務を負うという趣旨です。	
24	基本協定書 (案)	6	23	第10条-第6	「本条の規定は、事業契約の履行が完了した後においても効力を有する。」とありますが、事業契約書第7条第9項記載のSPCが解散できる日をもって、効力は消滅するとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定の有効期間は第13条に示すとおりです。	
25	基本協定書 (案)	7	1	第13条	“本協定の有効期間の終了にかかわらず、第9条、第11条及び第14条の規定の抗力は存在する。”とありますが、“第9条、第10条及び第11条”の間違いではないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、第10条についても第6項にて効力が継続することとしております。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
26	基本協定書 (案) (別紙 2)	11	3	5	担保権設定契約や融資契約の写しを国に提出する事由をご教示下さい	どのような内容の担保権が設定されたのかを確認するためです。	

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
1	事業契約書(案)	3	11	第1章-第2条-1号	「最初に到来する各センター施設の運営開始予定日をもって維持管理・運営期間の開始日とする」とありますが、例えば、運営開始予定日の異なるAセンターとBセンターがあり、Aセンターの運営開始予定日がBセンターより早いと仮定した場合、Aセンターの運営開始予定日をもって、Aセンター及びBセンターの維持管理・運営期間の開始日とするという理解でよろしいでしょうか。	この例の場合、Aセンターの運営開始予定日をもって、本事業の維持管理・運営期間の開始日とするものです。	
2	事業契約書(案)	3	11	第1章-第2条-第1号	センター施設毎に運営開始確認書の交付時期が違って来る可能性がありますので、運営開始日もセンター施設毎としていただけないでしょうか。	運営開始確認書の交付日が各センター施設毎に異なることは想定しておりません。ただし、御質問のような事案が発生した場合には協議によります。	
3	事業契約書(案)	3	17	第1章-第2条-第5号	準備期間は本契約締結日からとされていますが、一方で要求水準書2ページでは、運営準備期間が事業締結日の翌日からとされています。これは、要求水準書が正であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を正とし、事業契約書案を修正します。	○
4	事業契約書(案)	3	17	第1章-第2条-第5号	準備期間の終了日について、「各センター施設において本件運営開始予定日が異なるときは、最初に到来する各センター施設の運営開始予定日をもって準備期間の終了日とする。」とあるが、各センター施設により本件運営開始予定日が異なる場合は、準備期間終了日も一律ではなく各センター施設で異なるべきと考える。再考頂きたい。	運営開始確認書の交付日が各センター施設毎に異なることは想定しておりません。ただし、御質問のような事案が発生した場合には協議によります。なお、準備期間イコール各施設の運営準備支援業務の期間ではありません。準備期間の終了後で、運営開始確認書が交付されていない施設については、運営期間は開始していたとしても運営準備支援業務を継続中となります。	
5	事業契約書(案)	3	33	第1章-第2条-12号	“「事業期間終了日」とは維持管理・運営期間の満了の日をいう。”と定義され、事業契約書冒頭3事業期間に“～平成39年3月31日”とあることから、「事業期間終了日」は平成39年3月31日であると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
6	事業契約書(案)	3	34	第1章-第2条-13号	「事業者管理資産」の定義がありますが、この定義には建築物及び建築設備を含まないという理解でよろしいですか。念のため確認します。	建築物や建築物に付属する設備は含みません。	
7	事業契約書(案)	4	3	第1章-第2条-第14号	「事業者所有資産」については、収容関連等サービスのみに該当する備品、機器等であり、医療業務支援業務に係る備品、機器等やシステム（SPD在庫管理システム等）は含まないのでしょうか。	要求水準外に事業者が独自に整備した備品等は含まないため、貴見のとおりです。	
8	事業契約書(案)	4	4	第1章-第2条-第15号	「「事業者調達資産」とは、事業者が本契約に従い調達し、本施設に設置した備品、機器及び医療機器等をいい、事業者が更新したものを含む。」とありますが、これには、要求水準書(P53) 総務業務：自動車運転業務（業務区分No1公用車や護送用車両の購入）で整備する公用車や護送用車両も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
9	事業契約書(案)	4	4	第1章-第2条-第15号	「「事業者調達資産」とは、事業者が本契約に従い調達し、本施設に設置した備品、機器及び医療機器等をいい、事業者が更新したものを含む。」とありますが、要求水準書(P89) 医療業務支援：医療情報システム業務で導入する医療情報システムも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
10	事業契約書(案)	4	26	第1章-第2条-第24号	「提案書類」に含まれる書類として“国からの質問に対する回答書”とあることから、本契約締結までのいずれかの時期に、何らかの国からの書面による質問が提起されるものと理解してよろしいでしょうか。	提案書類に疑義が生じた場合には実施する可能性があります。	
11	事業契約書(案)	4	29	第1章-第2条-第25号	「入札説明書」の公表日が“平成28年●月●日”となっていますが、本契約締結時には“平成28年3月31日”と記載されるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
12	事業契約書(案)	5	15	第1章-第2条-第34号	“本事業関連通達は、要求水準書の一部を構成するものとみなす。”とあることから、本事業関連通達の変更は国による要求水準書の変更と見なされると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
13	事業契約書 (案)	5	17	第1章-第2条-第35号	「要求水準書等」には、入札広告前に開示された質問に対する回答書も正式な回答であり、含まれるべきと考える。追記頂きたい。	後から公表したものが優先となるため、入札説明書等に矛盾の無い範囲内で、実施方針等や実施方針等に係る意見・質問に対する回答に基づく解釈を行います。(入札説明書1ページ前文の「本説明書と実施方針等に相違のある場合には、本説明書の内容が優先する」と記載しております。)	
14	事業契約書 (案)	6	17	第1章-第5条-3	甲乙協議の上別途定める日までに、とありますが、甲乙とは、国=甲、事業者=乙と読み替えればよろしいでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
15	事業契約書 (案)	6	18	第1章-第5条-3	個別業務責任者の兼務は可能でしょうか。例えば、総務業務では総務業務責任者が警備業務、運転業務及び庶務・経理等事務支援業務責任者を兼務することが可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおり、関係法令を遵守した上であれば禁止しておりません。	
16	事業契約書 (案)	6	20	第1章-第6条	「関係者協議会」の実施頻度をご教示ください。	詳細については事業者決定後、協議の上で決定します。	
17	事業契約書 (案)	6	22	第1章-第6条-1	「事業者の代表者が指定するもの」とありますが、具体的に何名程度を想定していますでしょうか？	詳細については事業者決定後、協議の上で決定します。	
18	事業契約書 (案)	6	33	第1章-第6条-5	協議会の運営に関する事務とは、具体的にどのような業務を想定しているのでしょうか。	日程調整や資料の作成等、開催場所の確保等開催に係る事務の一切を想定しています。	
19	事業契約書 (案)	6	33	第1章-第6条	「5 協議会の運営に関する事務は事業者がその費用で実施する。」とありますが、センターの会議室を使用する際の利用料は国の負担という認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
20	事業契約書 (案)	6	33	第1章-第6条	「5 協議会の運営に関する事務は事業者がその費用で実施する。」とありますが、センターの会議室を使用する際の利用料が事業者負担の場合、その利用料をご教示いただけますでしょうか。	利用料は発生しません。	
21	事業契約書 (案)	7	4	第1章-第7条-1	事業契約上の債権の譲渡については、国の承諾事項となっておりますが、事業者が融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、国は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、その判断は国において行います。	
22	事業契約書 (案)	7	7	第1章-第7条-2	国に所有権を移転する前の事業者調達資産及び事業者所有資産にかかる所有権への担保設定については、国の承諾事項となっておりますが、事業者が融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、国は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、その判断は国において行います。	
23	事業契約書 (案)	7	10	第1章-第7条-3	事業契約上の地位の譲渡については、国の承諾事項となっておりますが、事業者が融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、国は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、その判断は国において行います。	
24	事業契約書 (案)	7	14	第1章-第7条-4	事業者の株式への担保設定についても、国の承諾事項となるという理解でよろしいでしょうか。また、当該理解が正しい場合について、事業者が融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、国は合理的な理由なしに当該承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、その判断は国において行います。	
25	事業契約書 (案)	7	14	第1章-第7条-4	“事業者は、・・・株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該請求から2週間以内に、・・・取締役会での決議を行わなければならない。”とあり、“この場合には、事業者は当該譲渡につき国の承諾を受けていることを国に確認した後でなければ当該譲渡の承認をする取締役会決議を行ってはいけません。”とあることから、当該株式譲渡が合理的な理由である場合は、株主からの株式譲渡承認請求後2週間以内に国の承諾は確認できるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
26	事業契約書(案)	7	28	第1章-第7条-9	“事業者は、本契約の期間満了から1年を経るまでは、解散してはならない。”とあることから、契約解除等により本契約満了日(平成39年3月31日)以前に本契約が終了した場合においても平成40年4月1日まではSPCを解散することはできないと理解してよろしいでしょうか。	「契約解除の日から1年を経るまでは」に読み替えます。	
27	事業契約書(案)	7	28	第1章-第7条-9	「事業者は、本契約の期間満了から1年を経るまでは、解散してはならない。」とありますが、どのような理由で1年を経るまで解散してはならないとしているのでしょうか。	SPCの契約終了後1年間の存続は、第58条の終了時の瑕疵担保責任を確保するためです。	
28	事業契約書(案)	7	32	第1章-第8条-2	事業者に融資を行うこととなる金融機関より直接協定締結の依頼が寄せられた場合、国は合理的な理由なしに当該申出を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、その判断は国において行います。	
29	事業契約書(案)	8	6	第1章-第10条	維持管理・運営業務開始時に、施設の瑕疵によって事業者に増加費用が発生した場合、国が当該費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりですが、引き渡し後速やかに事業者において不具合の確認がなされるものと考えております。	
30	事業契約書(案)	8	14	第1章-第11条-1	国が取得する許認可、又は届出の遅延により、事業者に追加費用及び損害等が発生した場合、当該追加費用及び損害等は国の負担との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
31	事業契約書(案)	8	22	第1章-第11条-4	「第6章又は第7章に従う。」は「第7章又は第8章に従う。」との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
32	事業契約書(案)	8	31	第1章-第12条-2	医療情報システムは、国固有のシステムではないため、国が利用する権利は本契約終了後までとし、継続利用する場合は、改めて担当企業と保守契約等を締結するのが妥当ではないでしょうか。	国は、事業契約に定めるとおり継続利用する権利を有するものです。保守管理については、必要に応じ、国が発注します。	
33	事業契約書(案)	9	12	第1章-第13条-2	第12条第1項及び第2項にて国が無償で利用する権利が「本契約の終了後も存続する」と規定されていますが、第三者からの承諾も本契約の終了後も存続させなければならないでしょうか。	貴見のとおりです。	
34	事業契約書(案)	9	23	第1章-第15条-1	“国は、事業者にセンター施設の竣工図書を貸与する。”とありますが、本事業の対象施設である職員宿舎や児童公園等外構施設の竣工図書は貸与されないのでしょうか。	貸与します。	
35	事業契約書(案)	9	24	第1章-第15条	竣工図書の貸与は建物の竣工予定である平成29年2月以降になると推察します。その場合、「医療機器などの整備、維持管理及び更新業務」に於ける運営準備業務にて、「事業契約締結後速やかに医療機器をレイアウトした設計書面を作成し、国と設計協議を実施すること」が困難と考えます。事業契約締結後、医療機器をレイアウトするために施工図面を提供頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	概ね競争参加資格確認後に提示する資料にて対応可能と考えていますが、それ以降図面の変更があった場合には、事業契約締結後速やかに提示します。	
36	事業契約書(案)	9	24	第1章-第15条-1	「国は、事業者にセンター施設の竣工図書を貸与する」とありますが、竣工後直ちに竣工図書を貸与いただけるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
37	事業契約書(案)	9	27	第1章-第15条-3	(図面の貸与)第15条3項に、事業者は、竣工図書の内容が実際のセンター施設と異なることを発見したときは、直ちに国に報告しなければならない、との記載があります。事業者は、施設完工後速やかに、竣工図書にて実際のセンター施設の確認を行えるとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、施設完工前の現地確認も可能でしょうか。	前段について、完工後速やかに引き渡す予定であり、引き渡し後速やかに事業者において不具合の確認がなされるものと考えています。後段について、事業者の希望に応じて、可能な限り配慮します。	
38	事業契約書(案)	9	29	第1章-第15条-4	「国は、前項の報告を受けたときは、竣工図書と実際のセンター施設の相違に応じて必要な措置を講じるもの」とありますが、事業者の入札の根拠となる入札参加資格確認後に開示される図面と実際のセンター施設の相違についても、必要な措置を講じてもらえるという理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格確認時に開示する図面から変更があった場合には速やかに事業者に通知しますので、可能な限り増加費用等発生しないよう対応願います。その上で大幅な増加費用が発生する場合には、原則として国の負担となります。	○

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
39	事業契約書(案)	9	29	第1章-第15条-4	「国は、前項の報告を受けたときは、竣工図書と実際のセンター施設の相違に応じて必要な措置を講じるもの」とありますが、必要な措置を講じるために医療機器の搬入据付工程が遅延する場合、その遅延に対する責は国が負うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
40	事業契約書(案)	9	30	第1章-第15条-3	「実際の施設と異なる」場合とありますが、これにより、事業者の計画に変更等が生じる場合の増加費用は、国負担と考えて良いでしょうか？	入札参加資格確認時に開示する図面から変更があった場合には速やかに事業者へ通知しますので、可能な限り増加費用等発生しないよう対応願います。その上で大幅な増加費用が発生する場合には、原則として国の負担となります。	
41	事業契約書(案)	10	2	第1章-第15条-7	返還不可能な場合の補償すべき「損害」の具体的な目安、または算出方法をお示しください。	修復にかかる実費、あるいは代品の調達費用などが目安となりますが、具体的な損害が発生したときに算出することになるため、現時点でお示しすることはできません。	
42	事業契約書(案)	10	28	第1章-第19条-1	特別従事職員の名簿の国による承諾は、合理的な理由が無い場合は、全て承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	国が同項の承諾をしないことについて合理的な理由がない場合はすべて承諾いたします。	
43	事業契約書(案)	10	32	第1章-第19条-2	特別従事職員以外の従事職員の名簿については、どのような項目を記載しなければならないのでしょうか。	氏名、住所、年齢等一般的なもので構いません。	
44	事業契約書(案)	10	34	第1章-第19条-1	「資格証明の写し」は、本事業に必要な資格のみでよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。	
45	事業契約書(案)	11	1	第1章-第19条-3	特別従事職員の追加その他の異動があるときは、国の承諾を受けなければならないとありますが、合理的な理由が無い場合は、全て承諾いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	国が同項の承諾をしないことについて合理的な理由がない場合はすべて承諾いたします。	
46	事業契約書(案)	11	10	第1章-第20条-1	第三者に対する賠償について、医療情報システム業務においては、経済産業省の情報システム・モデル取引・契約書<第1版>(平成19年4月)の53条(損害賠償)の2項にあるとおり、賠償金額の上限を設定することが一般的になっております。損害賠償金額の上限を設定していただけますようお願いいたします。また、同モデル契約書第53条の解説においては、損害を「現実には被った通常かつ直接的損害」に限定することも記載されています。上記損害賠償の上限設定と合わせて損害の範囲の限定についてご検討ください。	原案のとおりとします。	
47	事業契約書(案)	11	11	第1章-第20条-2	国家賠償法により国が賠償を行った場合において、国が事業者へ求償する場合は、国家賠償法1条2項の規定のとおり、事業者が故意又は重大な過失があった場合と理解して宜しいでしょうか。	私法上の契約ですので、第20条第1項の趣旨に基づき、故意又は過失があった場合です。	
48	事業契約書(案)	11	16	第1章-第20条-2,3	国及び事業者双方に帰責事由があり、過失割合に応じた第三者に対する賠償を行わなければならないとき、第2項と第3項の賠償金の支払い方の違いにより官民の分担額が異なると思われそうですが、そういう理解でよろしいでしょうか。 例えば、賠償損害額が100、官民の過失割合が50:50、支払保険金が30の場合、第2項の国家賠償法により国が賠償する場合、国は保険によりてん補される保険金30を除く賠償金70について、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額50を超える部分20を民間に求償することになります(国の負担額は実質50)。一方、第3項の民法に基づき事業者が賠償する場合、事業者は保険によりてん補される保険金30を除いた賠償額70のうち、事業者自ら賠償の責めに任ずべき金額50を超える部分20について国に対し求償することになります(国の負担額は実質20)。	賠償額については、まず支払保険金(別紙1により付されたものに限る。)を充当し、その余の部分について、官民間で過失割合に基づき分担する趣旨となります。なお、別紙1以外に事業者が付した保険の支払保険金については、当然に事業者の支払いに充当されます。	○
49	事業契約書(案)	12	22	第3章-第24条-1	第3章に係る本条以下の条項について、各センター施設を対象とした表記が多くありますが、各センター施設を除く本事業の対象施設(職員宿舎、児童公園等外構施設)は、該当する条項の適用を受けないと理解してよろしいでしょうか。	「センター施設」とは職員宿舎等を含む、本事業対象施設のすべてを指しますので、修正します。	○
50	事業契約書(案)	12	22	第3章-第24条-1	各センター施設の「管理開始日」が“事業者が立入り可能となる日”と定義され、平成29年1月末日までに事業者へ通知されますが、本事業の対象施設である職員宿舎や児童公園等外構施設の「管理開始日」は、別途、国から通知されるものと理解してよろしいでしょうか。	「センター施設」とは職員宿舎等を含む、本事業対象施設のすべてを指しますので、修正します。	○

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
51	事業契約書 (案)	12	22	第3章-第 24条-1	運営準備支援業務のうち、施設に立ち入って実施する業務（施設維持管理業務、収容関連サービス業務（清掃・環境整備業務）、警備業務）は「管理開始日」から開始しなければならないと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 詳細は要求水準書に記載のとおりです。	
52	事業契約書 (案)	12	22	第3章-第 24条-1	運営準備支援業務のうち、施設に立ち入らなければ実施できない業務（運営リハーサル、移送後の被護送者への食事提供、事業者が調達した物品の配置、病棟・手術室等の消毒清掃）並びに事業者が調達する什器・備品、機器類の設置（設置工事を含む。）は「管理開始日」から実施することができるかと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 詳細は要求水準書に記載のとおりです。	
53	事業契約書 (案)	12	22	第3章-第 24条-1	「管理開始日」は、平成29年1月末日までに事業者へ通知するとありますが、提案時に運営準備支援業務の計画（人員配置、費用積算等）をするために確定期日が必要です。各対象施設の「管理開始日」（予定でも結構です。）をご提示ください。	施設の完工は平成29年2月17日の予定であり、それから速やかに引き渡しを行う予定です。	
54	事業契約書 (案)	12	22	第3章-第 24条-1	「管理開始日」は、平成29年1月末日までに事業者へ通知するとありますが、提案時に運営準備支援業務の計画（人員配置、費用積算等）をするために確定期日が必要です。本質問への回答時点で、各対象施設の「管理開始日」（予定でも結構です。）をご提示いただけない場合は、各施設の建設工事の施工完工日（平成29年2月17日）の翌日を「管理開始日」としてよろしいでしょうか。	施設の完工は平成29年2月17日の予定であり、それから速やかに引き渡しを行う予定です。	
55	事業契約書 (案)	12	26	第3章-第 24条-2	“本件運営開始予定”と記載されていますが、“本件運営開始予定日”ではないでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
56	事業契約書 (案)	12	27	第3章-第 24条-3	PFI事業の変更を行わないの意味するところをご教示ください。	「PFI事業費」の誤植であり、修正します。	○
57	事業契約書 (案)	12	28	第3章-第 24条-3	『PFI事業』とは何を指すのか、具体的にご教示ください。	「PFI事業費」の誤植であり、修正します。	○
58	事業契約書 (案)	12	28	第3章-第 24条-3	「PFI事業の変更は行わない。」とは「PFI事業費の変更は行わない」との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	○
59	事業契約書 (案)	12	28	第3章-第 24条-3	管理開始日が管理開始予定日より前の期日に設定された場合でも、事業者の費用（金融費用含める）の増加が予想されます。この場合、PFI事業費の増額変更を認めていただけないでしょうか。	管理開始予定日より前に管理開始日が設定されることは考えがたいため、原案のとおりとします。	
60	事業契約書 (案)	12	29	第3章-第 24条-4	本項に記載の“運営開始準備業務”とは、運営準備支援業務のうち、管理開始日以前に実施する業務を指すものと理解してよろしいでしょうか。	本項の「設定されたときは、当該センター施設に係る運営開始準備業務完了の遅延とみなして」は「設定されたことを原因として、当該センター施設に係る運営準備支援業務が遅延した場合は」に修正します。	○
61	事業契約書 (案)	12	30	第3章-第 24条-4	増加費用及び損害の負担には、金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲内において、貴見のとおりです。	
62	事業契約書 (案)	13	4	第3章-第 25条-1	延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する。の「又は」は「及び」という理解でよろしいでしょうか。	「運営開始準備業務に起因して国又は事業者が増加費用及び損害が発生した場合」には、「本件運営開始予定日」を延期しないことも考えられますので、原案どおりとします。	
63	事業契約書 (案)	13	11	第3章-第 25条-2	本条第一号には“運営準備支援業務の完了が遅延した場合”と規定されているのに対し、本号では“運営開始準備業務が遅延した場合”と規定されています。前条第4項からのつながりを考慮すると、“国の責めに帰すべき事由”の場合は、運営開始準備業務完了が遅延した場合であっても、本件運営開始予定日が延期されなかった場合は“当該増加費用及び損害”を負担しないこともありと理解してよろしいでしょうか。	運営開始準備業務は運営準備支援業務を指すため、修正します。また、増加費用及び損害が発生した場合については、その帰責性に基いて負担する趣旨です。	○

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
64	事業契約書(案)	13	26	第3章-第28条	事業契約締結時点で、備品・車両等事業者調達資産が、事業者の責に抛らない社会的事象等によって、運営リハーサルや管理開始予定日までに配置できなかった場合、不可抗力等となるでしょうか。	質問にある社会的事象等が不可抗力に該当するかどうかは、個別の判断となります。	
65	事業契約書(案)	13	28	第3章-第28条-2	仕様ならびに費用について「著しく」という表現がありますが、定義が不明です。具体的にご教示ください。	調達予定物品のマイナーチェンジや小幅のデザイン変更等ではPFI事業費は変更しないという趣旨です。具体的な判断は、係る趣旨をふまえ、社会通念に従って行います。	
66	事業契約書(案)	13	28	第3章-第28条-2	国が、機器、備品等について変更を指示できるのは、準備期間においてのみとし、維持管理・運営開始日以降は不可として差し支えないでしょうか。	事業者調達資産の調達が概ね準備期間内に行われると考えられることから第3章に置かれた規定であり、準備期間に限られるものではありません。	
67	事業契約書(案)	13	28	第3章-第28条	事業者が要求水準等に従い作成した機器備品リストにある機器、備品について、変更の指示を受けた事により、要求水準書記載の業務頻度を順守できなくなった場合、その責は事業者が負うのでしょうか？	事業契約書案に記載のとおりであり、御質問のような場合には国の負担となります。	
68	事業契約書(案)	13	28	第3章-第28条-2	国の指示により、事業者が要求水準等に従い作成した機器備品リストにある機器、備品等について変更を行った場合において、事業者に追加費用等が発生した場合、その多寡にかかわらず当該追加費用等は国の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書案に記載のとおりであり、御質問のような場合には国の負担となります。	
69	事業契約書(案)	13	30	第3章-第28条-2	「…金額と著しく異なり」との規定がありますが、「著しく異なる」の判断基準(●%)をお示し下さい。	調達予定物品のマイナーチェンジや小幅のデザイン変更等ではPFI事業費は変更しないという趣旨です。具体的な判断は、係る趣旨をふまえ、社会通念に従って行います。	
70	事業契約書(案)	13	30	第3章-第28条	「仕様が著しく異なり」「金額が著しく異なる」とありますが、「著しく」の基準については個々の解釈による部分が大きいですと考えます。「著しく」を削除し、変更が生じた場合、全ての事案について国と事業者が協議する形にして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。	
71	事業契約書(案)	13	30	第3章-第28条	事業者が提示した機器、備品等と国が指示したものとで仕様が著しく異ならない場合でも、製造メーカーの変更等で調達金額が変更となる場合があります。メーカー変更も「仕様が著しく異なる」事例に該当するのでしょうか？	メーカーが異なる場合でも、具体的な機器の仕様を比較し、その差が著しいかそうでないか判断する事になるため、事例によります。	
72	事業契約書(案)	13	31	第3章-第28条-2	「費用が提案書類の金額と著しく異なる」とは、概ね何パーセント程度とお考えでしょうか。	社会通念上著しい場合を指します。	
73	事業契約書(案)	13	31	第3章-第28条-2	「維持管理の費用及び更新の費用が提案書類の金額と著しく異なるときは、」とありますが、著しく異なるとはどの程度のことをいうのでしょうか。	社会通念上著しい場合を指します。	
74	事業契約書(案)	13	33	第3章-第28条,第29条	第28条(事業者調達資産の調達)及び29条(事業者による事業者調達資産の整備の完了検査等)の●印の箇所の設定日数は、事業者との協議の上、設定されるものといった解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書案のとおりに記載する予定です。	
75	事業契約書(案)	14	2	第3章-第28条-4	“本件運営管理開始予定日”と記載されていますが、第2条第三十一号に定義されている「本件運営開始予定日」と同義と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
76	事業契約書(案)	14	3	第3章-第28条-4	事業者調達資産の配置時期については、要求水準書p23 第3篇-第2-(3)業務区分No31に“移転まで”とあることから、本項の“●日前”には本件運営開始日と移転開始日、あるいは、特に医療機器等については要求水準書p92 第3篇-第6-(3)業務区分No6に“運営開始3か月前まで”とあることから、いずれかの遅い方の時期との差の日数が記載され、また、移転開始日は、本契約締結までに決定されると理解してよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書に記載されている遅い方の日付を記載する予定ですが、詳細は要求水準書に従うものになります。後段については、事業契約書案第24条第1項の管理開始予定日を同時期に通知することを想定しています。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
77	事業契約書 (案)	14	3	第3章-第 29条-1	完了検査の終期が“本件運営開始予定日の●日前まで”となっていますが、当該終期は、本契約締結までに決定されると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
78	事業契約書 (案)	14	3	第3章-第 29条-6	事業者調達資産の取扱い説明の終期が“本件運営開始予定日の●日前まで”となっていますが、要求水準書p22 第3篇-第2-(3)業務区分No27に“運営開始日まで”とあり、特に医療機器等については要求水準書p92 第3篇-第6-(3)業務区分No7に“運営開始3か月前まで”とあります。いずれの日数が記載されるのでしょうか。	要求水準書に記載されている遅い方の日付を記載する予定ですが、詳細は要求水準書に従うものになります。	
79	事業契約書 (案)	14	4	第3章-第 28条-5	「増加費用の負担について事業者は国に協議を申し入れることができる。」とありますが、増加費用については、国に負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	対応については協議事項となります。 増額ではなく、増額が不要な範囲の機種を選定する等の方法を探ることもあり得ます。	
80	事業契約書 (案)	14	5	第3章-第 28条-5	「著しく」の基準については個々の解釈による部分が大きいと考えます。「著しく」を削除し、製造中止に伴う市場価格の上昇に関しては、全ての事例において国と事業者が協議する形にして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。	
81	事業契約書 (案)	14	27	第3章-第 30条	設置機器の試運転に機器メーカーを同席させる事は認められるのでしょうか？	認められます。	
82	事業契約書 (案)	15	3	第4章-第 31条	国が要求水準書に従い本件運営開始予定日までに実施するリハーサルについて、運用リハーサル以外に予定しているリハーサルがある場合は、内容及び頻度についてご教示願います。(例：患者移送リハーサル等)	現時点では未定です。	
83	事業契約書 (案)	15	7	第4章-第 32条	各センター施設に係る維持管理・運営業務に必要な体制の確保は、本件運営開始予定日までに実施することとありますが、施設維持管理業務は全施設を対象としており、各センター施設を除く対象施設（職員宿舎、児童公園等外構施設）の維持管理体制の確保は、いつまでに完了すればよろしいでしょうか。	各センター施設には職員宿舎等も含まれますので、その旨修正します。	○
84	事業契約書 (案)	15	7	第4章-第 34条-2	本条第1項に規定される違約金の対象費用の説明として“運営開始確認書の交付の遅延にかかる各センター施設に関する「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」と記載されていることから、1年間分の「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」のうち職員宿舎や児童公園等外構施設に係る費用は対象費用から除かれると理解してよろしいでしょうか。	各センター施設には職員宿舎等も含まれますので、その旨修正します。	○
85	事業契約書 (案)	15	22	第4章-第 34条-1	本項が適用されるのは事業者責任がある場合に限られることを確認させて下さい。	貴見のとおりです。	
86	事業契約書 (案)	15	23	第4章-第 34条	第34条（維持管理・運営業務開始の遅延による違約金）は、事業者の責により運営開始確認書の交付が遅れた場合、国に違約金を支払うといった解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
87	事業契約書 (案)	15	24	第4章-第 34条-1	「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」は税抜との理解でよろしいでしょうか。	施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用は、同条第2項で遅延に係る施設の維持管理・運営業務の対価として支払われるPFI事業費としておりますので、税込み金額を意味します。	
88	事業契約書 (案)	15	25	第4章-第 34条-1	延納利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）をご提示いただけませんでしょうか。	現時点では5%ですが、当該延納利息が発生する期日によって適用される率が変更になる可能性があります。	
89	事業契約書 (案)	15	27	第4章-第 34条-2	本条第1項に規定される違約金の対象費用の説明として“運営開始確認書の交付の遅延にかかる各センター施設に関する「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」と記載されていますが、前条第1項において“運営開始確認書の交付は、各センター施設ごとに行う。”とあることから、各センター施設ごとの当該費用が対象になると理解してよろしいでしょうか。（例えば、センター施設4施設のうち、公安調査庁研修所のみが遅延した場合は、1年間分の「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」のうち公安調査庁研修所に該当する費用のみが違約金の対象となるとの理解です。）	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
90	事業契約書 (案)	16	2	第4章-第 35条-1	事業者調達資産の所有権移転は、各センター施設の本件運営開始予定日となっておりますが、要求水準第3編-第6-2-(3)では下記の要求水準となっております。 (No6) 医療機器等の設置：運営開始3ヶ月前まで (No7) 国の職員への説明：運営開始3ヶ月前まで 事業者は、運営開始3ヶ月前には、医療機器等を設置し、国へ取扱説明の実施を完了させるスケジュールとなっております。機器の稼働後は、事業者の利用はなく、国の職員がトレーニング等で利用する予定であると思慮します。そのため、医療機器等に関しては、機器の稼働確認後速やかに、所有権を国に移転できるスキームに変更いただけませんか。	原案のとおりとします。 ただし、所有権移転前に国の職員がトレーニング等で使用し、損害が発生した場合の負担は国が負います。	
91	事業契約書 (案)	16	9	第4章-第 36条-1	第33条第1項によると運営開始確認書は各センターごとに交付されるのみで、職員宿舎や児童公園等外構施設に関しては交付されないものと思料しますが、職員宿舎や児童公園等外構施設の維持管理・運営業務は、いつ開始することができるのでしょうか。	各センター施設には職員宿舎等も含まれますので、その旨修正します。	○
92	事業契約書 (案)	16	9	第4章-第 36条-1	事業者は第33条第1項に規定する運営開始確認書を受領した後でなければ、維持管理・運営業務を開始することができないとありますが、運営準備支援業務は別の理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。	
93	事業契約書 (案)	16	17	第4章-第 37条-2	仕様書及び業務マニュアルは、各センター施設毎に作成し、各センター施設の運営開始日のうち、最も早く到来する日までにまとめて提出し、センター長の承諾を受けるという理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりです。	
94	事業契約書 (案)	16	17	第4章-第 37条	仕様書及び業務マニュアルを承諾を受ける期日について、「各センター施設の本件運営開始予定日のうち最も早く到来する日までに」とあるが、各センター施設により本件運営開始予定日が異なる場合は、承諾を受ける期日も一律ではなく各センター施設で異なるべきと考える。再考頂きたい。	原案のとおりとします。 ただし、運営開始日が異なることに起因して、指定の期日までにセンター長の承諾が得られない場合は、事業契約書案第37条第2項に抵触するものとは取扱いません。	
95	事業契約書 (案)	16	27	第4章-第 39条-1	事業者は、自らの責任及び費用負担において、維持管理・運営業務を実施するに当たり合理的な範囲内の近隣対策を実施するとあるが、国にて想定されている具体的な近隣対策をご教示ください。	円滑に維持管理・運営事業を実施するための近隣対策ですので、提案による考えます。	
96	事業契約書 (案)	16	28	第4章-第 39条-1	「維持管理・運営業務を実施するに当たり合理的な範囲内の近隣対策」とは具体的にどのような内容を想定しているか例示ください。	円滑に維持管理・運営事業を実施するための近隣対策ですので、提案による考えます。	
97	事業契約書 (案)	16	28	第4章-第 39条-1	また、上記には施設の改変、機器や備品等の追加等は含まないという理解でよろしいでしょうか。	円滑に維持管理・運営事業を実施するための近隣対策ですので、提案による考えますが、施設や設備の変更は想定しておりません。	
98	事業契約書 (案)	16	28	第4章-第 39条-1	合理的な範囲の近隣対策とは、どのようなことを想定されておりますでしょうか。	円滑に維持管理・運営事業を実施するための近隣対策ですので、提案による考えます。	
99	事業契約書 (案)	16	29	第4章-第 39条-1	「合理的な範囲内の近隣対策」とございますが、具体的にどのような近隣対策を想定しておりますでしょうか。	円滑に維持管理・運営事業を実施するための近隣対策ですので、提案による考えます。	
100	事業契約書 (案)	16	9	第4章-第 39条-2	“事業者は、・・・、事業者が発生する増加費用を負担する。”とのことですが、国に発生する増加費用（例えば、本条第1項に記載の国の近隣対策協力費）は、事業者が負担する必要はないと理解してよろしいでしょうか。	本項の「国の協力」に要する費用は原則として国の負担になります。 なお、同項において「国は・・・事業者に協力する」としておりますが、その協力の態様については協議事項となります。	
101	事業契約書 (案)	17	2	第4章-第 39条-3	本センターを設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等が起これば、事業者が増加費用が発生した場合、金融費用も含めて国が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
102	事業契約書(案)	17	7	第4章-第40条	維持管理・運営業務に係る第三者の使用に関して、維持管理企業、運営企業若しくは前項の規定により維持管理・運営業務の全部又は一部を受託した物が更に当該業務一部を他の第三者に委託する場合には国の承諾を受けなければならないとある。これに従うと、再委託が認められるのは業務の一部に過ぎず、運営業務の中の1業務全てを再委託することは認められないと言うことかご教示頂きたい。	事業契約書案第40条第2項に記載のとおり、維持管理・運営業務の全部又は一部の再委託を受けた事業者が、委託を受けた業務全てについて更に再委託することは認められていません。したがって、 ○「維持管理・運営業務の全部又は一部の再委託を受けた事業者」が「運営業務-A業務」のみの委託を受けている場合、A業務全部の再委託は認めていない ○「維持管理・運営業務の全部又は一部の再委託を受けた事業者」が、「運営業務-A業務及びB業務」の委託を受けている場合、A業務とB業務を別々に再委託することは認めている という趣旨です。	
103	事業契約書(案)	17	20	第4章-第42条-2	「被収容者の定員を変更することができる」とございますが、下記内容について、他刑務所での収容定員の変更実績をご教授願います。 ・1つの刑務所でどれくらいの頻度で変更になっているか。 ・変更になった場合に定員数は何人から何人になっているか。 いくつかの刑務所事例を教えてくださいと幸いです。	平成27年に定員を変更した施設数は13施設であり、1～6%の増減を行っています。	
104	事業契約書(案)	17	21	第4章-第42条-2	『収容定員を25パーセント以上超過しない限り、事業者と協議を行うことなく、被収容者等の定員を変更することができる。事業者は、かかる変更について、国に対し増加費用の負担を請求することはできない』とあるが、収容定員が増加することにより業務量の増加による作業員補充や備品の追加が必要となった場合には、25パーセント未満であっても国に追加費用を請求することが出来るようにしてほしい。	原案のとおりとします。	
105	事業契約書(案)	17	21	第4章-第42条	4月6日の説明会では少年系施設が外れたことにより収容される者は被収容者になったと伺いましたが、本条の被収容者の定義についてご教示下さい。	「被収容者等」は「被収容者」の誤りであり、修正します。	○
106	事業契約書(案)	17	22	第4章-第42条-2	「収容定員を25パーセント以上超過しない限り、事業者と協議を行うことなく、被収容者等の定員を変更することができる。事業者は、かかる変更について、国に対し増加費用の負担を請求することはできない。」との記載について、給食業務における食材費については収容人員に伴う積算払いですが、衣類・寝具等の提供業務におけるベッド・マットレス、寝具類の調達費等、被収容者の人員により影響が大きな項目についても、増加費用の負担請求及び協議を求めることは不可能でしょうか。	事業契約書案第42条に定めるとおりです。	
107	事業契約書(案)	17	22	第4章-第42条-2	収容定員が25パーセント以上超過しない限り、国に対し増加費用の負担を請求することはできないとのことですが、被収容者等の増加に伴い、事業者調達資産に係る医療機器等の追加調達が発生した場合でも、国に対し増加費用の負担を請求することはできないのでしょうか。それとも、25パーセント未満の収容定員の増加であれば、国は事業者調達資産等の追加調達は求めないと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書案第42条に定めるとおりです。	
108	事業契約書(案)	17	22	第4章-第42条-2	収容定員が25パーセント以上超過しない限り、国に対し増加費用の負担を請求することはできないとのことですが、次条第2項第一号には“国の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営業務について増加費用及び損害が発生した場合には、国が当該増加費用及び損害を負担する。”と規定されています。収容定員の増加は、国の責めに帰すべき事由には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。それとも、収容定員の増加の原因が被収容者の増加によるような事象は、国並びに事業者の責めに帰するところではないため、不可抗力相当と捉え、次条第2項第三号が適用されると理解してよろしいでしょうか。	前段のとおりであり、収容定員の変更は国の責めに帰すべき事由には該当いたしません。	
109	事業契約書(案)	17	22	第4章-第42条-2	「25%以上超過しない限り、事業者と協議を行うことなく、被収容者等の定員を変更することができる。」とありますが、この場合、別紙2の備品リストに記載のある備品等の追加変更は行わない、または別途精算するという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書案第42条に定めるとおりです。	
110	事業契約書(案)	17	22	第4章-第42条-2	また逆に、衣類、寝具等の調達、洗濯については25%以内であれば、提案の金額に見込んで実施する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
111	事業契約書(案)	17	22	第4章-第42条-2	上記の場合、事業者側のリスクとして結果的に不要なコストを計上せざるを得ない事態が考えられますが、25%という数字をもう少し合理的な数字に見直し、それ以上の場合には精算の協議ができる仕組みに変更して頂けないでしょうか。	御意見を踏まえ、検討します。	
112	事業契約書(案)	17	22	第4章-第42条-2	「…被収容者数の定員を変更することができる。」との規定がありますが、「定員」そのものを変更するのでしょうか。「定員の25%増までの人数の被収容者等を収容することができる。」ということではないでしょうか。	双方の場合を含みます。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
113	事業契約書(案)	17	25	第4章-第42条-3	当該超過分の被収容者の収容に起因して事業者が発生した費用に関して事業者と協議するを国が費用負担するに変更いただけませんか。	原案のとおりとします。	
114	事業契約書(案)	18	25	第4章-第45条	経年劣化による修繕に係る費用については国が負担すると認識しておりますが、事業契約書(案)の「センター施設の修繕」にはその旨の記載がありません。当該趣旨の内容を加えていただけませんか。	事業契約書(案)第45条第1項は、事業者の責めに帰すべき事由がある場合の修繕について記載しており、通常の経年劣化による修繕は国の負担となります。要求水準書において、修繕は原則として国の業務と定めており、本条項はその例外として定めているものであるため、原案のとおりで差し支えないと考えます。	
115	事業契約書(案)	18	26	第4章-第45条-1	施設等損傷の帰責者が不明の場合、修繕又は設備の更新費用は国負担となりますか。	貴見のとおりです。	
116	事業契約書(案)	18	26	第4章-第45条-1	施設等損傷の帰責者が被収容者の場合、修繕又は設備の更新費用は国負担となりますか。	貴見のとおりです。	
117	事業契約書(案)	18	26	第4章-第45条-1	事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により、センター施設の修繕又は設備の更新が必要になった場合は、国が直接修繕又は更新を行うという理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりであり、要求水準書で事業者の業務の範囲外とされる修繕・更新は国が実施します。	
118	事業契約書(案)	18	27	第4章-第45条-1	第45条第1項の3行目「2 前項に従い…」以下の規定は、第45条第2項ということでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
119	事業契約書(案)	18	28	第4章-第45条-1	本条において第1項に続き“2 前項に従い、・・・”と記載されていますが、改行の誤植ではないでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
120	事業契約書(案)	18	33	第4章-第45条-4	本条第1項に規定される事業者の責めに帰すべき事由による修繕・更新に係る増加費用の負担は、事業者が負うことに異議はありませんが、要求水準書p30 第3篇-第3-2-(3)建築物保守・管理業務の業務区分No3には、“大規模修繕及び修繕は、国が実施する。”とあり、要求水準書p30 第3篇-第3-3-(3)建築設備保守・管理・運転監視業務の要求水準には、修繕方法の提案や修繕計画の立案は含まれるものの、修繕の実施自体は業務に含まれておりません。建築物並びに建築設備等(他の業務で、国の費用負担で修繕を実施すると規定されている機器類を含む)の修繕の実施は、国の全額費用負担にて行うものと理解しますが、法令変更又は不可抗力の場合のみ第7章又は第8章に従わなければならないのでしょうか。	第45条第4項は削除する予定です。	
121	事業契約書(案)	18	33	第4章-第45条-4	法令の変更又は不可抗力により、センター施設の修繕又は設備の更新を行う場合の費用は、国が負担することとさせていただきませんか。	事業者の責によらない修繕は国の負担となります。	
122	事業契約書(案)	19	3	第4章-第46条-2	「要求水準書等に規定された回数の更新を実施するものとする。」とあります。別紙2、12には「参考リスト」との記載がありますが、更新回数に関しては参考ではなく、記載の回数更新するという理解でよろしいでしょうか。	原則として、貴見のとおりです。	
123	事業契約書(案)	19	3	第4章-第46条-2	「維持管理の不具合」の定義をご教示ください。	要求水準書別紙4-3の「事業者の責めに帰すべき事由」に相当するものです。	
124	事業契約書(案)	19	9	第4章-第46条-4	第4項によると、国からの発意で更新の回数を変更する場合はないと考えてよろしいでしょうか。	国から更新の変更を求めることもあり得ます。その際の対応は本条第6項から第8項、要求水準書案別紙4によります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
125	事業契約書 (案)	19	11	第4章-第 46条-5	更新回数が増えられた場合において、事業者の負担が増加する場合でもPFI 事業費の増額は行わず、事業者の負担が減少する場合のみ減額することがで きるというのは片務的なので見直して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
126	事業契約書 (案)	19	11	第4章-第 46条-5	「事業者の費用が増加する場合でもPFI事業費の増額は行わず、事業者の費 用が減少するときは、国と事業者が協議してPFI事業費を減額することがで きる」とあります。増加時においても事業費の増額が認められるべきではな いかと考えますが、お考えをご教示願います。	原案のとおりとします。 同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
127	事業契約書 (案)	19	11	第4章-第 46条-5	事業者調達資産の更新回数変更に関するPFI事業費の取扱いについて、費用 減少時のみPFI事業費を見直すことができるのはなぜでしょうか。官民対等 な立場で契約をするという観点からも、更新回数の変更理由が合理的である 場合にはPFI事業費増額の協議を可能としていただけにないでしょうか。	原案のとおりとします。 同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
128	事業契約書 (案)	19	11	第4章-第 46条-5	国と協議のうえ更新回数を変更した場合において、事業者の費用が減少する 場合にPFI事業費の減額協議が行われると同様、増加する場合もPFI事業費の 増額の協議をお願いします。	原案のとおりとします。 同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
129	事業契約書 (案)	19	11	第4章-第 46条-5	S P C の運営の安定性確保の観点から、事業者調達資産の更新回数が増え た場合において、事業者の費用が増加した場合は、P F I 事業費を増額す るようお願いいたします。	原案のとおりとします。 同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
130	事業契約書 (案)	19	11	第4章-第 46条-5	事業者と国の協議の結果、事業者調達資産の更新回数が増えた場合、国の費 用で更新をおこなうという理解でよろしいでしょうか。	同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
131	事業契約書 (案)	19	11	第4章-第 46条-5	本条第2項なお書きにある“維持管理の不具合、機器、備品等の瑕疵により 更新が必要になったとき”の更新回数を“要求水準書等に規定された回数” に含めないことに異議はありませんが、第4項の規定による協議の結果、更 新回数が増え(増加)された場合においてもP F I 事業費の増額は行わない との本項の規定は、当該増加費用はP F I 事業費とは別途、国が更新機器類 の調達企業(事業者ではない)に支払う、あるいは国が別途調達するものと 理解してよろしいでしょうか。	同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
132	事業契約書 (案)	19	11	第4章-第 46条-5	事業者が国と協議のうえ、事業者調達資産の更新回数を変更した場合、事業 者の費用が増加する場合でもPFI事業費の増額は行わないとされています が、合理性に欠くものと思料します。つきましては、減額の場合と同様に、 協議の上、増額いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
133	事業契約書 (案)	19	14	第4章-第 46条-6	第6項～8項の規定による更新を行ない、予定の更新回数終了後に、更に更 新が必要と判断された場合、国は事業者に対し更新を求めることはできな いと考えるのでしょうか。または、更新は行い増額精算をするということ になるのでしょうか。	同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
134	事業契約書 (案)	19	14	第4章-第 46条-6	第4項、6項等の規定により更新を行ない、結果的に予定の更新回数を上回 る更新を行う必要が生じた場合、事業者以外の使用者の使用方法が粗雑な場 合などに起因して回数が増えたと考えられる場合にも増額は行わず事業者の 負担として更新することになるのでしょうか。	同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
135	事業契約書 (案)	19	18	第4章-第 46条-8	「前項による更新は、・・・更新回数に含める」とありますが、実施方針 (H.28.1.12修正版)別紙2によれば、劣化等による費用分担は、要求水準 書別紙2及び別紙12に規定する更新回数までの更新費用は事業者の負担と されています。 事業契約書第46条第8項による規定は、規定される更新回数までは事業者 が費用負担、それを超える更新費用は国が負担すると理解してよろしいで しょうか。 (事業者の責めに帰すべき事由の基づく更新や瑕疵担保期間内の瑕疵に基 づく更新は回数に含めないものとします。)	同条第4項の協議が整わず、なお更新が必要な場合には 要求水準書別紙4の趣旨に基づいて国の負担により更新 するものと考えられます。	
136	事業契約書 (案)	19	18	第4章-第 46条-5	「…事業者の費用が減少するときは、国と事業者が協議してPFI事業費減額 するものとする」とは、「国と事業者が協議して双方合意した 場合はPFI事業費を減額するものとする」という理解でよろし いでしょうか。	双方ともに合理的に判断することを前提として、貴見のと おりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
137	事業契約書 (案)	19	18	第4章-第 46条-9	第50条第5項と同様に第46条においても、「センター施設の職員である医師等の故意又は過失もしくはその他国の責に帰すべき事由により事業者調達資産を損壊させたときには、当該増加費用又は損害は国が負担する」旨を規定いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 御質問のような場合でも、要求水準書別紙4の趣旨から、規定の更新回数までは原則として事業者の負担となります。 なお、左記の事例により更新回数分の更新が終了した後、国職員の故意・重過失によって事業者調達資産を損壊させたときは国の負担になると思われま。	
138	事業契約書 (案)	19	19	第4章-第 46条-9	市場価格が事業者の想定と著しく異なるとありますが、定義が不明です。具体的にご教示ください。	市場価格や事業者の財務状況に与える影響等を勘案し、社会通念に従って判断します。	
139	事業契約書 (案)	19	20	第4章-第 46条-9	「市場価格が事業者の想定と著しく異なるとき」、事業者が増額負担について協議を申し入れることができる場合の目安は、概ね何パーセント程度とお考えでしょうか。	市場価格や事業者の財務状況に与える影響等を勘案し、社会通念に従って判断します。	
140	事業契約書 (案)	19	20	第4章-第 46条-9	上記の場合における、増加の負担についての協議は、別紙4の「3PFI事業費の支払額の改定」に定められる、指標の変動に伴う改定手続とは別に行うことができると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
141	事業契約書 (案)	19	20	第4章-第 46条-9	「増加の費用について事業者は国に協議を申し入れることができる。」とありますが、増加費用を認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。	対応については協議事項となります。 増額ではなく、増額が不要な範囲の機種を選定する等の方法を採用することもあります。	
142	事業契約書 (案)	19	28	第4章-第 47条-4	使用許可に付された条件（使用料の納付を含む。）をお示しいただけませんか。	国有財産使用料について具体的な金額をお示しできるのは、使用者からの申請に基づき実際に使用許可書を発行した際となります。なお、算定は、財務省所管通達「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管1号）に基づいて行いますので、参考としてください。	
143	事業契約書 (案)	19	29	第4章-第 47条-4	使用料の具体的な内訳及び計算条件をお示しください。	国有財産使用料について具体的な金額をお示しできるのは、使用者からの申請に基づき実際に使用許可書を発行した際となります。なお、算定は、財務省所管通達「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管1号）に基づいて行いますので、参考としてください。	
144	事業契約書 (案)	19	29	第4章-第 47条-4	職員食堂運営にかかる業務に必要な使用料とはどの程度を見込めばいいのでしょうか。	国有財産使用料について具体的な金額をお示しできるのは、使用者からの申請に基づき実際に使用許可書を発行した際となります。なお、算定は、財務省所管通達「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管1号）に基づいて行いますので、参考としてください。	
145	事業契約書 (案)	20	2	第4章-第 48条-1	「（医療情報システムの整備）」とありますが、要求水準書(P89)の「医療情報システム業務」のうち、「医療情報システムの導入」を指すとの理解で宜しいでしょうか。用語の定義をご教示ください。	貴見のとおりです。	
146	事業契約書 (案)	20	7	第4章-第 49条-2	第49条 2事業者は、要求水準に従い、本契約の期間中、必ず一回の医療情報システムの更新を行うとあるが、別紙12医療機器参考リストのNO.827の電子カルテシステムの更新回数は2回となっており、どちらを基準にしたらよいかご教示ください。	更新回数は1回となっていますので、修正します。 なお、その他の備品・医療機器についても、耐用年数を5年と想定しているものは、更新回数は1回に修正します（要求水準書別紙2及び別紙12）。	○
147	事業契約書 (案)	20	8	第4章-第 49条-2	5事業年度以降に、1回目の更新を行う場合、第3項の規定による増額負担（差額分）の協議は可能と考えてよろしいでしょうか。	第3項は2回目以降の更新についての規定です。	
148	事業契約書 (案)	20	8	第4章-第 49条-2	5事業年度以前に1回目の更新を実施した後、5事業年度以降に第3項の状態（陳腐化）が発生し再度更新が必要となった場合には、その全額が協議の対象とすることができるかと考えてよろしいでしょうか。	事業者が合理的に予測不可能であった場合に限り、貴見のとおりです。	
149	事業契約書 (案)	20	8	第4章-第 49条-2	事業者は本契約の期間中、必ず一回の医療情報システムの更新を行うとありますが、別紙12の医療機器参考リストNo827では更新回数が2回とされています。どちらが正しいでしょうか	更新回数は1回となっていますので、修正します。 なお、その他の備品・医療機器についても、耐用年数を5年と想定しているものは、更新回数は1回に修正します。	○

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
150	事業契約書 (案)	20	8	第4章-第 49条-2	「事業者は、要求水準等に従い、本契約の期間中、必ず一回の医療情報システムの更新を行う。」とありますが、一方で、別紙12 医療機器 参考リストNo.827に電子カルテシステムの記載があり、更新回数が2回となっています。事業契約書(案)の記載が正であり、更新回数は一回との理解でよろしいでしょうか。	更新回数は1回となっていますので、修正します。 なお、その他の備品・医療機器についても、耐用年数を5年と想定しているものは、更新回数は1回に修正します。	○
151	事業契約書 (案)	20	11	第4章-第 49条-3	「…医療情報システムが陳腐化し、要求水準書の内容を満たさない場合であつて、」との規定がありますが、事業契約締結時に要求水準を満たしていると判断いただいた医療情報システムが、文書としての要求水準書が不変であるのに年月の経過による社会通念としての要求水準の解釈や価値観が変化(陳腐化)することで要求水準書未達となるということはないと考えますがいかがでしょうか。	本事業契約等に示す「陳腐化」とは、当該機器等の使用により著しいコスト高や業務遂行能力の低下を引き起こすなど、当初の要求水準を満たせなくなることを言います。 したがって、技術の進歩等によって、類似機器等の性能が向上した場合については、ここで言う「陳腐化」には該当しません。	
152	事業契約書 (案)	20	11	第4章-第 49条-3	陳腐化が事業者の提案書作成時には合理的に予測不可能であることを事業者が証明するのは困難と思われるので、国と事業者が協議の結果「陳腐化はやむを得ない」等の結論に至った場合等に変更いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
153	事業契約書 (案)	20	11	第4章-第 49条-3	将来における医療情報システムの技術的な陳腐化は、予測不可能であると思料いたします。つきましては、予測可能な医療情報システムの技術的な陳腐化とは、具体的にどのような状況を指すのかご教示ください。	陳腐化についての考え方はNO151のとおりであり、例えば外部ソフトウェアのメンテナンス期間終了などが当てはまりません。 それが合理的に予測不可能であったかどうかは事業者が疎明することになります。	
154	事業契約書 (案)	20	12	第4章-第 49条-3	「陳腐化対応に必要な費用負担について国と事業者で協議して定めようとして、更新を実施するものとする。」とありますが、基本的には国に費用負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	対応については協議事項となります。	
155	事業契約書 (案)	20	15	第4章-第 50条-1	株式会社である事業者(SPC)が人工透析業務を国から受託し、それを人工透析業務担当法人に再委託することは、法的に問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
156	事業契約書 (案)	20	16	第4章-第 50条-2	「人工透析業務のうち医業に関する業務については、人工透析業務担当法人に当該業務を実施させなければならない。」とありますが、医業に関する業務の定義をご明示ください。要求水準書(P108~112)の業務分担の、民間の業務のうち医療スタッフでの実施が必要な業務との理解でよろしいでしょうか。	概ね貴見のとおりであり、法令遵守を求めるものです。	
157	事業契約書 (案)	20	26	第4章-第 50条-5	「人工透析治療の実施義務を免れる」場合の、当該業務に係る事業費の扱いはどうなるのでしょうか?	変更はありません。	
158	事業契約書 (案)	20	29	第4章-第 50条-6	「ただし、後継人工透析業務実施法人を既に確保しているときは、」とありますが、「確保」の定義をご教示ください。	これまでの人工透析業務担当法人による業務終了後、切れ目なく後継人工透析業務実施法人による業務を実施できる体制を確保していることを指します。	
159	事業契約書 (案)	21	1	第4章-第 50条-8	本規定の違約金を支払った場合、以降、人工透析業務の実施は事業者の業務から除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
160	事業契約書 (案)	21	1	第4章-第 50条-8	「事業者は、前項に規定する日までに後継人工透析業務担当法人を確保できなかったときは、人工透析業務を終了する日から本契約の期間が終了する日までの期間における人工透析業務の実施に必要な費用(提案書類で想定されたサービスの提供を基に算定する。)の合計金額の100分の3に相当する金額を違約金として国に支払わなければならない。」とありますが、提案書類で想定されたサービスの提供とは次のうちどれを含むかについてご教授下さい。 固定費払い部分①人工透析機器の調達・更新②人工透析機器の維持管理費③医師その他医療スタッフの person 費 実績払い部分①薬品費②消耗品費	医師その他医療スタッフの person 費について指します。	
161	事業契約書 (案)	21	2	第4章-第 50条-8	違約金算定のベースとなる「人工透析業務の実施に必要な費用」とは、実施方針別紙1で定められた「医師その他の医療スタッフの person 費」を指し、人工透析機器の調達・更新費、維持管理費、実績払いとなる薬品費、消耗品費は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
162	事業契約書 (案)	21	2	第4章-第 50条-8	「人工透析業の実施に必要な費用」は、税抜との理解でよろしいでしょうか。	税込となります。	
163	事業契約書 (案)	21	3	第4章-第 50条-8	ここで言う「人工透析業務を終了する日から本契約の期間が終了する日までの期間における人工透析業務の実施に必要な費用（提案書類で想定されたサービスの提供を基に算定する。）の合計金額」には、消費税及び地方消費税が含まれないとのことでしょうか。	税込となります。	
164	事業契約書 (案)	21	17	第5章-第 51条-2	本項が適用されるのは事業者に責任がある場合に限られることを確認させて下さい。	モニタリングによる減額は、事業契約書案別紙3第4-2に記載のとおり、事業者の責めに帰すべき事由がある場合にのみ発生するものです。	
165	事業契約書 (案)	21	19	第5章-第 51条-3	各センター施設のうち、一のセンター施設の運営開始確認書が交付されなかった場合であっても、当該センター施設以外の、運営開始確認書が交付されているセンター施設に関するPFI事業費は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 第51条第1項に規定のとおり、PFI事業費は業務履行の対価であることから、運営が開始している部分についての事業費は当然に支払うものです。	
166	事業契約書 (案)	22	12	第6章-第 56条-2	ここでいう更新とは、要求水準書に記載された指定の回数内での更新との理解でよろしいでしょうか。	第56条第2項に記載のとおり、「要求水準書等の内容を満たす」更新であり、詳細は要求水準書別紙4に記載のとおりです。（例えば、指定の回数外であっても事業者の責に帰すべき事由がある更新は該当します。）	
167	事業契約書 (案)	22	13	第6章-第 56条-3	国の通知により実施した更新について、要求水準書に記載された指定の回数内での更新ではない場合、更新費用は国に負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	第56条第2項に記載のとおり、「要求水準書等の内容を満たす」更新であり、詳細は要求水準書別紙4に記載のとおりです。（原則として別紙2及び別紙12に規定する更新回数までは事業者の負担となりますが、規定の回数以上であっても事業者の責に帰すべき事由がある更新は該当します。）	
168	事業契約書 (案)	23	14	第6章-第 59条-1	本規定が適用され本契約が解除となり別紙8によって違約金が課された場合には、その後、基本協定第10条による違約金は、二重でかかることになるため適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	談合防止規定違反の違約金は、契約の継続・解除にかかわらず発生するもので、契約解除の違約金とは別趣旨の違約金です。従って、質問の場合は、両方の違約金が課せられる事になります。	
169	事業契約書 (案)	23	22	第6章-第 59条-2	独立採算業務の採算悪化により当該業務の継続が困難となり、事業継続に向け可能な限りの努力を行ってなお代替事業者も見つからず継続が不可能と判断される場合については本項に基づく契約解除事由とはならないという理解でよろしいでしょうか。また、当該理解が正しい場合、独立採算業務のみを一部解除することは可能でしょうか。独立採算業務は利用者数によっては事業継続が困難となる可能性があり、これが事業者側の理由として契約解除となる場合、本件では支払割賦金利が見直し（金融機関適用金利と日本国債の最終利回りの内、低い方）される規定があるため、融資金融機関としては、独立採算事業の採算性を鑑みて利ざやの設定をする必要があり、そうでない場合と比べ適用金利の上昇要因となります。	要求水準書に記載のとおり、運営業務の一部となるため、契約の解除事由となります。	
170	事業契約書 (案)	23	24	第6章-第 59条-2	第2項の末尾は、第3項ではないでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
171	事業契約書 (案)	23	25	第6章-第 59条-2	本条において第2項に続き“3 前二項の規定により・・・”と記載されていますが、改行の誤植ではないでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
172	事業契約書 (案)	24	8	第6章-第 61条-1	第64項は「法令変更により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合」が前提になりますので、「本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合」は対象に含まれていません。平仄が合いませんので、再考願います。	第64条第1項は事業者が「業務の遂行ができなくなった」と判断した場合を指しますが、同条第4項では、協議の結果、事業が継続しうることを示しています。したがって、第61条第1項についても原案どおりとします。	
173	事業契約書 (案)	25	5	第6章-第 63条-6	ここで言う「本契約が終了した場合」とは、事業期間満了に伴い契約が終了する場合を指し、事業期間中に契約が解除となった場合は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
174	事業契約書 (案)	25	9	第6章-第 63条-7	本条第1項には“センター施設にある事業者管理資産以外の事業者又は受託者等が所有又は管理する・・・物件があるときは、当該物件を速やかに撤去しなければならない。”とありますが、本項の対象となった事業者所有資産については、国と事業者とが協議して定める日まで、第1項の規定に基づく“速やかな撤去義務”は免れるものと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
175	事業契約書 (案)	26	15	第8章-第 67条	「不可抗力により、本業務につき事業者に合理的な増加費用及び損害が発生した場合」とありますが、この合理的な増加費用及び損害はあくまでも事業者にかかる損害であり国が所有する建物・機器、備品等にかかる損害は含まれないという理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。	
176	事業契約書 (案)	26	15	第8章-第 67条	「不可抗力により、本業務につき事業者に合理的な増加費用及び損害（ただし、第三者に損害が発生した場合・・・）」とありますが、不可抗力により第三者に損害が発生した場合とは、どのような状況を想定されているのか具体例をお示しください。	個別の事例によりますので発生した際の協議になります。	
177	事業契約書 (案)	26	19	第8章-第 68条-1	“不可抗力に至らない事象”として“事業者が通常予見可能な、国及び事業者に帰責事由のない風水害等の事象”が例示されていますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における東京電力の対応などでは、地震という不可抗力による副次的な津波の発生が東京電力に予見できたかどうか、また、当該津波により発生した原子炉の炉心被害が想定できたかどうかが議論されています。 このような、事後の検証により予見できたかどうかを決定される事象が発生する可能性がある中、不可抗力による被害を防止しないしは最小限に留める努力を事業者が善管注意義務の範囲で履行してもなお、発生した被害、損害については不可抗力に含め、当該防止費用並びに努力費用を含め別紙6の規定により対応していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
178	事業契約書 (案)	26	20	第8章-第 67条-1	「不可抗力に至らない事象」の要件として予見可能性を記載されていますが、非常にあいまいな定義であり事業者としてのリスクコストにもブレが生じます。たとえば被収容者の乱暴な行為による国所有、事業者所有の建物、設備、備品等が損傷した場合は、帰責者が明確であり「不可抗力に至らない事象」にはならないという理解でいいですか。	事例の程度にもよりますが、概ね貴見のとおりです。 お示しのような事例の場合、施設設備の修繕は国の業務となり、備品等については事業契約書別紙2を御参照ください。	
179	事業契約書 (案)	26	22	第8章-第 68条-1	事業者に責がない事由は、国が責任および費用負担するべきではないでしょうか？	原案のとおりとします。	
180	事業契約書 (案)	26	30	第8章-第 68条-4,5	「不可抗力に至らない事象の影響の除去に要する費用、当該事象により発生した増加費用及び損害は、すべて事業者の負担とする。」とありますが、国が所有する建物・機器、備品等にかかる増加費用、損害は含まれないという理解でよろしいですか。	貴見のとおりです。 なお、本条項は維持管理・運営期間の開始前の条項であり、国に所有権が移転する備品等についてもこの段階では事業者所有であると考えられますので、御留意ください。	
181	事業契約書 (案) (別紙1)	30	2	1	準備期間中の保険と維持管理・運営期間中の保険が期間で区分して付保するよう記載がありますが、要求を満たす限りにおいて、準備期間から維持管理・運営期間を通し（但し、1年更新）で付保しても構いませんか。	貴見のとおりです。	
182	事業契約書 (案) (別紙1)	30	2	1	記載されている保険は、構成員が各々加入していた場合でも、SPCとして加入が必要でしょうか。	不要です。	
183	事業契約書 (案) (別紙1)	30	6	1-(1)	事業者管理資産の目的物の物的損害を補償する保険の保険契約者に“準備業務受託者”と記載されていますが、“準備業務受託者”とは、事業契約書(案)第23条第2項に規定される“運営準備支援業務担当企業”を除く維持管理企業及び運営企業と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、「受託者等」に維持管理企業、運営企業及び当該業務を受託した第三者も含まれます。	
184	事業契約書 (案) (別紙1)	30	6	1-(1)	事業者管理資産の目的物の物的損害を補償する保険の保険契約者に“受託者等”と記載されていますが、“受託者等”とは、事業契約書(案)第23条第2項に規定される“運営準備支援業務担当企業”を除く維持管理企業及び運営企業並びに第三者を指すものと理解してよろしいでしょうか。	「受託者等」に維持管理企業、運営企業及び当該業務を受託した第三者も含まれます。	
185	事業契約書 (案) (別紙1)	30	7	1-(1)	保険の対象が「事業者管理資産」となっていますが、本項でいう「事業者管理資産」とは事業者が本事業契約に基づいて調達する備品、機器及び医療用機器等という理解でよろしいでしょうか。 事業契約書第2条第13号によれば、事業者管理資産とは移転元施設から移設する備品等や国が本事業契約とは別に調達する備品等まで含めて「要求水準書等に従って、事業者が保守管理すべき備品、機器及び医療機器等」と定義されているようです。これらまで含めて保険の対象とするためには、これらの内容と再調達価格を開示していただけないと、保険料コストが計算できません。	本項目の「事業者管理資産」を「事業者調達資産」に修正します。	○
186	事業契約書 (案) (別紙1)	30	7	1-(1)	事業者管理資産には、事業者が本契約に基づき調達する資産のほかに国が移転元から移設した資産や国が本契約とは別に調達した資産が含まれます。これらの資産は本件施設に配置されたのちに事業者の管理下に置かれることから、本保険の対象となる事業者管理資産とは、本契約に基づき本件施設に配置された後の事業者管理資産との理解でよろしいでしょうか。	本項目の「事業者管理資産」を「事業者調達資産」に修正します。	○

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
187	事業契約書 (案) (別紙1)	30	8	1-(1)	準備期間中の事業者管理資産の物的損害を補償する保険について、保険期間を運営開始準備期間とするよう要請がありますが、運営開始準備期間の定義がありません。要求水準書2頁には「運営準備期間」の定義があり、「事業契約締結日の翌日から運営開始日までの期間」とあります。事業契約書第2条には「準備期間」の定義があり、「事業契約締結日から・・・」との定義があります。運営開始準備期間とは実際の運営準備支援業務に着手する日から維持管理・運営期間の開始日までという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
188	事業契約書 (案) (別紙1)	30	8	1-(1)	事業者管理資産の目的物の物的損害を補償する保険の保険期間が“運営開始準備期間”と記載されていますが、“運営開始準備期間”とは、いつからいつまでを指すのでしょうか。	事業契約日から運営開始日までを指します。ただし、保険対象期間の始期は対象となる資産の取得日以降で差し支えありません。	
189	事業契約書 (案)	27	13	第9章-第70条-2	「別紙10に定める規定により本契約が解除されたときは、第59条により本契約が解除されたものとみなして、本契約の規定を適用する。」とありますが、別紙10第5条の違約金に加え、第59条により契約解除となった際の別紙8第1条及び第2条に規定する解除違約金は、重複して請求されないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書別紙10第5条の規定は契約解除にかかわらず適用される項目であるため、ともに請求されるものです。	
190	事業契約書 (案) (別紙1)	30	14	1-(2)	準備期間中に事業者が加入すべき第三者賠償責任保険の保険契約者に“準備業務受託者等”と記載されていますが、“準備業務受託者等”とは、事業契約書(案)第23条第2項に規定される“運営準備支援業務担当企業”並びに維持管理企業及び運営企業を指すものと理解してよろしいでしょうか。	「受託者等」に維持管理企業、運営企業及び当該業務を受託した第三者も含まれます。	
191	事業契約書 (案) (別紙1)	30	14	1-(2)	準備期間中に事業者が加入すべき第三者賠償責任保険の保険契約者に“受託者等”と記載されていますが、“受託者等”とは、事業契約書(案)第23条第2項に規定される運営準備支援業務担当企業、維持管理企業及び運営企業以外の第三者を指すものと理解してよろしいでしょうか。	「受託者等」に維持管理企業、運営企業及び当該業務を受託した第三者も含まれます。	
192	事業契約書 (案) (別紙1)	30	15	1-(2)	保険期間の準備期間とは、運営開始準備期間と同義という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
193	事業契約書 (案) (別紙1)	30	15	1-(2)	「保険の対象」が空欄となっていますが、どのような意味でしょうか。	第三者賠償保険については、補償の対象と補償する損害の内容がほぼ一致するため、補償の対象を空欄にしてあるものですが、御意見を踏まえ削除します。	○
194	事業契約書 (案) (別紙1)	30	16	1-(2)	準備期間中の第三者賠償責任保険について、保険期間を準備期間とするよう要請があります。事業契約書(案)第2条の定義によれば、準備期間とは本事業契約締結日から始まるとなっておりますが、事業契約締結日時点では運営準備支援業務に着手していませんので、保険期間は実際の運営準備支援業務に着手する日から維持管理・運営期間の開始日までとしてもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
195	事業契約書 (案) (別紙1)	30	18	1-(2)	「運営開始準備業務」とありますが、入札書類等に定義がありません。ここでいう「運営開始準備業務」とは要求水準書第3編第2で要求されている「運営準備支援業務」という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
196	事業契約書 (案) (別紙1)	30	18	1-(2)	準備期間中に事業者が加入すべき第三者賠償責任保険の補償する損害の記載に“運営開始準備業務に起因する・・・損害”とありますが、ここでいう“運営開始準備業務”とは何を指すのでしょうか。(運営準備支援業務の間違いではないでしょうか。)	貴見のとおりであり、修正します。	○
197	事業契約書 (案) (別紙1)	31	4	2-(1)-(b)	任意自動車保険は事業者で加入する事になっていますが、自動車損害賠償責任保険は所有者である国の負担でよろしいですか。	事業者が車両の使用者として車検を行うことから、それに付随するものとして事業者負担となります。	
198	事業契約書 (案) (別紙1)	31	13	2-(1)-(c)	独立採算業務の組立保険の補償対象は、独立採算業務を実施するために必要な機器等を事業者が本施設内に設置するに当たり、設置工事等に起因する本施設等の破損・損壊等が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害と理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
199	事業契約書 (案) (別紙1)	31	15	2-(1)-(c)	維持管理・運営期間中の組立保険について、保険期間を準備期間とするよう要請がありますが、事業契約書(案)の定義によれば、準備期間とは本事業契約締結日から始まります。事業契約締結時点では独立採算業務の工事を着工していないと思われますので、当該保険は実際の工事着工日から工事完了日まで付保することよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
200	事業契約書 (案) (別紙1)	31	15	2-(1)-(c)	維持管理・運営期間中の保険として組立保険が規定されていますが、保険期間記載にもありますように実際は「1. 準備期間中の保険」という整理でよろしいですか。念のため確認します。	貴見のとおりです。	
201	事業契約書 (案) (別紙1)	31	15	2-(1)-(c)	独立採算業務の保険として組立保険が規定されていますが、これは独立採算業務のうち職員食堂の厨房機器整備にかかる保険という理解でよろしいですか。念のため確認します。	貴見のとおりです。	
202	事業契約書 (案) (別紙1)	31	15	2-(1)-(c), (d)	保険別紙に付保を要請する独立採算業務の保険として組立保険、生産物賠償責任保険が記載されておりますが、事業契約第47条の規定に基づけばこれらの保険料は提案価格には含まれないという理解でよろしいですか。念のため確認します。	貴見のとおりです。	
203	事業契約書 (案) (別紙1)	32	17	3	「上記保険については、事業者等が契約することを条件とする最少限度のものであり、事業者の判断に基づき、追加的な付保又は担保範囲の広い補償内容を提案することも可能である。」とありますが、履行保証保険についても、事業者が追加で付保することが出来るとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、サービス対価には含まれません。	
204	事業契約書 (案) (別紙2)	33	6	(1)-(a)	被收容者等の過失、重過失及び故意による施設や設備（医療用機器を含む）の損傷は、「通常の使用の範囲」に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	事例の程度によります。 例えば、受刑者がコップを普通に使用していたが、過失によりコップを床に落としてコップが損傷したような場合は「通常の使用の範囲」に含まれますが、コップを壁に投げつけてコップが損傷したような重過失又は故意による場合には「通常の使用の範囲」には含まれないと考えられます。	
205	事業契約書 (案) (別紙2)	33	6	(1)-(a)	被收容者等の粗暴な行動による施設や設備（医療用機器を含む）の損傷は、「通常の使用の範囲」に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	事例の程度にもよりますが、概ね貴見のとおりです。	
206	事業契約書 (案) (別紙3)	2	13	第1	「毎年度最終月の定期モニタリング～国及び事業者の協議により定める。」とあるが、第1から第3四半期の支払いに係る手続と違いがあるのか。	原則として同様ですが、年度が替わることから、変更の可能性のあることを考慮したものです。	
207	事業契約書 (案) (別紙3)	3	5	第3-1	「事業者調達資産のうち、事業者から譲渡を受けるもの」とは何を指すのか、ご教示ください。事業者所有資産を除く事業者調達資産は、既に本件運営開始予定日に所有権が国に移転しているものと思料します。	事業契約書案第63条6項により国が買い取る資産を意味しています。	
208	事業契約書 (案) (別紙3)	3	9	第3-1	モニタリング実施計画書の対象となるモニタリングは、第2モニタリングの種類で規定する事業者が実施する日常モニタリングとの理解でよろしいでしょうか。仮に国が実施する定期モニタリングならびに随時モニタリングも含まれるとしたら、その趣旨についてご教示ください。	貴見のとおりです。	
209	事業契約書 (案) (別紙3)	4	1	第4-1	「本事業に係る事業者の提供するサービスに対して一体として支払うものであることから、PFI事業費の減額についても、減額対象を細分化することは行わない」とありますが、PFI事業費にはモニタリングの対象とならない「物品調達に必要な初期投資費用」「初期投資の回収に要する費用」も含まれています。これらも含め減額する趣旨についてご教示ください。	PFI事業費は、本事業に係る事業者の提供するサービスに対して一体として支払うものであるからです。	
210	事業契約書 (案) (別紙3)	4	2	第4-1	別紙4-1 PFI事業費の構成では、PFI事業費はアからオの各費用で構成されています。 “PFI事業費の減額についても、減額対象を細分化することは行わない。”とのことですが、PFI事業費の構成における「ア 物品調達に必要な初期投資費用」並びに「イ 初期投資の回収に要する費用」は、国からの第1回の支払時において国にとっては確定債務であり、当該費用を減額対象とすることは、確定債務の不履行と考えられます。これらの費用を減額対象とすることについて、合理的なあるいは法律上の根拠等をお示しください。	PFI事業費は、本事業に係る事業者の提供するサービスに対して一体として支払うものであるからです。	
211	事業契約書 (案) (別紙3)	4	7	第4-2	「罰則点」とは、「減額ポイント」のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
212	事業契約書 (案) (別紙3)	4	16	第4-2	(1) 事業者の債務不履行による違約金に関する“対象となる事実”の内容が、(2) 事業者の債務不履行による減額ポイントの蓄積に基づく減額の“対象となる事実”にも抵触すると解釈できる場合、違約金を支払った上で、更に減額ポイントの蓄積に基づく減額を受ける可能性があるとの認識でよろしいでしょうか。	(1)に該当する場合には、(2)で再度計上することはありません。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
213	事業契約書 (案) (別紙3)	4	16	第4-2- (1)	「対象となる事実」の中にある「火災の発生」については、「火災により発注者に実損害が発生した場合」に違約金が発生するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰すべき事由により火災が発生した場合につき、違約金が発生します。	
214	事業契約書 (案) (別紙3)	4	16	第4-2- (1)	「対象となる事実」の中にある「火災の発生」ですが、小火(ぼや)等も含まれるのでしょうか。「火災」の定義をご教示ください。対象となる具体的な例及び対象にならない例をご教授願います。	消防庁「火災報告取扱要領」によるものとします。	
215	事業契約書 (案) (別紙3)	4	16	第4-2- (1)	「対象となる事実」の中にある「火災の発生」ですが、対象となる具体的な例及び対象にならない例をご教授願います。	消防庁「火災報告取扱要領」によるものとします。	
216	事業契約書 (案) (別紙3)	4	21	第4-2- (1)	対象となる事実の項目の多くが、事業者の債務不履行に因って起こるとは考えにくい。また、事業者と国および第三者の複数の要因が絡んでおこる事実がほとんどだと思われる。最終的な結果ではなく、それを引き起こす事業者の不履行の項目を明示できないか。	原案のとおりとします。 事業者の責めに帰すべき事由がない場合は該当することはありません。	
217	事業契約書 (案) (別紙3)	4	21	第4-2- (1)	確認ですが、「対象となる事実」に記載の項目について、事業者の責めに帰すべき事由で「対象となる事実」が発生した場合に違約金が発生するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
218	事業契約書 (案) (別紙3)	4	22	第4-2- (1)-①	違約金の対象となる事実①に逃走事故の発生がありますが、当該事業にて事業者は監視業務を行わず被収容者に接触しないことが前提になっていますので、当該事実は削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 事業者の責めに帰すべき事由がない場合は該当することはありません。	
219	事業契約書 (案) (別紙3)	4	22	第4-2- (1)	この項に示されている表の毎年度のPFI事業費とは、毎年度のPFI事業費の総額を示すのか。	貴見のとおりです。	
220	事業契約書 (案) (別紙3)	4	22	第4-2- (1)	この項に示されている表の毎年度のPFI事業費とは、不履行の要因を引き起こした担当業務の事業費を示すのか。	毎年度のPFI事業費の総額を示します。	
221	事業契約書 (案) (別紙3)	4	22	第4-2- (1)	事業者の債務不履行により発生する事実の項目に①逃走事故の発生とありますが、事業者側の責によるものは、⑦の場合のみという理解で宜しいでしょうか。	①～⑦のすべての項目について事業者の責によるものは該当します。	
222	事業契約書 (案) (別紙3)	4	24	第4-2- (1)-①	「逃走事故の発生」とありますが、本事業において事業者による公権力行使にあたる業務は原則としてないため、削除願います。	原案のとおりとします。	
223	事業契約書 (案) (別紙3)	4	31	第4-2- (1)-⑥	独立採算業務実施企業の破綻等により、代替企業選定までの間、独立採算業務が実施できない場合については違約金は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	事例にもよりますが、「⑥全部又は一部の業務の不履行」に該当すると思われます。	
224	事業契約書 (案) (別紙3)	4	31	第4-2- (1)	全部又は一部の債務不履行とありますが、解釈が曖昧であるため、本項目に当てはめられ、抑止力の範疇を超えた運用を実施されることがないように、削除もしくは、解釈を明確化した上で「減額ポイントの対象となる事実」に移行いただけませんか。	原案のとおりとします。	
225	事業契約書 (案) (別紙3)	5	11	第4-2- (2)-ア	減額ポイントの対象となる事実の詳細については、事業契約締結後に事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づいて決定するとありますが、これは各業務の詳細な事実と減額ポイント計上の基準、事実毎のポイント数(10ポイントの範囲内)を事業契約締結後に決定するという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
226	事業契約書 (案) (別紙3)	5	13	第4-2- (2)-ア	「減額ポイントの対象となる事実」に記載されている項目について、事業者の責めに帰すべき事由であると明確に認定する方法、基準の設定が困難な要件もあげられていますが、認定する条件、確認の方法等の詳細事項については、事業者が提案する実施計画書において、その要件定義の詳細を定めるとのお考えでしょうか。	事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づき、国と事業者の協議によって定めます。	
227	事業契約書 (案) (別紙3)	5	14	第4-2- (2)-ア	「減額ポイントが計上される主の事実」が記載されているが、同ページ5行目に記載がある通り、当該事実が事象者の責めに帰すべき事由により発生した場合に減額ポイントが計上される対象となるとの理解で間違いはないか。	貴見のとおりです。	
228	事業契約書 (案) (別紙3)	5	15	第4-2- (2)-ア	減額ポイントが計上される主な事実に記載されている、「国の職員から指示」とありますが、偽装請負と疑いが生じる運用を想定しているよう読み取れます。業務全般は国の職員から指示を受けて行う業務ではないとの認識でよろしいでしょうか。	この「指示」とは、国がSPCに対して要求水準書等に従って業務を遂行するように求めることを指しています。	
229	事業契約書 (案) (別紙3)	5	20	第4-2- (2)-ア	「勤務体制、勤務時間の条件未達成」の確認方法をご教授下さい。	事例により異なりますが、例えば要求水準書に示している時間帯に人員が配置できていないことなどを想定しています。	
230	事業契約書 (案) (別紙3)	5	23	第4-2- (2)-ア	「不十分な実施」は判断基準が曖昧なため削除をお願いします。	原案のとおりとします。	
231	事業契約書 (案) (別紙3)	5	26	第4-2- (2)-ア	対象区分内の維持管理業務「建築物保守管理業務 建築設備運転監視業務」の減額ポイントが計上される主な事実、センター長またはセンター長から指示を受けた職員の改善指示と記載されているが、改善指示は書面で依頼がくるのか。	書面での改善指示を想定していますが、書面でない場合を排除するものではありません。	
232	事業契約書 (案) (別紙3)	5	26	第4-2- (2)-ア	「センター長又はセンター長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に24時間以上施設又は設備を利用できないこと～」とありますが、内容によっては現実的に24時間以内で利用できない事由もあるかと思えます。(空調機器の故障による空調機の入替えが必要等) 「改善指示を受けた後24時間以内」ではなく、「改善指示を受け、本来復旧可能な日時を経過してから24時間以内」に変更をお願いできませんでしょうか。	原則としては要求水準書に記載のとおりです。ただし、場合によっては御質問のような事例がないとは言えませんので、そのような場合には事業者側の申出に基づき、国と事業者間で協議することとします。	
233	事業契約書 (案) (別紙3)	5	27	第4-2- (2)-ア	対象区分内の維持管理業務「建築物保守管理業務 建築設備運転監視業務」の減額ポイントが計上される主な事実、24時間以上施設又は設備を利用できないことと記載されているが、設備機器によって24時間以内に復旧が難しいものもあると思われる。その場合は職員と協議すれば該当しないか。	原則としては要求水準書に記載のとおりです。ただし、場合によっては御質問のような事例がないとは言えませんので、そのような場合には事業者側の申出に基づき、国と事業者間で協議することとします。	
234	事業契約書 (案) (別紙3)	5	29	第4-2- (2)-ア	独立採算業務実施企業の破綻等により、代替企業選定までの間、独立採算業務が実施できない場合についても減額ポイントの対象となりますでしょうか。	事例にもよりますが、「⑥全部又は一部の業務の不履行」に該当すると思われます。	
235	事業契約書 (案) (別紙3)	5	30	別紙3 第4-2- (2)- ア	「センター長又はセンター長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に24時間以上備品又は消耗品を利用できないこと～」とありますが、内容によっては24時間以内で利用できない事もあるかと思えます。(改善原因を究明したが、備品・消耗品に納期がかかる等) 「改善指示を受けた後24時間以内」ではなく、「改善指示を受け、24時間以内に対応しない場合」に変更をお願いできませんでしょうか。	原則としては要求水準書に記載のとおりです。ただし、場合によっては御質問のような事例がないとは言えませんので、そのような場合には事業者側の申出に基づき、国と事業者間で協議することとします。	
236	事業契約書 (案) (別紙3)	5	31	第4-2- (2)-ア	減額ポイントの対象となる事実(総務業務)として「文書の紛失、汚損」との記載がありますが、文書の紛失、汚損したのが事業者であることが特定できない場合は減額ポイントの対象にならない等、減額ポイントの対象となる事項の詳細については追って協議させていただけるとの認識で宜しいでしょうか。	減額ポイントの対象になるものは、事業者の責めに帰すべき場合に限りです。	
237	事業契約書 (案) (別紙3)	6	1	第4-2- (2)-ア	事業者の債務不履行による減額ポイントの主な事実の項目に「交通事故の発生」とあるが、事業者側に過失がなかった場合でも対象となりますか。	減額ポイントの対象になるものは、事業者の責めに帰すべき場合に限りです。	
238	事業契約書 (案) (別紙3)	6	1	第4-2- (2)-ア	減額ポイントの対象となる事実(総務業務)として「交通事故の発生、交通法規違反」との記載がありますが、過失が民間事業者にあると認められた場合以外は減額ポイントの対象にならない等、減額ポイントの対象となる事項の詳細については追って協議させていただけるとの認識で宜しいでしょうか。	減額ポイントの対象になるものは、事業者の責めに帰すべき場合に限りです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
239	事業契約書 (案) (別紙3)	6	4	第4-2- (2)-ア	24時間以上利用できない「備品又は消耗品等」というのは総務業務に係る備品及び消耗品となり、減額ポイントの対象となる事項の詳細については追って協議させていただけるとの認識で宜しいでしょうか。	モニタリングの詳細は協議によるものです。	
240	事業契約書 (案) (別紙3)	6	13	第4-2- (2)-ア	「医療情報システムが正常作動しない」場合の罰則点加算が1時間経過毎は過度のため、削除願います。	原則としては要求水準書に記載のとおりです。 ただし、場合によっては御質問のような事例がないとは言えませんので、そのような場合には事業者側の申出に基づき、国と事業者間で協議することとします。	
241	事業契約書 (案) (別紙3)	6	14	別紙3 第4-2- (2)- ア	減額ポイントが計上される主な事実、「医療情報システムが正常に作動しないこと」とありますが、国の責めに帰すべき事由により発生した場合は減額ポイントの対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	減額ポイントの対象になるものは、事業者の責めに帰すべき場合に限ります。	
242	事業契約書 (案) (別紙3)	6	16	第4-2- (2)-ア	「医療機器等が正常に作動しないこと」が減額ポイントの対象となっておりますが、「2-(2)事業者の債務不履行による減額ポイントの蓄積に基づく減額」の1文目に記載の通り、事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の内容を満たしていないと判断された場合に適応されるもので、不可抗力を含む、定期保守・点検を実施していたにも拘らず、予見できない故障により不可避であった「医療機器の正常に作動しないこと」は減額にならない、または事象により協議できるとの理解で宜しいでしょうか。	減額ポイントの対象になるものは、事業者の責めに帰すべき場合に限ります。	
243	事業契約書 (案) (別紙3)	6	21	第4-2- (2)-イ	各事実が1回発生するごとに最大10ポイントの範囲内で減額ポイントを計上することですが、ここでいう1回とは同様の事象が解決するまでにかかった日数は考慮しない(解決に数日かかったとしても1回)とみなすという理解でよろしいでしょうか。	「〇時間経過ごとに罰則点を積算」とされているもの以外については、概ね貴見のとおりです。	
244	事業契約書 (案) (別紙3)	6	21	第4-2- (2)-イ	減額ポイントの計上範囲は、1回発生するごとに最大10ポイントとして、モニタリング実施計画等で定めるとのことですが、ポイントの計上量については、国と事業者との協議により、具体的な事象ごとに1から10の範囲で決定されると理解してよろしいでしょうか。	具体的な事象ごとではなく、事業契約締結後に一定の基準を定めることを想定しています。(事業契約案別紙3-第4-2-(2)-アの「詳細」を定めることを想定しています。)	
245	要求水準書 (案) (別紙3)	7	7	第4-2- (2)-ウ	減額ポイントとPFI事業費の減額率のグラフより減額率は最大20%と理解してよろしいですか。	グラフは例示となっており、上限を示したものではありません。	
246	事業契約書 (案) (別紙3)	7	10	第4-2- (2)-エ	減額ポイントの軽減措置は、「運営開始後一定期間にわたり、・・・軽減することとする。」とのことですが、維持管理・運営期間中のある時期に違約金の支払いや減額があった場合であっても、その後、下表に記載の期間連続で減額や違約金支払いが発生しなかった場合は、下表に対応した軽減措置が講じられると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
247	事業契約書 (案) (別紙3)	7	13	第4-2- (2)-エ	但書にある「減額ポイントの合計が上記に規定する減額の対象となる水準に達したとき」とは、100ポイントを指すと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
248	事業契約書 (案) (別紙3)	8	1	第4-2- (2)-エ	1回当たりの減額ポイントの設定が、「減額がない期間」が長ければ長いほど、徐々に下げられている設定となっておりますが、「24カ月間連続：7ポイント、48カ月間連続：8ポイント、60カ月間以上連続：9ポイント」の記載間違いでしょうか。	記載のとおりです。 例えば減額ポイントとして10ポイント計上する事例が発生した場合でも、24ヶ月連続で減額がなかった場合には9ポイントとして計上するという趣旨です。	
249	事業契約書 (案) (別紙3)	8	1	第4-2- (2)-エ	本来は最大10ポイント計上との事ですが、当該表のポイント数は10ポイントが計上される事象についての軽減措置との認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
250	事業契約書 (案) (別紙3)	8	1	第4-2- (2)-エ	表中に軽減措置のポイントとして7から9ポイントと記載されていますが、このポイントの軽減は、モニタリング実施計画書等において1回の発生による減額ポイントが10ポイントと設定された場合に適用されるものと思料します。 モニタリング実施計画書等において1回の発生による減額ポイントが10ポイント未満に設定された事象については、どのように軽減されるのでしょうか。	当該四半期の減額ポイントの合計から、それぞれの軽減率を乗じる形で計上します。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
251	事業契約書 (案) (別紙3)	8	1	第4-2- (2)-エ	減額ポイントは1回ごとに最大10ポイントの範囲内で計上することとされているにも拘らず、減額ポイントの軽減措置は1回当たりポイントとして24ヶ月連続で9ポイント、48ヶ月連続で8ポイント、60ヶ月間以上連続で7ポイントと記載されている。記載のポイント数にすることであれば、あたかも1回10ポイントの前提での記載はおかしいと考えられ、また記載のポイント分を軽減するということであれば、減額がない期間が長い方が軽減するポイントが少なくなっていることはおかしいと考えられる。内容を再整理頂きたい。	記載のとおりです。 例えば減額ポイントとして10ポイント計上する事例が発生した場合でも、24ヶ月連続で減額がなかった場合には9ポイントとして計上するという趣旨です。	
252	事業契約書 (案) (別紙3)	8	6	第4-2- (2)-エ	顕著な功績等があった場合の軽減措置について、具体的な認定方法・手順についてご教示ください。	記載のとおりですが、具体的な手順としては国側が認知して計上することも、事業者側からの申出によることもあり得ると考えています。	
253	事業契約書 (案) (別紙3)	8	24	第4-2- (3)-イ	契約解除は違約金支払や減額ポイント計上の対象業務の企業でなく、全企業が契約解除となるのでしょうか。	貴見のとおり、事業契約の解除の意味です。 事業者の債務不履行が解除原因の場合、一部解除は想定していません。	
254	事業契約書 (案) (別紙3)	8	28	第4-2- (4)-ア	PFI事業費の減額について細分化しないと記載が4ページ第4-1にありますが、減額ポイントを協力企業にも配分する理由を教示ください。契約上、「SPCの運営業務である〇〇業務に対し〇ポイント」という考え方であれば理解できますが、直接の契約関係のない協力企業に対し配分を求めることは、運営の指揮系統が不明確になる要因となることが懸念されます。	事業の適切かつ安定的な運用を確保するために、業務を行う企業に対して直接改善を促すためです。	
255	事業契約書 (案) (別紙3)	9	1	第4-2- (4)-ア	減額ポイントの各業務への配分の中で、「なお、違約金は0.5%当たり10ポイントの減額ポイントとする。」との記載がある。違約金についても事業者一体ではなく帰責性のある業務へ配分されるとの理解で間違いはないか。	貴見のとおりです。	
256	事業契約書 (案) (別紙3)	9	3	第4-2- (4)-イ	SPCに対して改善勧告を行うことは理解できますが、協力企業も含み改善勧告を実施することはPFIのスキームから逸脱することになりませんか。あくまでも協力企業はSPCとの契約関係の中で業務を実施することとなります。SPCに行われた改善勧告を踏まえ、協力企業が改善勧告に関する是正を行うといった考え方が一般的ではないでしょうか。	事業の適切かつ安定的な運用を確保するために、業務を行う企業に対して直接改善を促すためです。	
257	事業契約書 (案) (別紙3)	9	16	第4-2- (4)-ウ	「国は90日間にわたって～(中略)～当該時点で減額ポイントは消滅し」とありますが、90日間となると四半期に相当し、減額ポイントに基づくPFI事業費の減額は四半期単位で行われるため、PFI事業費は減額済と推察します。また、6Pには「減額ポイントの計上は四半期ごととし、翌四半期には持ち越さない」ともあります。減額ポイントが消滅したことによるPFI事業費の返還はどのように行われるのか、また翌四半期には持ち越さないという規定との関係についてご教示ください。	減額ポイントの計上は四半期ごととし、翌四半期には持ち越しません。事業契約書別紙3-第4-2-(4)-ウの「新たな協力企業の監視」は(各四半期の経過にかかわらず)90日間継続するという趣旨です。 なお、別紙3-第4-2-(4)はPFI事業費の減額を実施する規定ではありません。	
258	事業契約書 (案) (別紙3)	10		第4-2- (4)-エ	減額にかかる手続きフローならびに事業者改善・変更にかかる手続きフローの解像度が低く、判読不要です。判読可能な資料の配布をお願いします。	公表資料を差し替えます。	○
259	事業契約書 (案) (別紙4)	1	6	1	「光熱水の使用については無償とし」とありますが、国が供給会社と直接契約し、支払いも実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
260	事業契約書 (案) (別紙4)	1	6	1	運営準備期間における光熱水費に関しても、国が支払うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
261	事業契約書 (案) (別紙4)	1	7	1	独立採算業務に係る光熱水費に関しては、国が供給会社に支払った後、事業者は国からの請求書に基づき当該費用を国に支払うとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
262	事業契約書 (案) (別紙4)	1	10	1-ア-(7)	事業者調達資産には更新分も含まれていると認識しておりますが、ウ(エ)運営業務の実施に要する費用(事業者調達資産の更新費を含む。)とあります。更新費が事業者調達資産か運営業務の実施に要する費用どちらに分類されるのかにより、支払い方法等も変わってくるのが考えられますので、更新費に関してどのように整理しているかご提示いただけませんでしょうか。	事業者調達資産には、更新により調達したのものも含まれます。 また、別紙4に記載のとおり別紙4-1-ア-ア(ア)は初期調達費用であり、更新費用は別紙4-1-ウ-ウ(エ)に含まれます。 なお、この分類により支払い方法等が変更になるとは考えていません。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
263	事業契約書 (案) (別紙4)	1	10	1-ア-(7)	事業者調達資産には更新分も含まれているという理解で宜しいでしょうか。含まれるのであれば、ウ(エ)運営業務の実施に要する費用には、事業者調達資産の更新費は含まないという理解で宜しいでしょうか。	事業者調達資産には、更新により調達したものも含まれます。また、別紙4に記載のとおり、別紙4-1-(ア)は初期調達費用であり、更新費用は別紙4-1-(エ)に含まれます。なお、この分類により支払い方法等が変更になるとは考えていません。	
264	事業契約書 (案) (別紙4)	1	14	1-イ	初期投資の回収に要する費用について、ア(ウ)事業者の開業等に要する費用が含まれておりませんが、(ウ)事業者の開業等に要する費用は初回支払時に一括でお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	別紙4-2-(1)に記載のとおりであり、一括ではありません。	
265	事業契約書 (案) (別紙4)	1	14	1-イ	(ウ)事業者の開業等に要する費用に係る金利相当額に関しても、初期投資の回収に要する費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
266	事業契約書 (案) (別紙4)	1	16	1-イ	事業者を支払われる割賦金利については、運営開始日の2銀行営業日前に決定する基準金利に事業者が提案するスプレッドを加算して算定されますが、スプレッドは支払繰延リスク等に対する適正な「利益部分」という原則を鑑み、仮に基準金利がマイナスの場合は0%が下限となるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
267	事業契約書 (案) (別紙4)	2	8	1-ウ-(エ)	医療機器等の整備、更新業務費がウ(エ)運営業務の実施に要する費用に明記されていますが、ア(ア)事業者調達資産の調達に要する費用ではないでしょうか。	要求水準書において、医療業務支援として「医療機器等の整備、維持管理及び更新業務」を位置づけているため、このような記載となっております。詳細には、医療機器等の整備はア(ア)に入り、それ以外はウ(エ)に入ります。	
268	事業契約書 (案) (別紙4)	2	22	2-(1)-ア	平成28年1月12日付実施方針では支払方法は29年10月1日を第1回とし、平成39年4月を最終回として四半期ごとに全39回に分けて支払うとあったところ、平成30年1月を第1回とし、平成39年4月を最終回として四半期毎に全38回に分けて支払うに変更されています。変更の理由をご教示下さい。	誤植であり、「平成29年10月を第1回とし、平成39年4月を最終回として四半期毎に全39回に分けて支払う」に修正します。	○
269	事業契約書 (案) (別紙4)	2	24	2-(1)-ア	第1回目のPFI事業費は平成29年9月から平成29年12月の4か月分の対価だと認識しておりますが、第1回目と第2回目以降の支払額は同一額にならないという理解で宜しいでしょうか。	第1回目の支払いは平成29年9月分の対価となるため、第2回目以降の支払額は同一額にはなりません。なお、誤植であり、「平成29年10月を第1回とし、平成39年4月を最終回として四半期毎に全39回に分けて支払う」に修正します。	○
270	事業契約書 (案) (別紙4)	3	2	2-(2)	「国は、事業者には各支払月の前四半期分に相当するPFI事業費の支払額を通知し、事業者は、支払額の通知を受領後速やかに国に請求書を送付し、国は請求を受けた日から30日以内にPFI事業費を支払う。」とありますが、別紙3「モニタリング及び改善要求措置要領」第1及び第2より、事業者は月次業務報告書を月末日から7開庁日以内に提出し、国は同報告書を受領後7日以内にモニタリングを実施するとあります。事業者の業務報告書提出及び国のモニタリングが最も遅くなった場合には、請求書提出が、支払対象四半期の翌月半ばになりますが、その場合でも、支払対象四半期の翌月内にPFI事業費をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	請求書受領後30日以内にお支払いする予定です。	
271	事業契約書 (案) (別紙4)	4	4	3-(1)-ア	事業者調達資産の更新費用は、物価変動に伴う改定の対象との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。なお、事業契約書第46条第9項の規定は、医療機器については技術革新の度合いが激しいため、著しい価格変動があった場合についての特記事項となります。	○
272	事業契約書 (案) (別紙4)	4	4	3-(1)-ア	物価変動に伴う改定において、対象となる費用は「1ウの施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用、1エ(イ)の人工透析に必要な薬品費及び消耗品費及び1オのその他費用」とありますが、その他費用とはどのようなものを指しているのでしょうか。また、医師を含む医療スタッフの人件費は対象と考えてよろしいでしょうか。	前段について、アからエに含まれない費用のすべてを指します。また、医療スタッフの人件費も含まれます。	
273	事業契約書 (案) (別紙4)	4	9	3-(1)-イ	物価変動に伴う対価の改定に関して、翌年度4月1日以降の業務の実施に要する費用の支払いに反映させる旨に加え、「なお、対価の改定は、第3回以降の支払いについて適用する。」との記載がある。1・2回の支払いは物価変動による対価の改定は適用しないという理解で間違いはないか。	貴見のとおりです。	
274	事業契約書 (案) (別紙4)	4	14	3-(1)-ウ	「前回提示の指標」との記述がありますが、ここでの「指標」とは具体的に何を指しているのでしょうか。	別紙4-3-(1)-ウ-(ア)の各項目を御参照ください。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
275	事業契約書 (案) (別紙4)	4	15	3-(1)- ウ,エ	ウの改定とエの改定が同時に行われる場合の改定方法についてご教示下さい。	ウの改定とエの改定を同時に行います。	
276	事業契約書 (案) (別紙4)	6	16	5-(1)-イ	本項の対象となる費用については、事業期間中均等に支払われることから、“遅延した期間において維持管理・運営業務が行われていたら支払われたであろうPFI事業費”とは、本件運営開始予定日から実際に業務を開始した日までの遅延日数に応じて、日割りで減額されると理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
277	事業契約書 (案) (別紙4)	6	16	5-(1)-イ	本項の対象となる費用の減額分については、“PFI事業費の総額から控除する。”とのことから、当該減額分をPFI事業費の総額から控除した金額を全支払期(38回)に亘って均等割りにし、支払われるものと理解してよろしいでしょうか。(第1回の支払額から控除されるものではないとの理解です。)	事業契約書案第51条第1項において、「業務履行の対価として、PFI事業費を支払う」としていることから、業務履行がない状態でのPFI事業費の支払いはいいたしません。したがって、当然に第1回の支払額から控除されます。	
278	事業契約書 (案) (別紙4)	6	25	5-(1)-ウ	本項の対象となる費用の減額分については、“PFI事業費の総額から控除する。”とのことですが、当該費用は実績払いであることから、第1回の支払額を減じることで足りると思料します。なぜ、PFI事業費の総額から控除するのでしょうか。	実績払いとなっていることから、本項目に係る経費は一切PFI事業費には含めないこととする、という趣旨です。	
279	事業契約書 (案) (別紙4)	7	1	5-(1)-エ	本項の対象となる費用の減額分については、“PFI事業費の総額から控除する。”とのことから、当該減額分をPFI事業費の総額から控除した金額を全支払期(38回)に亘って均等割りにし、支払われるものと理解してよろしいでしょうか。(第1回の支払額から控除されるものではないとの理解です。)	事業契約書案第51条第1項において、「業務履行の対価として、PFI事業費を支払う」としていることから、業務履行がない状態でのPFI事業費の支払いはいいたしません。したがって、当然に第1回の支払額から控除されます。	
280	事業契約書 (案) (別紙5)	36	5	1	法令変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害のうち、国の負担となる事象について“矯正施設の維持管理及び運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、矯正施設の維持管理及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。”とあり、特段、矯正施設に限定した表記となっていますが、矯正施設以外にも適用される法令変更であっても、本事業に典型的に影響を及ぼし、事業者が合理的な増加費用及び損害が発生する事象もあり得ます。(例えば、建築基準法・消防法等の改正による設備機器の増設・変更に伴う当該機器に係る維持管理頻度等の変更、道路交通法の改正による車両の規格変更に伴う車両の更新など)これらの法令変更を含め、国の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
281	事業契約書 (案) (別紙6)	37	4	1	事業者負担算定のベースとなる「別紙4の1 アのうち、物品調達に必要な初期投資費用の総額」とは、別紙4の1 アの「(ア)事業者調達資産(事業者所有資産を除く。)の調達に要する費用【医療セ】」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 ただし、矯正研修所及び同東京支所の寝具の調達も含まれますので、【医療セ】を【医療セ、矯正研】に修正します。	○
282	事業契約書 (案) (別紙6)	37	4	1	事業者負担算定のベースとなる「別紙4の1 アのうち、物品調達に必要な初期投資費用の総額」には消費税及び地方消費税は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	税込となります。	
283	事業契約書 (案) (別紙6)	37	7	1	「当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除」とありますが、これは当該保険金相当額は事業者が負担する増加費用額及び損害額から控除するという理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	事業者の負担する増加費用及び損害額ではなく、事業者が生じた増加費用及び損害額を指します。	
284	事業契約書 (案) (別紙6)	37	11	2	事業者負担算定のベースとなる「別紙4の1 ウ 施設維持管理業務、運営業務等の実施に必要な費用」には消費税及び地方消費税は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	税込となります。	
285	事業契約書 (案) (別紙6)	37	13	2	「当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除」とありますが、これは当該保険金相当額は事業者が負担する増加費用額及び損害額から控除するという理解でよろしいでしょうか。念のため確認します。	事業者の負担する増加費用及び損害額ではなく、事業者が生じた増加費用及び損害額を指します。	
286	事業契約書 (案) (別紙8)	40	5	第1章-第 1条-1	「物品調達に必要な初期投資費用」は税抜との理解でよろしいでしょうか。	税込となります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
287	事業契約書 (案) (別紙8)	40	7	第1章-第1条-2	事業者所有資産のうち国が自らの選択により買い取ることとしたものについては買取代金を支払いその所有権を取得するとありますが、買取を行わない合理的な理由がない限り、国は買取を行うという理解でよろしいでしょうか。	事例によると思われます。	
288	事業契約書 (案) (別紙8)	40	11	第1章-第1条-2	「物品調達に必要な初期投資費用」には、公租公課、保険料、SPC設立費用、会社経費等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	原則として貴見のとおりです。	
289	事業契約書 (案) (別紙8)	40	18	第1章-第1条-5	入札時における基準金利、又は本契約の解除日における日本国債の最終利回りがマイナスの場合には0%として算定するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
290	事業契約書 (案) (別紙8)	41	4	第1章-第2条-1	「物品調達に必要な初期投資費用」の本契約の解除時点における残額から～という部分で、「物品調達に必要な初期投資費用」に国買取資産も含まれているという認識でありますが、更に国買取資産の代金を加算した額の100分の100に相当する金額を事業者に支払うのでしょうか。	ここで言う「国買取資産」とは、事業者調達資産のうち、事業者所有資産以外のものを指すのではなく、事業者所有資産のうち、国と事業者との間で協議の結果、国が買取ることとなったものを指します。すなわち、本項目の趣旨は、既に調達した事業者調達資産のうち、国に所有権を移転したものの価額に加えて、国が買取ることとした資産の価額を支払うという趣旨です。	○
291	事業契約書 (案) (別紙8)	41	4	第1章-第2条-1	維持管理・運営期間中の契約解除に伴う国の支払いに関し、“「物品調達に必要な初期投資費用」の本契約解除時点における残額から、未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額を控除し・・・”とありますが、ここでいう“未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額”とは、別紙4-1-ウー(エ)に記載の“事業者調達資産の更新費”として本契約解除時点において既に国から受領済みの未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額と理解してよろしいでしょうか。(事業者が事業収支計画として提案した当該更新費の均等支払いを受ける費用として各期に計上した費用のうち、契約解除時点で国から未受領の費用は含まないとの理解です。)	貴見のとおり、契約解除時点で国から未受領の費用は含みません。	
292	事業契約書 (案) (別紙8)	41	4	第1章-第2条-1	維持管理・運営期間中の契約解除に伴う国の支払いに関し、“「物品調達に必要な初期投資費用」の本契約解除時点における残額から、未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額を控除し・・・”とありますが、既に実施済みの機器類等の更新費用については、事業者にとっては更新・設置時に確定債権となっているため、契約解除時点で国から未払いとなっている残額(契約解除時点から事業期間満了までに均等で国から支払われる予定であった費用)については、お支払いいただく必要があると考えます。当該費用はお支払い頂けるのでしょうか。	当該条項に記載のとおり、既に調達・更新済みの費用について負担するものであり、未実施の更新分については負担いたしません。	
293	事業契約書 (案) (別紙8)	41	6	第1章-第2条-1	国買取資産の買取代金はどのように設定することを想定されていますか。	国と事業者の間での協議によります。	
294	事業契約書 (案) (別紙8)	41	11	第1章-第2条-2	維持管理・運営期間中の解除における「適用金利」とは、運営開始日の2銀行営業日前に決まる基準金利にスプレッドを加えた金利との理解でよろしいでしょうか。第4条、第6条についても同様です。	ここでいう適用金利とは、金融機関から借入を行っている場合に当該借入に適用される金利のことです。	
295	事業契約書 (案) (別紙8)	41	23	第1章-第2条-3	「施設維持管理業務、運営業務等の実施に要する費用」は税抜との理解でよろしいでしょうか。	税込となります。	
296	事業契約書 (案) (別紙8)	42	6	第1章-第2条-8	ここでいう“確認書”とは、本別紙第1条第2項に規定される事業者調達資産(事業者所有資産を除く。)ないしは国買取資産の検査に合格したことを明かす書面を指すのでしょうか、それとも本契約第30条第4項により交付された事業者調達資産等整備完了確認書、あるいは本契約第33条第1項により交付された運営開始確認書を指すのでしょうか。	後者を指します。	
297	事業契約書 (案) (別紙8)	43	9	第2章-第4条-4	維持管理・運営期間中の契約解除に伴う国の支払いに関し、“「物品調達に必要な初期投資費用」の本契約解除時点における未払いの金額の100分の100に相当する額から、未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額を控除した額・・・”とありますが、ここでいう“未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額”とは、別紙4-1-ウー(エ)に記載の“事業者調達資産の更新費”として本契約解除時点において既に国から受領済みの未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額と理解してよろしいでしょうか。(事業者が事業収支計画として提案した当該更新費の均等支払いを受ける費用として各期に計上した費用のうち、契約解除時点で国から未受領の費用は含まないとの理解です。)	貴見のとおり、契約解除時点で国から未受領の費用は含みません。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
298	事業契約書 (案) (別紙8)	43	9	第2章-第 4条-4	維持管理・運営期間中の契約解除に伴う国の支払いに関し、“「物品調達に必要な初期投資費用」の本契約解除時点における未払いの金額の100分の100に相当する額から、未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額を控除した額・・・”とありますが、既に実施済みの機器類等の更新費用については、事業者にとっては更新・設置時に確定債権となっているため、契約解除時点で国から未払いとなっている残額（契約解除時点から事業期間満了までに均等で国から支払われる予定であった費用）については、お支払いいただく必要があると考えます。当該費用はお支払い頂けるのでしょうか。	ここで言う「国買取資産」とは、事業者調達資産のうち、事業者所有資産以外のものを指すのではなく、事業者所有資産のうち、国と事業者との間で協議の結果、国が買取ることとなったものを指します。 すなわち、本項目の趣旨は、既に調達した事業者調達資産のうち、国に所有権を移転したものの価額に加えて、国が買取ることとした資産の価額を支払うという趣旨であり、未実施の更新分については負担いたしません。	
299	事業契約書 (案) (別紙8)	43	13	第2章-第 4条-4	“別紙4の1ア「初期投資費用の回収に要する費用」とありますが、“別紙4の1イ「初期投資費用の回収に要する費用」”の間違いではないでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
300	事業契約書 (案) (別紙8)	44	6	第3章-第 5条-3	別紙4の1ア「物品調達に必要な初期投資費用」の総額は、別紙4の1アの(ア)、(イ)及び(ロ)のみであるため、“別紙4の1ア「物品調達に必要な初期投資費用」の総額から事業者の物品調達に要する費用（別紙4の1アの(ア)、(イ)及び(ロ)）を控除した額はゼロ円となります。当該額のうち、“事業者が本契約の解除時までに支出済みの金額”とは、どのような費用を指すのでしょうか。	事業者の支出済みの費用を合理的な範囲で負担する趣旨ですので、別紙4-1-ア-(ウ)について、事業者で支出済みのものを合理的な範囲で負担するという規定に修正します。	○
301	事業契約書 (案) (別紙8)	44	18	第3章-第 5条-5	“また、前3項の金額を一括払いで支払う場合には、本契約の解除日から前3項の金額の支払日までの期間について、・・・”とありますが、“また、前4項の金額を一括払いで支払う場合には、本契約の解除日から前4項の金額の支払日までの期間について、・・・”の間違いではないでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
302	事業契約書 (案) (別紙8)	45	1	第3章-第 6条-3	維持管理・運営期間中の契約解除に伴う国の支払いに関し、“「物品調達に必要な初期投資費用」の解除時点における未払いの金額の100分の100に相当する額から、未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額を控除し、・・・”とありますが、ここでいう“未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額”とは、別紙4-1-ウ-エ（エ）に記載の“事業者調達資産の更新費”として本契約解除時点において既に国から受領済みの未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額と理解してよろしいでしょうか。（事業者が事業収支計画として提案した当該更新費の均等支払いを受ける費用として各期に計上した費用のうち、契約解除時点で国から未受領の費用は含まないとの理解です。）	貴見のとおり、契約解除時点で国から未受領の費用は含みません。	
303	事業契約書 (案) (別紙8)	45	1	第3章-第 6条-3	維持管理・運営期間中の契約解除に伴う国の支払いに関し、“「物品調達に必要な初期投資費用」の解除時点における未払いの金額の100分の100に相当する額から、未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額を控除し、・・・”とありますが、既に実施済みの機器類等の更新費用については、事業者にとっては更新・設置時に確定債権となっているため、契約解除時点で国から未払いとなっている残額（契約解除時点から事業期間満了までに均等で国から支払われる予定であった費用）については、お支払いいただく必要があると考えます。当該費用はお支払い頂けるのでしょうか。	ここで言う「国買取資産」とは、事業者調達資産のうち、事業者所有資産以外のものを指すのではなく、事業者所有資産のうち、国と事業者との間で協議の結果、国が買取ることとなったものを指します。 すなわち、本項目の趣旨は、既に調達した事業者調達資産のうち、国に所有権を移転したものの価額に加えて、国が買取ることとした資産の価額を支払うという趣旨であり、未実施の更新分については負担いたしません。	
304	事業契約書 (案) (別紙8)	45	10	第3章-第 6条-4	維持管理・運営期間中の契約解除に伴う国の支払いに関し、“「物品調達に必要な初期投資費用」の解除時点における未払いの金額の100分の100に相当する額から、未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額を控除し、・・・”とありますが、ここでいう“未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額”とは、別紙4-1-ウ-エ（エ）に記載の“事業者調達資産の更新費”として本契約解除時点において既に国から受領済みの未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額と理解してよろしいでしょうか。（事業者が事業収支計画として提案した当該更新費の均等支払いを受ける費用として各期に計上した費用のうち、契約解除時点で国から未受領の費用は含まないとの理解です。）	貴見のとおり、契約解除時点で国から未受領の費用は含みません。	
305	事業契約書 (案) (別紙8)	45	10	第3章-第 6条-4	維持管理・運営期間中の契約解除に伴う国の支払いに関し、“「物品調達に必要な初期投資費用」の解除時点における未払いの金額の100分の100に相当する額から、未実施の備品、機器及び医療機器並びに医療システムの更新のために積み立てられている金額相当額を控除し、・・・”とありますが、既に実施済みの機器類等の更新費用については、事業者にとっては更新・設置時に確定債権となっているため、契約解除時点で国から未払いとなっている残額（契約解除時点から事業期間満了までに均等で国から支払われる予定であった費用）については、お支払いいただく必要があると考えます。当該費用はお支払い頂けるのでしょうか。	ここで言う「国買取資産」とは、事業者調達資産のうち、事業者所有資産以外のものを指すのではなく、事業者所有資産のうち、国と事業者との間で協議の結果、国が買取ることとなったものを指します。 すなわち、本項目の趣旨は、既に調達した事業者調達資産のうち、国に所有権を移転したものの価額に加えて、国が買取ることとした資産の価額を支払うという趣旨であり、未実施の更新分については負担いたしません。	
306	事業契約書 (案) (別紙10)	47	26	第3章-第 6条-4	“前2条各号の一に該当する・・・”とありますが、第1条各号は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	「前2条各号の一」としているとおおり、第1条各号を含みません。	
307	事業契約書 (案) (別紙10)	48	3	第5条-1	「～、この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、～」の「この契約」とは事業契約のことを指すのでしょうか。	貴見のとおりです。	

事業者選定基準に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	事業者選定基準	4	3	第5-1-(1)-(ア)	事業者選定委員会による採点は、絶対評価とのことでよろしいでしょうか。	<p>基礎点については絶対評価となります。 加点については事業者選定委員会による協議によります。</p> <p>なお、事業者選定委員会における加点項目審査(第5-1-(1)-(イ)-(ア))において、「次のとおり加点を付与する」を「概ね次のとおり加点を付与する」に修正しています。これは事業者選定委員会の判断により、加点項目ごとに、上限5点の範囲内において、表によらない評価(例えば2点、4点など)がなされることもあり得るという趣旨です。</p>
2	事業者選定基準	4			予定価格の公表はございますでしょうか。	落札者決定後に開示する予定です。

様式集及び記載要領に関する質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
1	様式集及び記載要領	1	21	第1-3-(2)イ	資格審査の添付書類についてご教授下さい。会社概要として記載するに当たり、概ね何を必要とされているでしょうか。	特段定めておりませんが、一般的に配布しているパンフレット等で差し支えありません。パンフレット等がない場合には、それに準じる形で御提出ください。	
2	様式集及び記載要領	1	22	第1-3-(2)ウ	資格審査の添付書類についてご教授下さい。会社定款は袋綴りをして原本に相違ない旨の記述の上、押印が必要でしょうか。また、押印が必要な場合、印鑑は実印でしょうか。	貴見のとおりです。	
3	様式集及び記載要領	1	29	第1-3-(2)キ	資格審査の添付書類についてご教授下さい。登記事項証明書は現在事項証明書でよろしいのでしょうか。	貴見のとおりです。	
4	様式集及び記載要領	1	32	第1-3-(2)ケ	申請企業が連結決算対象会社でない場合（単独決算のみで足りる企業の場合）は、本添付書類の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
5	様式集及び記載要領	1	32	第1-3-(2)ケ	申請企業が親会社の連結決算対象会社である場合は、親会社の本添付資料の提出が必要でしょうか。	貴見のとおりです。	
6	様式集及び記載要領	1	34	第1-3-(3)	医療法人であることを証明する書類は、添付資料として用意する登記簿謄本でよろしいのでしょうか。または、設立認可書の写しなどが必要でしょうか。	登記簿謄本のみで差し支えありません。	
7	様式集及び記載要領	1	35	第1-3-(3)	入札説明書4.(2)に記載された資格・経験実績要件では、イ(7)において、「C」等級の者に対して“本公告と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明すること”を求められていますが、“本公告と同程度の仕様”とは、どのような内容を求められるのでしょうか。（同種の用途施設：庁舎・病院・研修所・宿舍などの複合施設を同一契約で履行していることが最適かと思料しますが、これら用途のうち一用途だけでも、参加資格要件を満足していると求めてもらえるのでしょうか。また、施設規模：延床面積・病床数などについては、特に制限はないと理解してよろしいでしょうか。更に、契約履行期間についても、特に制限はないと理解してよろしいでしょうか。）	各構成企業・協力企業等が、それぞれの担当する業務について同程度の仕様の契約の履行実績があることを求めるものです。なお、病床数の詳細については要求水準書に記載していますので、概ね貴見のとおりで差し支えありません。	
8	様式集及び記載要領	3	1	第1-5-(2)	事業計画に関する提出書類の各様式には、提案を補完する資料を必要に応じて、枚数制限に含まず添付することができるの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、加点対象とはならないので御留意ください。	
9	様式集及び記載要領	3	39	第1-5-(2)(1-02)	「リスクの負担者については、負担する事業者等の名称を具体的に明記すること。」とのことですが、「第2. 作成上の留意点-2 企業名の記載」にある「特に指定のある場合」に該当するものとして、正・副にかかわらず、事業者名等の名称として当該負担者の具体的商号等を記載するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
10	様式集及び記載要領	4	19	第1-5-(2)	様式1-04-1～1-04-5につきまして、枚数制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、加点対象とはならないので御留意ください。	
11	様式集及び記載要領	4	19	第1-5-(2)	様式1-04-1～1-04-5に記載の＜様式作成にあたっての注意事項＞は削除して提出してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
12	様式集及び記載要領	4	19	第1-5-(2)	様式1-04-3～1-04-6の＜様式作成にあたっての注意事項＞に、「～当該算式における分母の「資本金」には、条件付劣後ローンによる調達等で、返済条件等により資本金と同等とみなせるもの～」とありますが、「返済条件等により資本金と同等とみなせるもの」とは具体的にどのような条件であれば資本金とみなすのでしょうか。	約定返済のない劣後借入金は資本金と同様とみなせるものに含めます。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
13	様式集及び記載要領	4	19	第1-5-(2)	様式1-04-2, 3, 5には年度別の金額を記載しますが、「初期投資の回収に要する費用」及び「支払利息」は現金計上ベースで、それ以外は費用発生ベースでの記載との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
14	様式集及び記載要領	4	20	第1-5-(2)	標準書式では様式1-04-6資金収支計画書の算出根拠まであります。「様式1-04-1～1-04-5を添付すること」とありますが、様式1-04-1～1-04-6を添付するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりですので、修正します。	○
15	様式集及び記載要領	4	27	第1-5-(2)	様式1-01-1の「資金提供者」欄には、具体的企業を記載できるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
16	様式集及び記載要領	4	30	第1-5-(2)	標準書式では様式1-04-6資金収支計画書の算出根拠まであります。「参考資料 様式1-01-1, 様式1-04-1～1-04-5」とありますが、様式1-04-1～1-04-6との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりですので、修正します。	
17	様式集及び記載要領	4	32	第1-5-(2)	「本計算書の内容が提案内容及び入札価格と著しく異なる内容の場合は、失格とすることがあるため、留意すること。」とありますが、「著しく異なる」とは具体的にどのように異なる場合かご教示ください。	社会通念上著しく異なることを指します。	
18	様式集及び記載要領	4	41	第1-5-(2)	「～、当該計算過程を別のシートによって作成し、～」とありますが、別のシートに計算過程を記した場合は、枚数としてカウントするのでしょうか。	枚数には含めません。	
19	様式集及び記載要領	5	1	第1-5-(3)	維持管理・運営計画に関する提出書類の各様式には、提案を補完する資料が必要に応じて、枚数制限に含まず添付することができるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、加点対象とはならないので御留意ください。	
20	様式集及び記載要領	6	41	第1-5-(3)	「備品については、「別添資料③-1～5 想定調達備品納入品目及び価格提案フォーム」を添付すること」とありますが、標準書式では別添資料③-1, ③-4, ③-5, ③-6となっています。どちらが正かご教示ください。	誤りですので、修正します。	
21	様式集及び記載要領	8	2	第2-2	第一次審査で提出する「様式7 本事業への参画についての位置付け等」, 「様式8 事業実施体制」には、代表企業、構成企業及び協力企業等の企業名を記載できるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
22	様式集及び記載要領	8	6	第2-2	構成企業或いは協力企業が一部の業務を再委託することを検討している場合、入札説明書4競争参加資格の(1)及び(2)の中で該当する条件を満たすことが必要と思料されますが、再委託企業についても資格審査の確認に関する書類の提出は必要でしょうか。	提出を求めるものではありませんが、入札参加者において責任を負う必要があります。	
23	様式集及び記載要領	8	27	第2-4	「左右に20mm程度の余白を設定すること」とありますが、上下の余白については規定がないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりですが、複写が困難になるものは避けるようにしてください。	
24	様式集及び記載要領	8	30	第2-5	A3の様式は、折り込んでファイルとじするのではなく、折らずにA3のファイルにとじて提出するとの理解でよろしいでしょうか。	第1次審査資料については任意の様式で構いません。第2次審査資料については、A3のファイルに閉じての提出をお願いいたします。	
25	様式集及び記載要領	8	30	第2-5	「事業計画に関する提出資料」と「維持管理・運営計画に関する提出資料」それぞれで、通しのページ番号を記載する必要はあるでしょうか。	提案によります。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
26	様式集及び記載要領	9	2	第2-6	「第1次審査に関する資料は正本1部、副本5部合計6部を提出すること。」とありますが、印鑑証明書、納税証明書等の公的証明書類は原本を6部提出する必要がありますでしょうか。	原本は正本にのみ必要です。副本については写しで差し支えありません。	
27	様式集及び記載要領			様式1-01	「事業計画に係る提案書表紙」とありますが、これは誤植との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	誤植ではありません。様式1-01が表紙になるという趣旨です。	
28	様式集及び記載要領			様式1-02	枠内にある「注」は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
29	様式集及び記載要領			様式1-03	枠内にある「注」は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
30	様式集及び記載要領			様式1-04-1	被収容者等の食料費の単価と人工透析に必要な薬品費及び消耗品費の単価は事業者が提案するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
31	様式集及び記載要領	様式1-04-01		様式1-04-1 欄外*4	被収容者等の食料費の算定に用いる被収容者数（定員）は、580名でよろしいでしょうか。	検討します。	
32	様式集及び記載要領	様式1-04-01		様式1-04-1 欄外*5	人工透析に必要な薬品費及び消耗品費の算定に用いる1日当たりの人工透析実施定員は、30名でよろしいでしょうか。	検討します。	
33	様式集及び記載要領			様式1-04-3	枚数制限はないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
34	様式集及び記載要領			様式1-04-4	枚数制限はないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
35	様式集及び記載要領			様式1-04-5	枚数制限はないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
36	様式集及び記載要領			様式1-04-6	枚数制限はないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
37	様式集及び記載要領			様式1-04-6	※印の行は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
38	様式集及び記載要領			様式2	※印の行は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
39	様式集及び記載要領			様式2	枠内にある記入上の注意点は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
40	様式集及び記載要領			様式4	「本事業における役割」を記載する部分がございますが、一次審査通過まで詳細な図面等が開示されないため、1つの業務を複数の企業で分担する場合には、分担する業務内容を明確にできない可能性がございます。一次審査の段階ではあくまでも案とし、コンソーシアム内の業務役割分担については二次審査提出時に一部変更可能として頂けないでしょうか。	御意見のとおりとします。 ただし、入札説明書4-(1)-キのとおり、構成企業及び協力企業等自体の変更は原則として認められません。	
41	様式集及び記載要領			様式4	※印の「※構成企業の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること」は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
42	様式集及び記載要領			様式5	※印の「※構成企業の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成すること」は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
43	様式集及び記載要領			様式6	「注）なお、（中略）提出して下さい。」は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
44	様式集及び記載要領			様式7	枠内の記載要領ならびに枠外の「◆備考」は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
45	様式集及び記載要領			様式8	枠内の記載要領ならびに枠外の「◆備考」は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
46	様式集及び記載要領 別添資料①			別添資料①	枠外の※印の行は削除して提出してもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴見のとおりです。	
47	様式集及び記載要領 別添資料①			別添資料①	”体制業務 実施体制内訳”において、本事業は運営開始が9月（事業期間9年7ヶ月）であるため、運営開始と業務開始が同じ業務において事業期間合計は（A×9.583年）との積算でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	
48	様式集及び記載要領 別添資料②			別添資料②	別添資料② 医療機器納入品目及び価格提案フォームにて、構成品目内訳の項目があります。医療機器（例えば、超伝導磁気共鳴診断装置（MRI））などは、その特性からも品目数が多岐に渡ります。そのような場合でも、内訳をすべて記入することでしょうか。品目内訳記載のルール等がございましたら、ご教示ください。	内訳をすべて記入してください。記載ルールについては別添資料②「項目品目内訳（据付工事等を含む）」欄に記載のとおりです。 記載の順序についてはハードウェア、ソフトウェア、工事費、その他 の順にお願いいたします。	
49	様式集及び記載要領 別添資料②			別添資料②	別添資料② 医療機器納入品目及び価格提案フォームにて、標準価格、及び標準価格からの値引き率（%）の項目がありますが、品目によっては、メーカーによりオープン価格となっている場合もございます。そのような場合は、当該項目は空欄でよろしいでしょうか。もしくは、想定される標準価格にて記載すべきでしょうか。	オープン価格と御記載ください。	
50	様式集及び記載要領 別添資料②、③			別添資料②	「医療機器の入品目及び価格提案フォーム」「想定調達備品納入品目及び価格提案フォーム」において、「標準価格」の記載がある。標準価格とは定価であり、定価がないオープン価格の場合は「標準価格からの値引き率」と併せて空欄とするとの理解でよいか。	オープン価格と御記載ください。	
51	様式集及び記載要領 別添資料③			別添資料③-1	別添資料③-① 想定調達備品納入品目及び価格提案フォームにて、標準価格、及び標準価格からの値引き率（%）の項目がありますが、品目によっては、メーカーによりオープン価格となっている場合もございます。そのような場合は、当該項目は空欄でよろしいでしょうか。もしくは、想定される標準価格にて記載すべきでしょうか。	オープン価格と御記載ください。	

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答	修正
52	様式集及び記載要領 別添資料③			別添資料 ③	別添資料③ 想定調達備品購入品目及び価格提案フォームに「要求水準別紙5」との記載がありますが、要求水準別紙2の間違えではないでしょうか。	貴見のとおりであり、修正します。	○
53	様式集及び記載要領 別添資料③			別添資料 ③	機器の標準価格が無い物（オープン価格）は未記入で宜しいでしょうか。	オープン価格と御記載ください。	

その他の質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	その他				事故の補償部分にあたります保険加入は、事業者側で加入でしょうか。	貴見のとおりです。
2	その他				自家用自動車運行管理ですので、点呼等の法的義務付けはありませんが、アルコールチェック等点呼をする必要があるとお考えになりますか。また、その場合のアルコールチェッカー機器等の費用負担も積算範囲内とお考えですか。	前段について、提案によります。 後段について、事業者の負担となります。
3	その他				受刑者がお亡くなりになった時の移送も、業務に含まれますか。	霊柩車の手配や葬儀等、追加の費用が必要になった場合には国において負担します。
4	その他				救急車に搭載する医療機器や護送車に関わる設置物等に関する補償負担はどちらになりますか。	事業者の負担となります。
5	その他				想定外の事態（天災、災害等）発生時における特別支援負担金等のご請求は可能ですか。	公的な補助金・助成金がある場合には活用していただいで差し支えありません。
6	その他				災害時に管理車両が走行不能レベル、全損を被った場合の代替え車両についての責任の所在はどのようになりますか。	事業者の負担となりますが、その原因が不可抗力の場合には事業契約書第66条各項及び第67条によります。
7	その他	-	-	-	一次審査通過後に開示される資料を教えてください。図面については、以下の内容を希望いたします。なお、当該図面データにつきましては、PDFデータ及びCADデータにて受領できると幸いです。 <希望図面リスト> ・建築（構造） ・建築（意匠）※床材および諸室面積がわかるものを含む ・電気設備 ・空調設備 ※機器表、系統図含む ・給排水衛生設備 ※機器表、系統図含む ・メーカーリスト	開示可能なものはすべて開示する予定ですが、データ形式については未定です。 (建築物・建築設備の施工図面、PFI工事区分表の開示を予定しています。) なお、その際には守秘義務の遵守に係る文書(様式は別途提示します。)を提出していただきます。
8	その他	-	-	-	説明会でも質問させていただきましたが、一次審査通過後に開示された資料に関する質問は6月中旬～下旬にかけて行う「競争的対話」にて行うという認識で宜しいでしょうか。一次審査後に開示される図面に対する数量の確認等の細かい質問が発生し、競争的対話での質疑応答後では積算期間が短くなる可能性がありますので、書面による質疑の機会を一次審査通過後に設けていただくことは可能でしょうか。	前段については貴見のとおりです。 後段については予定しておりません。
9	その他	-	-	-	運営準備業務の算出にあたり、運営準備期間における各入居団体の運営準備スケジュール（リハーサル内容・時期、施設入居日等）を現在の想定で構いませんのでご教授願います。	未定です。
10	その他	-	-	-	事業者が国際法務総合センター内で利用することが可能な連絡手段等（無線・構内PHS）は整備されているという認識でよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
11	その他	-	-	-	運営準備業務の費用算出にあたり、各施設における施工完了日及びゼネコンからの引き渡しスケジュール（取説・鍵合わせ等）を現在の想定で構いませんのでご教授願います。	施工完了予定日は平成29年2月17日であり、それから速やかに引き渡しを行う予定です。
12	その他	-	-	-	実施方針にP14（11）競争的対話において「具体的な実施時期、実施方法及び留意事項等は入札説明書に明示する。」とありますが、入札説明書に記載がないため御開示をお願いいたします。	競争参加資格の確認後、提案書及び第2次審査資料提出までの間、法務省において対面にて実施する予定です。 具体的には競争参加資格の確認後、お示します。

No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
13	その他	-	-	-	実施方針にP14(11)競争的対話において「具体的な実施時期,実施方法及び留意事項等は入札説明書に明示する。」とありますが,競争的対話の内容が事業者のノウハウに関する場合は,当該内容は非公開という認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
14	実施方針に関する質問に対する回答(平成27年3月20日)	77	17	No.294	ターミナルケア対象者の食種をご教示願います。	現時点では未定です。 なお,八王子医療刑務所においては個別にオーダーしておりますが,その内容は,各個人が食べられる食材,調理形態を既存の献立から組み合わせて提供しています。
15	実施方針に関する質問に対する回答(平成27年3月20日)	92	10	No.382	矯正医療センター(仮称)内の食堂利用対象者(日中の出勤人数・内訳など)および矯正研修所内食堂は他の施設からの利用も想定しているとありますので対象となる施設および対象者(日中の出勤人数・内訳など)をご教示願います。	職員数等については未定です。
16	実施方針に関する質問に対する回答(平成28年2月29日)	4	13	No.26	国職員が人口透析を実施する場合の給食の対応についてご教示願います。	詳細は事業者決定後,協議の上で決定します。
17	要求水準書(案)に関する質問に対する回答(平成28年2月29日)	14	6	No.58	誕生日・行事菜・祝日菜・延長菜とは何でしょうか。八王子医療刑務所における実績と併せてご教示願います。	関係通知等(「収容者の正月用特別主食の給与について」,「被収容者の正月用特別菜代について」,「被収容者の祝祭日及び誕生日用特別菜代について」,「被収容者の行事用特別菜代について」,「延長作業に従事した場合の給食について」,「被収容者が延長作業に従事した場合に給与する増菜代について」)に基づくものです。 八王子医療刑務所における実績は以下のとおりです。 1 誕生日菜【60円/1名/年1回】14,220円(237名分) 2 行事菜【300円/1名/年2回】125,100円(417名分) 3 祝祭日菜【60円/1名/年14回】174,480円(2,908名分) 4 延長食 実績なし
18	実施方針等(平成28年1月12日修正)一食堂等の平面図	2			提示された炊場平面図にはプレハブ冷蔵庫・冷凍庫が記載されており,同エリアの床面工事等は建築側(国側)で実施との解釈で宜しいでしょうか。もし運営事業者側による施工の場合,現状回復時にはどの程度までの回復が必要でしょうか。	競争参加資格確認後に提示する資料にて御判断ください。 なお,PFI事業者による施工前の状態までの回復を原則としますが,詳細は協議によります。
19	実施方針食堂等の平面図			人工透析室回り平面図	人工透析室の平面レイアウトについては,これまでに保健所等との協議は行われ,了解は得られているのでしょうか?	病院申請等は国の責任にて行います。
20	実施方針食堂等の平面図			人工透析室回り平面図	上記に関し,運営者の立場で協議,相談に行くことは可能でしょうか?	国と事業者間で疑義がある場合には,その都度国と事業者の間で協議を行うこととなります。